

## 本章のポイント

## 第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成31（2019）年1月現在、衆議院10.2%、参議院20.7%。
- 国家公務員の地方機関課長・本省課長補佐相当職、本省課室長相当職及び指定職相当に占める女性の割合は、平成30（2018）年では10.8%、4.9%及び3.9%。平成31（2019）年4月1日時点での国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は、全体で35.4%、うち総合職試験からの採用者では34.5%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は、平成30（2018）年9月現在、37.6%。女性の専門委員等の割合は26.6%。

## 第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 平成30（2018）年12月末現在の地方議会における議員に占める女性の割合は、特別区議会が最も高く27.0%、政令指定都市の市議会は17.2%、市議会全体は14.7%、都道府県議会は10.0%。全ての都道府県議会に女性議員がいる一方、3割以上の町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。
- 地方公務員に占める女性の割合について、役職段階別に見ると、平成30（2018）年における本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で19.0%、10.5%、6.4%、市区町村で28.5%、16.7%、8.8%（うち、政令指定都市で21.8%、15.8%、9.5%）。平成29（2017）年度の採用者に占める女性の割合は、都道府県全体で35.1%、うち大学卒業程度試験は31.7%。

## 第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性の割合は着実に増加。平成29（2017）年12月現在、裁判官21.7%、平成30（2018）年現在、検察官（検事）24.6%、弁護士18.7%。
- 平成30（2018）年の我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は149か国中110位。平成30（2018）年のジェンダー不平等指数（GII）は160か国中22位。

## 第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

（国会議員に占める女性の割合）

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」により、国会議員に占める女性の割合について、その推移を見ると、衆議院議員総選

挙当選者においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8（1996）年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降、衆議院議員に占める女性の割合は上昇傾向にあり、平成29（2017）年10月執行の衆議院議員総選挙を経て、平成31（2019）年1月現在では

10.2% (47人) となり、国際比較すると、193か国中165位 (平成31 (2019) 年1月現在) となっている。

また、参議院においては、昭和22 (1947) 年4月 (第1回選挙後) の4.0% (10人) からおおむね上昇傾向にあり、平成28 (2016) 年7月執行の参議院議員通常選挙後、参議院議員に占める女性の割合は約5%ポイント増加し、平成31 (2019) 年1月現在で20.7% (50人) となっている。

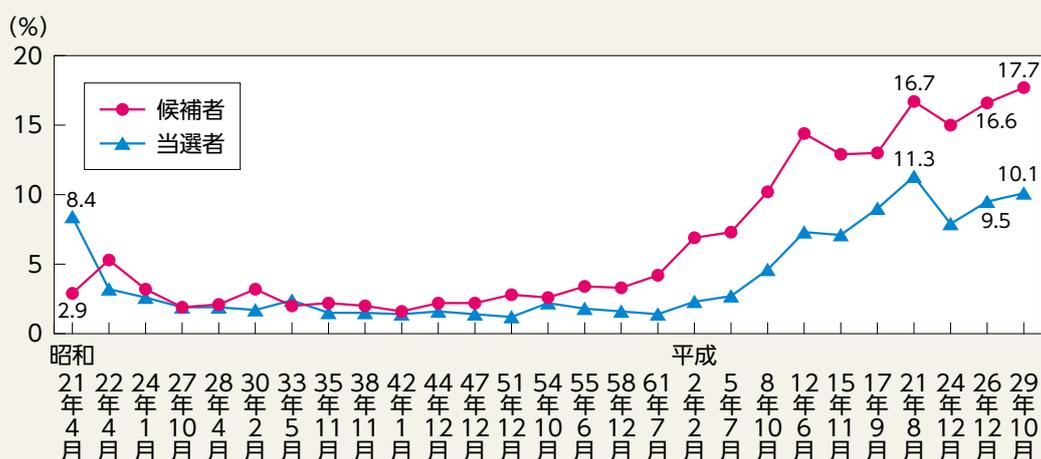
(候補者、当選者に占める女性の割合)

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和

61 (1986) 年以降上昇傾向にある。平成29 (2017) 年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は過去最高となり、当選者に占める女性の割合は、平成21 (2009) 年8月執行の総選挙に次いで過去2番目に高い割合となった (I-1-1図)。

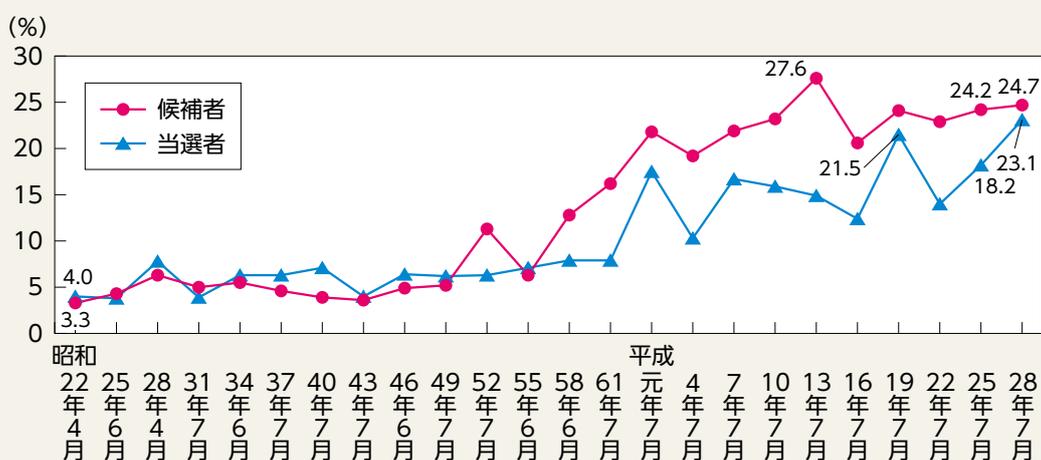
また、参議院議員通常選挙においても、候補者及び当選者に占める女性の割合は、昭和50年代後半以降上昇傾向にある。平成28 (2016) 年7月執行の通常選挙では、候補者に占める女性の割合は平成13 (2001) 年7月執行の通常選挙に次いで過去2番目に高く、当選者に占める女性の割合は過去最高となった (I-1-2図)。

I-1-1図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

I-1-2図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

### (国家公務員採用者に占める女性の割合)

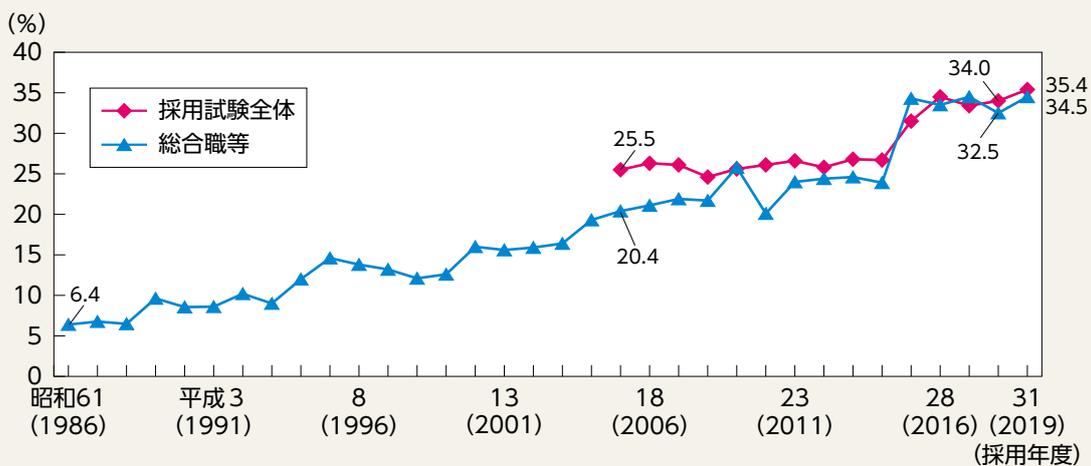
国家公務員においては、女性の採用を積極的に進めた結果、平成31(2019)年4月1日時点での国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は35.4%、総合職試験からの採用者に占める女性の割合は34.5%となり、第4次男女共同参画基本計画に定める目標(毎年度30%以上)を達成している

(I-1-3図)。

### (女性国家公務員の登用状況)

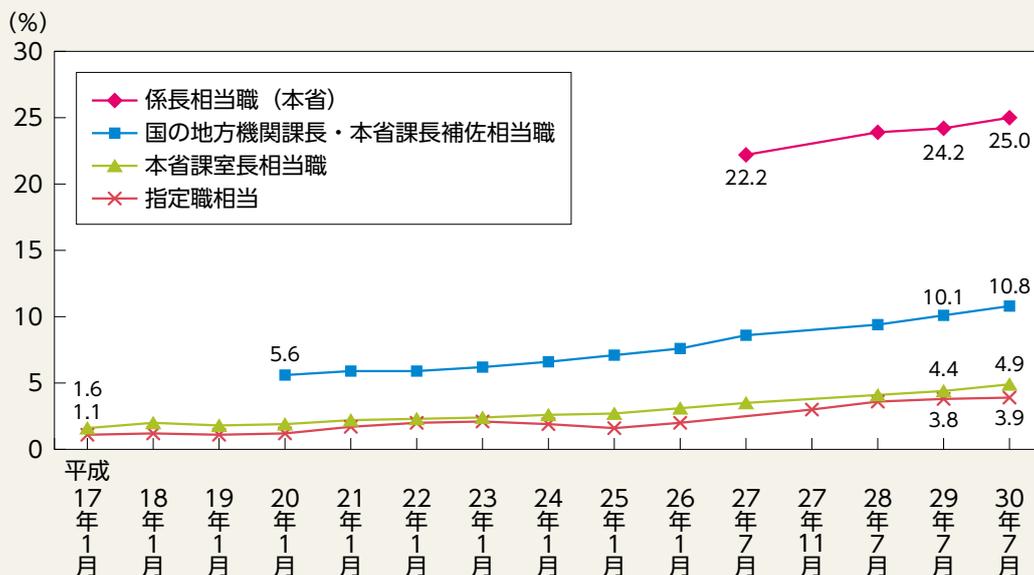
国家公務員の女性の割合を役職段階別に見ると、平成30(2018)年は、係長相当職(本省)25.0%、地方機関課長・本省課長補佐相当職10.8%、本省課室長相当職4.9%及び指定職相当3.9%となっている(I-1-4図)。

I-1-3図 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 平成16年度以前は、人事院資料より作成。平成17年度及び18年度は総務省、平成19年度から24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成25年度は総務省・人事院、平成26年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成27年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「総合職等」とは国家公務員採用総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)及び国家公務員採用I種試験並びに防衛省職員採用I種試験をいう。ただし、平成15年度以前は、国家公務員採用I種試験に合格して採用された者(独立行政法人に採用された者を含む。)のうち、防衛省又は国会に採用された者を除く。

I-1-4図 役職段階別国家公務員の女性の割合の推移



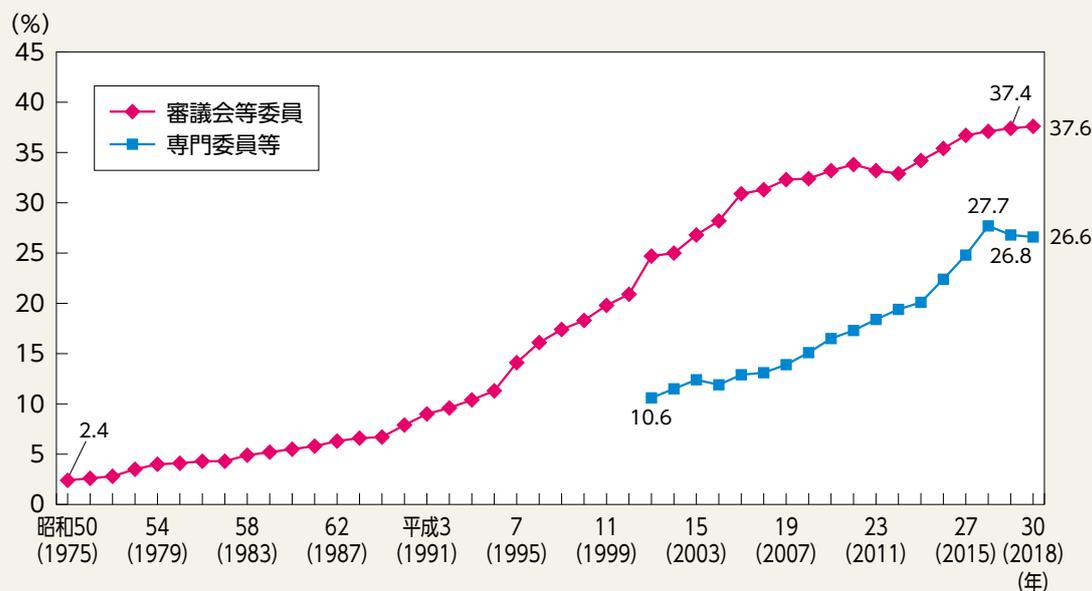
(備考) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。

### (国の審議会等における女性委員の割合)

国の審議会等における女性委員の割合は、平成30（2018）年9月30日現在37.6%と、調査開始以来最高値となった。また、専門委員等（委員とは別に、専門又は特別の事項を

調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの）に占める女性の割合は26.6%である（I-1-5図）。

I-1-5図 国の審議会等における女性委員の割合の推移



(備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。  
2. 昭和63年から平成6年は、各年3月31日現在。平成7年以降は、各年9月30日現在。昭和62年以前は、年により異なる。

## 第2節

### 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

#### (都市部で高い地方議会における女性議員の割合)

都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員に占める女性の割合を見ると、平成30（2018）年12月末現在、女性の割合が最も高い特別区議会で27.0%、政令指定都市の市議会は17.2%、市議会全体は14.7%、都道府県議会は10.0%、町村議会は10.1%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある（I-1-6図）。

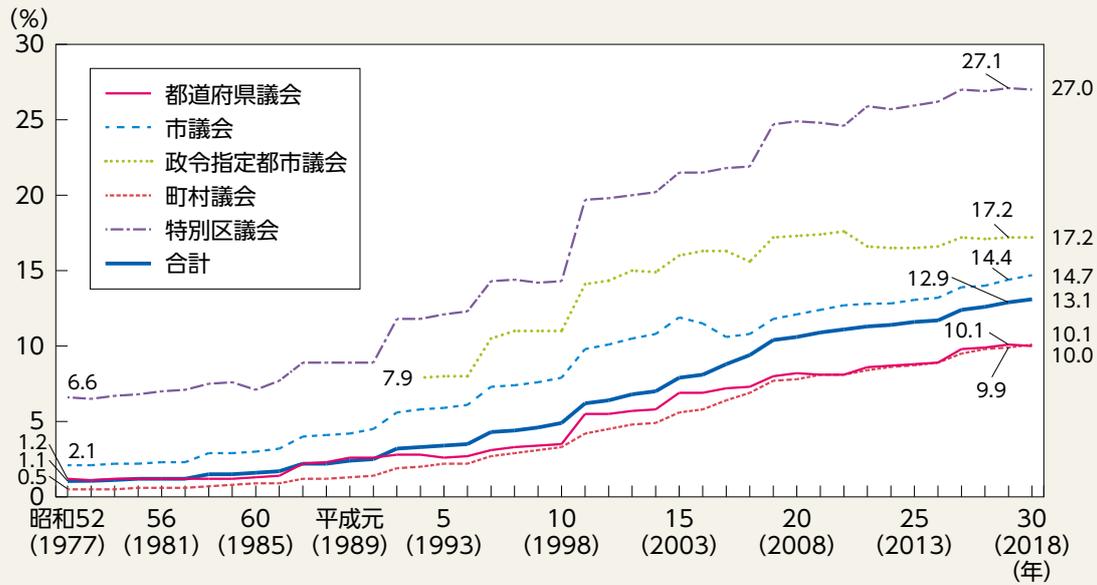
また、平成30（2018）年12月末現在、全

ての都道府県議会に女性議員がいる一方で、市区議会の4.5%、町村議会の32.7%ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

#### (地方公務員採用者に占める女性の割合)

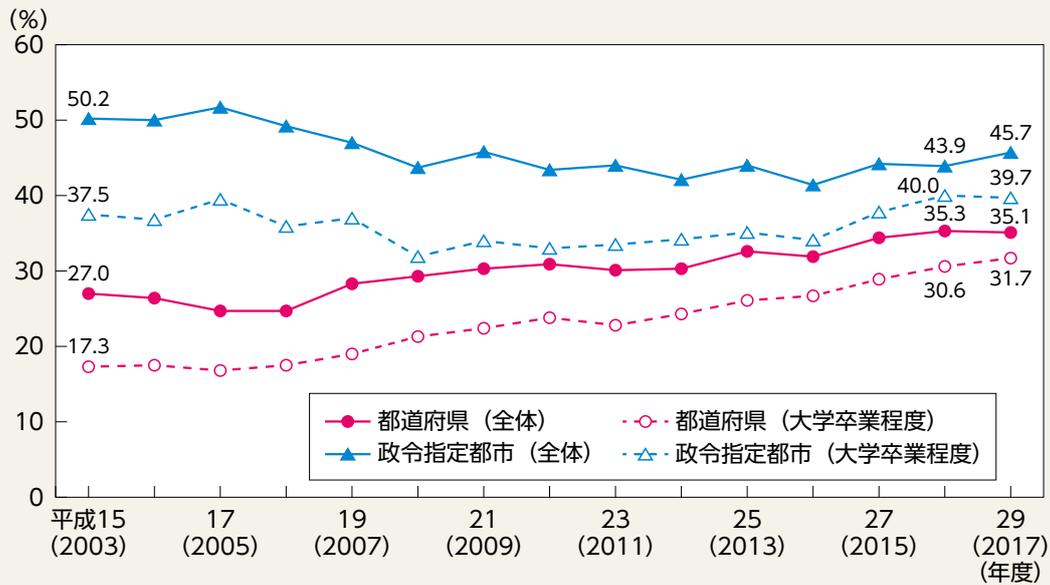
平成29（2017）年度の地方公務員採用試験採用者に占める女性の割合は、都道府県では、全体で35.1%、うち大学卒業程度で31.7%、政令指定都市では、全体で45.7%、うち大学卒業程度で39.7%であり、都道府県より政令指定都市で高い水準となっている。長期的な推移を見ると、都道府県の大学卒業程度において増加傾向にあり、平成28（2016）年度以降30%を超えている（I-1-7図）。

I-1-6 図 地方議会における女性議員の割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。  
 2. 各年12月末現在。  
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

I-1-7 図 地方公務員採用者に占める女性の割合の推移



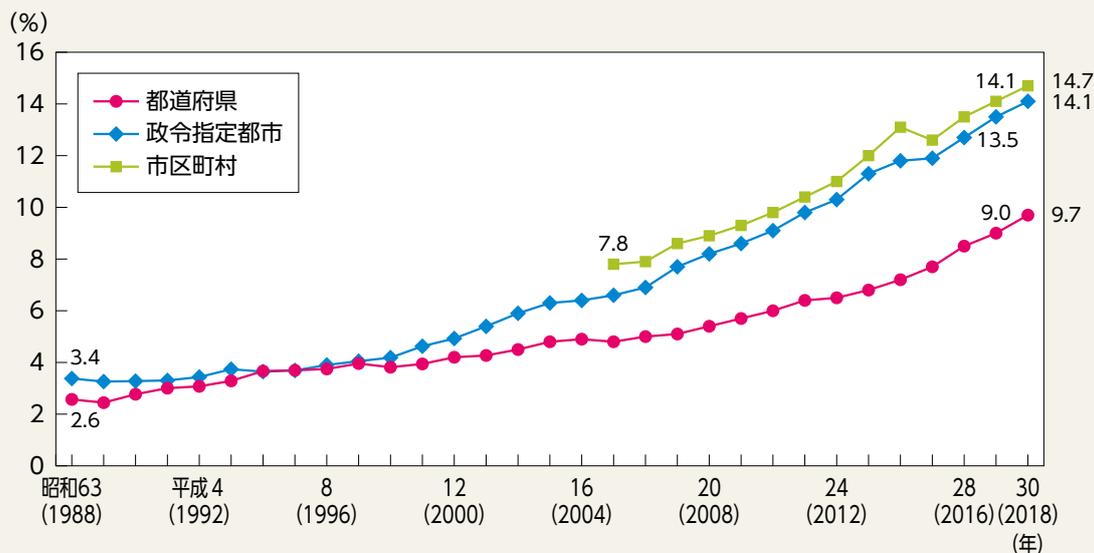
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
 2. 採用期間は、各年4月1日から翌年3月31日。

(女性地方公務員の登用状況)

本庁課長相当職以上に占める女性地方公務員の割合は、平成30 (2018) 年において、都道府県で9.7%、市区町村で14.7% (うち、政令指定都市では14.1%) となっている (I-1-8 図)。役職段階別に見ると、平成30 (2018) 年の本庁係長相当職、本庁課長補佐

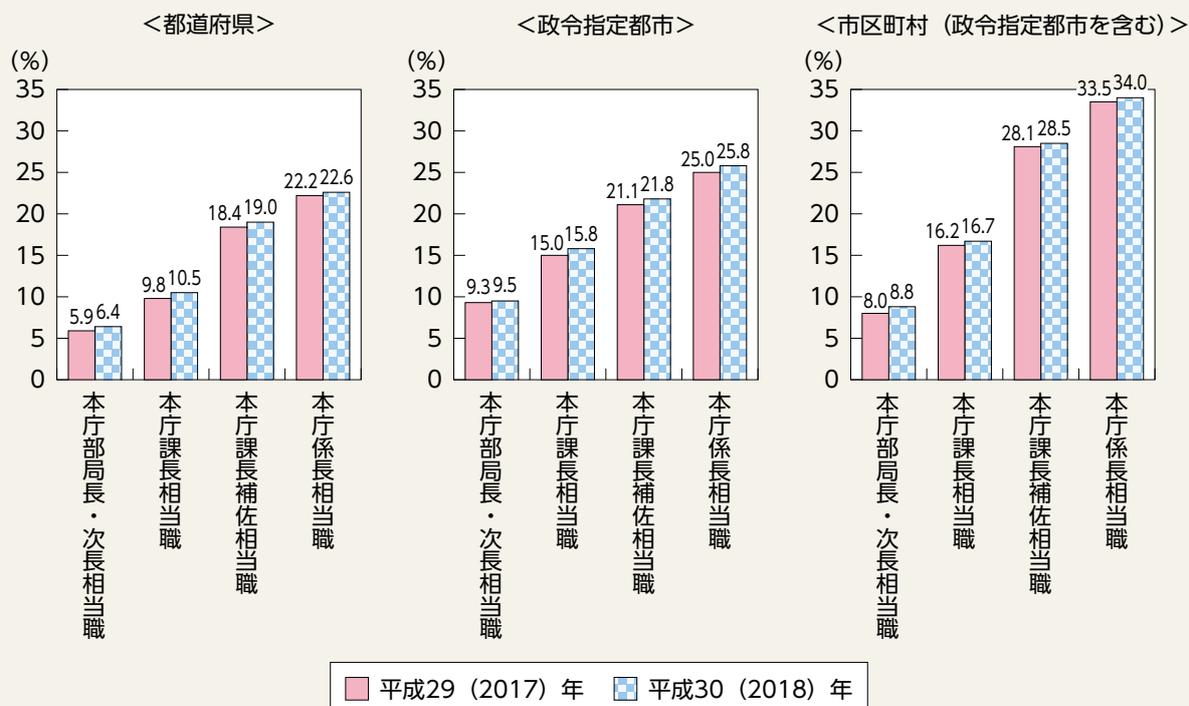
相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で22.6%、19.0%、10.5%、6.4%、市区町村で34.0%、28.5%、16.7%、8.8% (うち、政令指定都市では25.8%、21.8%、15.8%、9.5%) となっている (I-1-9 図)。

## I-1-8 図 地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料, 平成6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成5年までは各年6月1日現在, 平成6年から15年までは各年3月31日現在, 平成16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 市区町村の値には, 政令指定都市を含む。
3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
4. 東日本大震災の影響により, 平成23年の値には岩手県の一部(花巻市, 陸前高田市, 釜石市, 大槌町), 宮城県の一部(女川町, 南三陸町), 福島県の一部(南相馬市, 下郷町, 広野町, 楢葉町, 富岡町, 大熊町, 双葉町, 浪江町, 飯館村)が, 平成24年の値には福島県の一部(川内村, 葛尾村, 飯館村)がそれぞれ含まれていない。また, 北海道胆振東部地震の影響により, 平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。
5. 平成27年以降は, 役職段階別に女性数及び総数を把握した結果を基に, 課長相当職及び部局長・次長相当職に占める女性の割合を算出。

## I-1-9 図 役職段階別地方公務員の女性の割合



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 調査時点は原則として各年4月1日現在であるが, 各地方公共団体により異なる場合がある。
3. 北海道胆振東部地震の影響により, 平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。

### 第3節

## 様々な分野における女性の参画

### (着実に増加する司法分野における女性の割合)

裁判官，検察官（検事），弁護士に占める女性の割合は，いずれも着実に増加しており，裁判官が21.7%（平成29（2017）年12月現在），検察官（検事）が24.6%（平成30（2018）年3月末現在），弁護士が18.7%（平成30（2018）年9月末現在）となっている。なお，平成29（2017）年12月現在，女性2人が最高裁判所の裁判官（全15人）に任命されている。

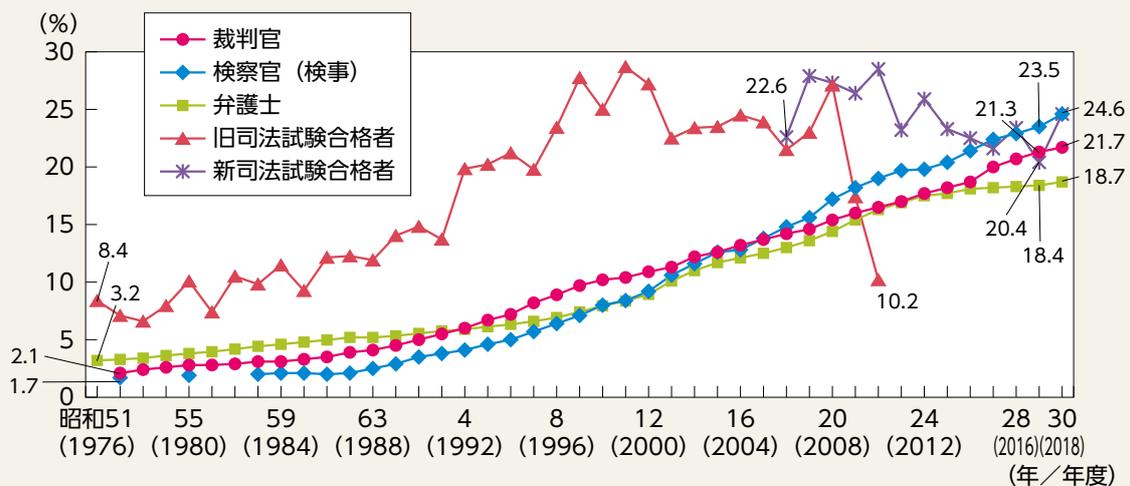
司法試験合格者に占める女性の割合は，平成4（1992）年以降はおおむね2～3割で推移しており，平成30（2018）年は24.6%であった（I-1-10図）。なお，法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院では，平成30（2018）年時点で女子学生が31.3%と3割以上を占めていることから，今後の司法分野での女性の更なる参画拡大が期待される。

### (医療分野における女性の割合)

医療施設で働いている医師，歯科医師に占める女性の割合は上昇傾向にある。医師のうち女性の割合は昭和51（1976）年の9.4%から平成28（2016）年の21.1%まで上昇を続けている。他方で，女性医師の割合は診療科ごとで差があり，医師数が1万人以上の診療科別に見てみると，眼科（38.3%），産婦人科（35.8%），小児科（34.3%）等では，割合が高くなっているが，整形外科（4.9%），外科（5.8%），循環器内科（11.6%）等では低い水準に留まっている。薬局及び医療施設で働いている薬剤師に占める女性の割合は，平成14（2002）年まで上昇していたが，それ以降はほぼ横ばいとなっている（I-1-11図）。

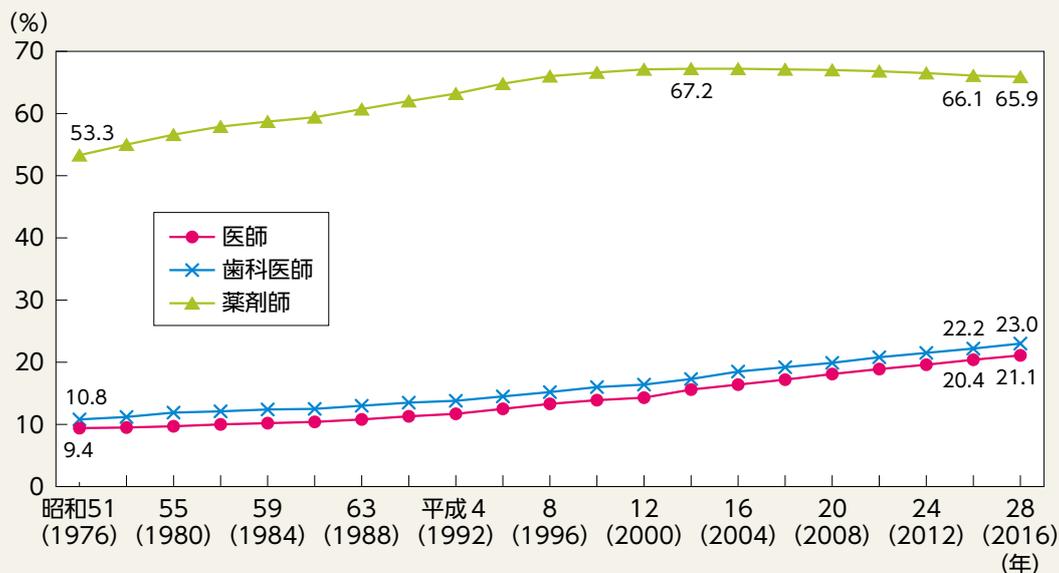
医師を取り巻く状況を見ると，慢性的な長時間労働，夜勤や当直等不規則な勤務形態等の指摘があり，女性医師の中には，育児，介護等と仕事との両立が難しい者もいると考えられる。産婦人科医及び小児科医については，新規に医師になる者の多い25～29歳の医師に占める女性の割合がそれぞれ66.1%，44.9%となっているが，年齢が上がるにしたがって低くなる傾向がある（I-1-12図）。

I-1-10図 司法分野における女性の割合の推移



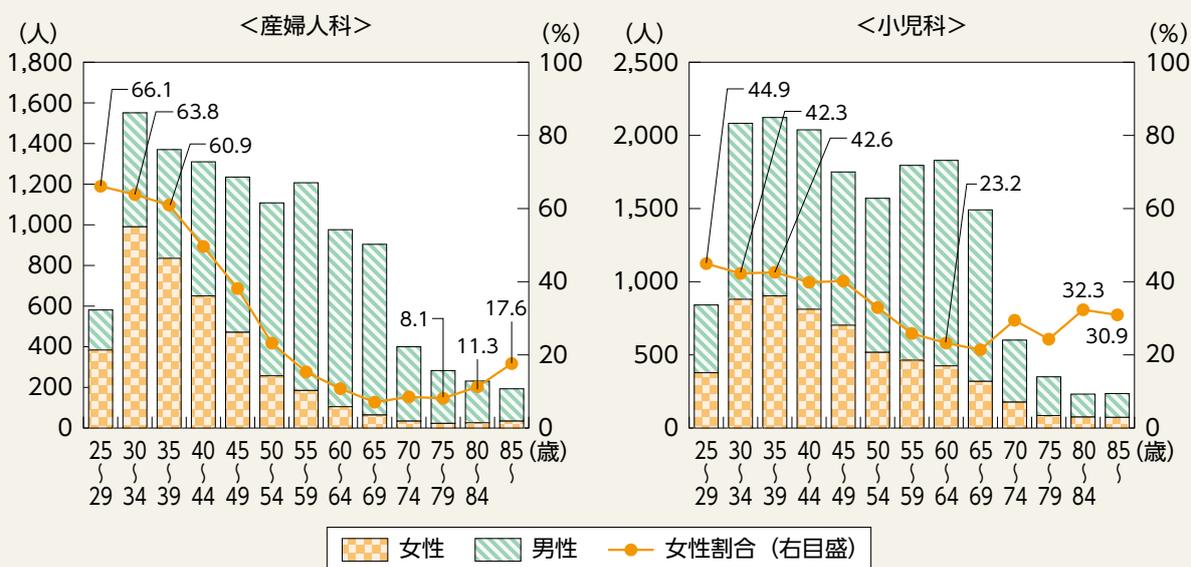
- (備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。  
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。  
 3. 検察官（検事），司法試験合格者については法務省資料より作成。  
 4. 裁判官は平成26年までは各年4月現在，平成27年以降は前年12月現在，検察官（検事）は各年3月31日現在。弁護士は年により異なる。司法試験合格者は各年度の値。

I-1-11 図 医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師に占める女性の割合の推移



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。  
2. 各年12月31日現在。

I-1-12 図 年齢階級別産婦人科及び小児科の医療施設従事医師数 (男女別, 平成28 (2016) 年)



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成28年)より作成。  
2. 平成28年12月31日現在。  
3. 産婦人科は、主たる診療科が「産婦人科」及び「産科」の合計。

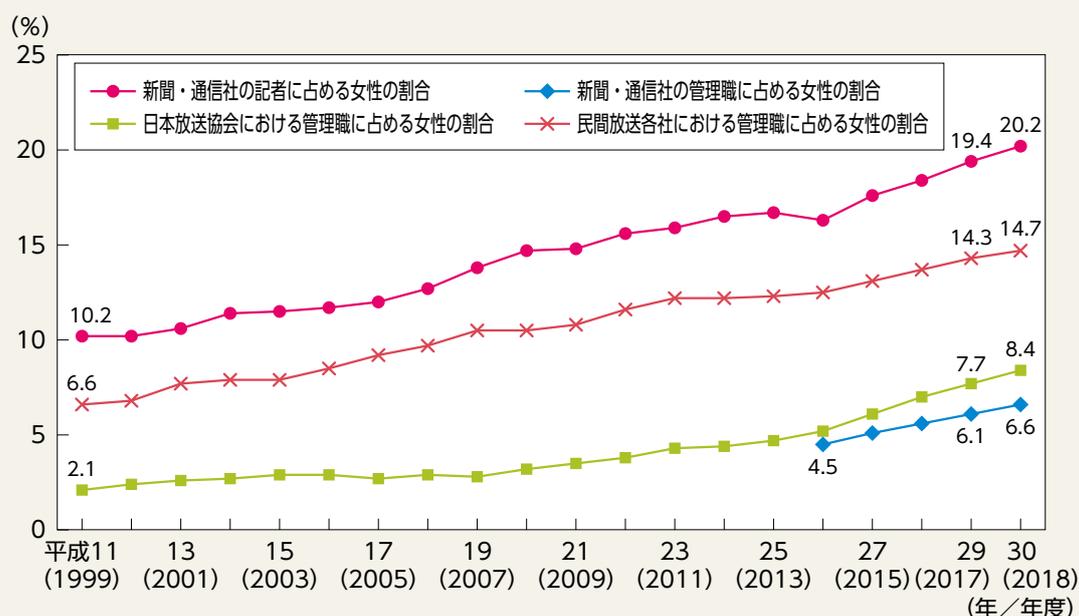
### (メディアにおける女性の参画)

新聞や放送等のメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることの防止や、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自主的に女性等の人権に配慮した取組を進めていく上で重要な役割を果たすものと期待されている。

新聞及び放送業界における女性の参画状況

について見ると、平成30（2018）年における新聞・通信社の管理職に占める女性の割合は6.6%、新聞・通信社の記者に占める女性の割合は20.2%、民間放送及び日本放送協会の管理職に占める女性の割合はそれぞれ14.7%、8.4%となっており、上昇傾向にある（I-1-13図）。

I-1-13図 各種メディアにおける女性の割合の推移



- (備考) 1. 一般社団法人日本新聞協会資料、日本放送協会資料及び一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。  
 2. 新聞・通信社は各年4月1日現在、日本放送協会は各年度の値、民間放送各社は各年7月31日現在。  
 3. 日本放送協会における管理職は、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）。  
 なお、日本放送協会では平成28年から関連団体等への出向者を含む数値で公表。（平成28年は7.3%、29年は8.0%、30年は8.7%）また、平成25年までは専門職を含む値（専門職は平成25年で廃止）。  
 4. 民間放送各社における管理職は、課長級以上の職で、現業役員を含む。

(国際的に見て低い水準にある我が国の状況)

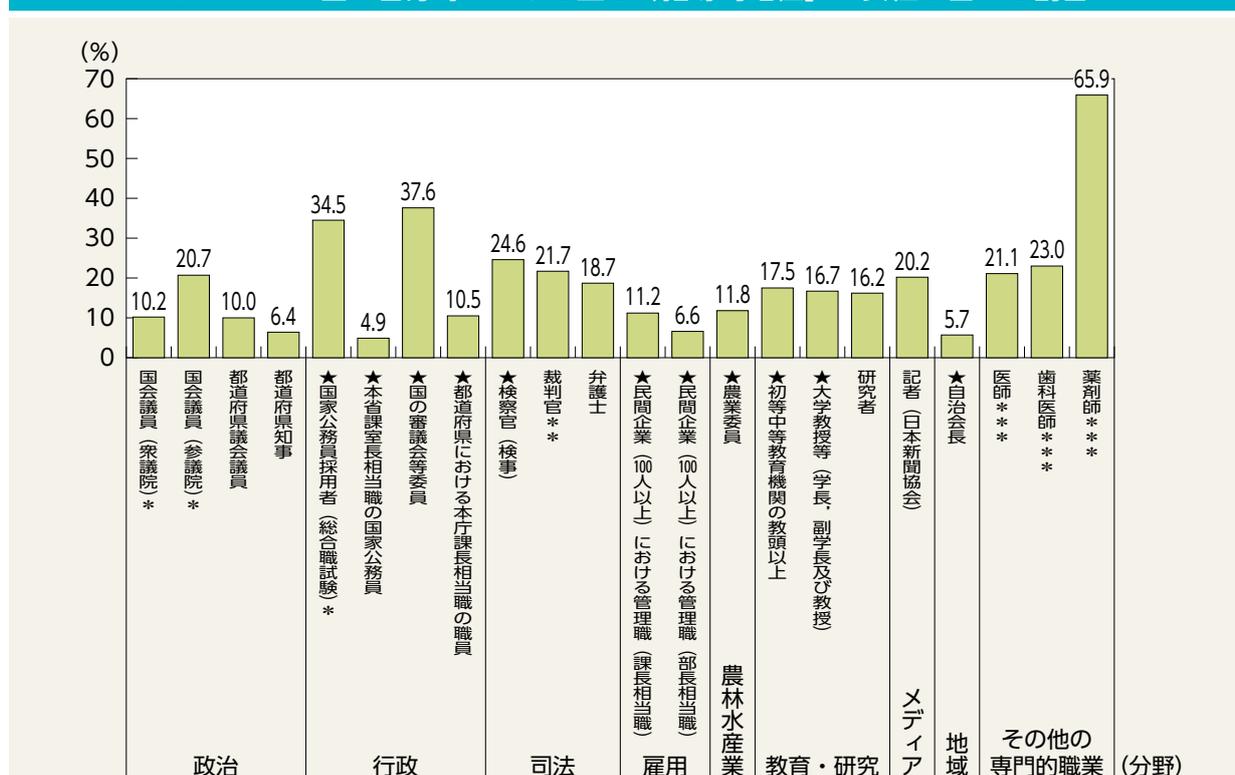
平成15(2003)年に、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位<sup>65</sup>に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきた。その結果、指導的地位に占める女性の割合は緩やかに上昇しており、その水準は依然として低いものの、30%を達成する分野も出てきている(I-1-14図)。

国際的には、平成30(2018)年に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発指数・指標：2018年新統計」によると、我が国は、人間開発指数(HDI)が189の国と

地域中19位、ジェンダー不平等指数(GII)は160か国中22位となっている。一方、世界経済フォーラムが平成30(2018)年に発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、149か国中110位となっている。

GGIの順位はHDIやGIIの順位と比べて著しく低くなっている。我が国は、寿命や妊産婦死亡率といった健康(41位)や教育(65位)等人間開発の達成度では高い水準にあるが、政治(125位)や経済(117位)における意思決定に参加する機会等において諸外国と比べて男女間の格差が大きいことが原因である(I-1-15表、16図)。

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成30年度)より一部情報を更新。  
 2. 原則として平成30年値。ただし、\*は平成31年値、\*\*は平成29年値、\*\*\*は平成28年値。  
 なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。  
 また、「国家公務員採用者(総合職試験)」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの。

<sup>65</sup> 「指導的地位」の定義：男女共同参画会議決定(平成19(2007)年2月14日)において、「①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当」とされている。なお、当該決定において「指導的地位」の定義に該当する者として掲げられた分野・項目は、代表例・例示という位置づけであって、それに含まれないことをもって指導的地位ではないということの意味するものではないとされている。

I-1-15表 HDI, GII, GGIにおける日本の順位

① HDI 平成29 (2017) 年  
(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.953
2	スイス	0.944
3	オーストラリア	0.939
4	アイルランド	0.938
5	ドイツ	0.936
6	アイスランド	0.935
7	香港	0.933
7	スウェーデン	0.933
9	シンガポール	0.932
10	オランダ	0.931
11	デンマーク	0.929
12	カナダ	0.926
13	米国	0.924
14	英国	0.922
15	フィンランド	0.920
16	ニュージーランド	0.917
17	ベルギー	0.916
17	リヒテンシュタイン	0.916
19	日本	0.909
20	オーストリア	0.908
21	ルクセンブルク	0.904
22	イスラエル	0.903
22	韓国	0.903
24	フランス	0.901
25	スロベニア	0.896
26	スペイン	0.891
27	チェコ共和国	0.888
28	イタリア	0.880
30	エストニア	0.871
31	ギリシャ	0.870
33	ポーランド	0.865
38	スロバキア	0.855
41	ラトビア	0.847
41	ポルトガル	0.847
44	チリ	0.843
45	ハンガリー	0.838
64	トルコ	0.791
74	メキシコ	0.774

② GII 平成29 (2017) 年  
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	スイス	0.039
2	デンマーク	0.040
3	スウェーデン	0.044
3	オランダ	0.044
5	ノルウェー	0.048
5	ベルギー	0.048
7	スロベニア	0.054
8	フィンランド	0.058
9	アイスランド	0.062
10	韓国	0.063
11	ルクセンブルク	0.066
12	シンガポール	0.067
13	オーストリア	0.071
14	ドイツ	0.072
15	スペイン	0.080
16	フランス	0.083
17	キプロス	0.085
18	イタリア	0.087
19	ポルトガル	0.088
20	カナダ	0.092
21	イスラエル	0.098
22	日本	0.103
23	オーストラリア	0.109
23	アイルランド	0.109
25	英国	0.116
26	ギリシャ	0.120
27	エストニア	0.122
29	チェコ共和国	0.124
32	ポーランド	0.132
34	ニュージーランド	0.136
39	スロバキア	0.180
41	米国	0.189
42	ラトビア	0.196
54	ハンガリー	0.259
69	トルコ	0.317
72	チリ	0.319
76	メキシコ	0.343

③ GGI 平成30 (2018) 年  
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
4	フィンランド	0.821
5	ニカラグア	0.809
6	ルワンダ	0.804
7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
9	アイルランド	0.796
10	ナミビア	0.789
11	スロベニア	0.784
12	フランス	0.779
13	デンマーク	0.778
14	ドイツ	0.776
15	英国	0.774
16	カナダ	0.771
17	ラトビア	0.758
18	ブルガリア	0.756
19	南アフリカ	0.755
20	スイス	0.755
27	オランダ	0.747
29	スペイン	0.746
32	ベルギー	0.738
33	エストニア	0.734
37	ポルトガル	0.732
39	オーストラリア	0.730
42	ポーランド	0.728
46	イスラエル	0.722
50	メキシコ	0.721
51	米国	0.720
53	オーストリア	0.718
54	チリ	0.717
61	ルクセンブルク	0.712
70	イタリア	0.706
78	ギリシャ	0.696
82	チェコ共和国	0.693
83	スロバキア	0.693
102	ハンガリー	0.674
110	日本	0.662
115	韓国	0.657
130	トルコ	0.628

(備考) 1. HDI及びGIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発指数・指標:2018年新統計」、GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2018」より作成。

2. 測定可能な国数は、HDIは189の国と地域、GIIは160か国、GGIは149か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国(35か国)を抽出。

(注)

### HD I 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識 (平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得 (GNI) を用いて算出している。

### GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15~19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)

【労働市場】・労働力率 (男女別)

### GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

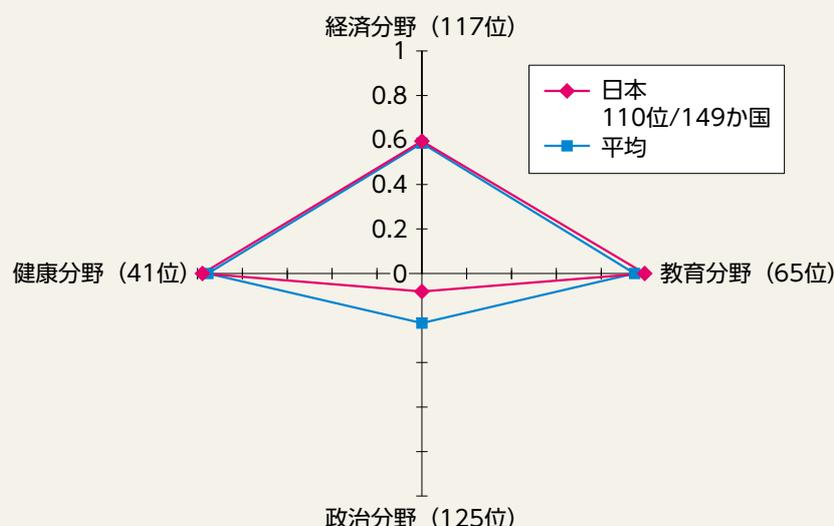
・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【健康分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の行政府の長の在任年数

I-1-16図 各分野におけるジェンダー・ギャップ指数



(備考) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2018」より作成

## 本章のポイント

## 第1節 就業をめぐる状況

- 生産年齢人口（15～64歳）の就業率は、特に女性の上昇が著しい。
- M字カーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇している。また、M字の谷にあたる期間も短くなっている。
- 平成30（2018）年の女性の非正規雇用労働者の割合は56.1%で、前年に比べてやや上昇。
- 平成30（2018）年の女性の就業希望者は237万人であり、求職していない理由で最も多いのは「出産・育児のため」で32.6%。
- 平成30（2018）年の給与の男女間格差は、男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は73.3。

## 第2節 企業における女性の参画

- 平成30（2018）年における役職者に占める女性の割合は、係長級18.3%、課長級11.2%、部長級6.6%と、上位の役職ほど女性の割合が低い。
- 平成30（2018）年の上場企業の役員に占める女性の割合は4.1%で、前年比0.4%ポイント上昇。
- 平成30（2018）年における管理的職業従事者に占める女性の割合は14.9%であり、諸外国と比べて低い水準となっている。

## 第1節 就業をめぐる状況

## (男女の就業者数及び就業率)

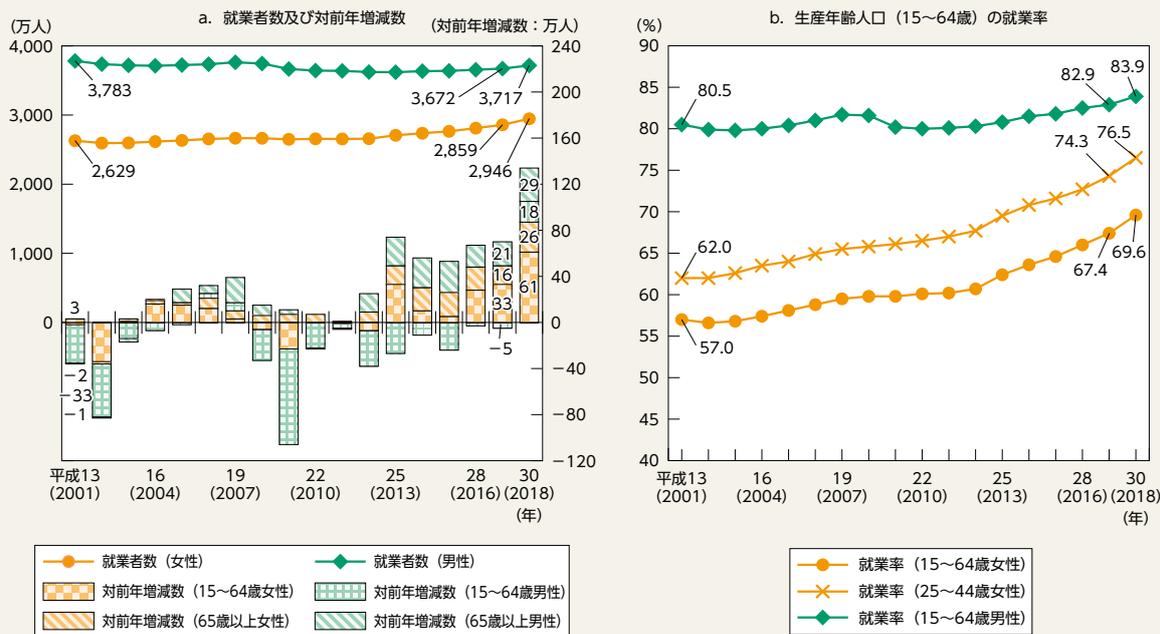
我が国の就業者数は、平成30（2018）年には女性2,946万人、男性3,717万人となっている。男女別に就業者数の増減を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の男性は平成20（2008）年以降減少が続いていたが、平成30（2018）年は増加に転じた。生産年齢人口の女性は平成25（2013）年以降増加している。また、65歳以上については、女性は

平成15（2003）年以降、男性は平成24（2012）年以降増加している。

生産年齢人口の就業率は、近年男女とも上昇しているが、特に女性の上昇が著しく、平成30（2018）年には15～64歳で69.6%、25～44歳で76.5%となった（I-2-1図）。

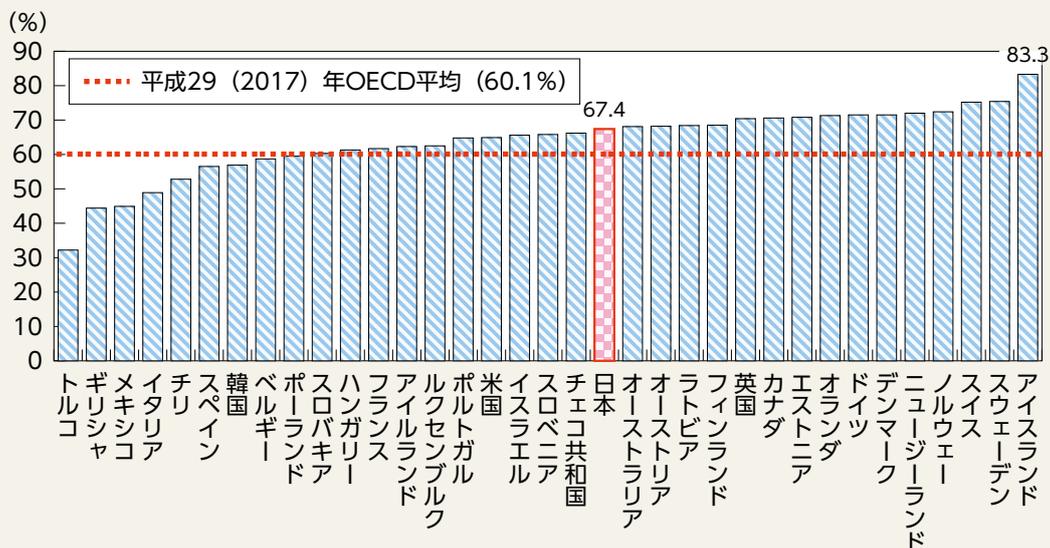
我が国の男女の生産年齢人口の就業率を他のOECD諸国と比較すると、35か国中、男性は82.9%でアイスランド及びスイスに次いで3位であるが、女性は67.4%で16位となっている（I-2-2図）。

I-2-1 図 就業者数及び就業率の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。  
 2. 平成17年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている (比率を除く)。  
 3. 就業者数及び就業率の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。

I-2-2 図 OECD諸国の女性 (15~64歳) の就業率 (平成29 (2017) 年)



- (備考) 1. OECD "OECD Stat"より作成。  
 2. 就業率は、「15~64歳就業者数」 / 「15~64歳人口」 × 100。

(女性の年齢階級別労働力率 (M字カーブ) の状況)

女性の年齢階級別労働力率について昭和53(1978)年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブ

は以前に比べて浅くなっている。

M字の底となる年齢階級も上昇している。昭和53 (1978) 年は25~29歳 (46.6%) がM字の底となっていたが、25~29歳の労働力率は次第に上がり、平成30 (2018) 年

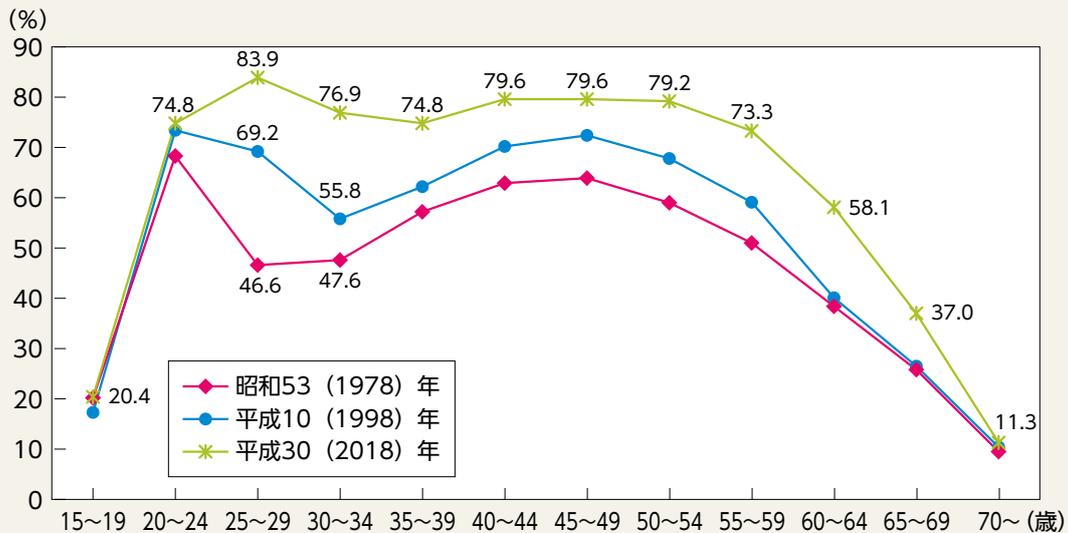
では83.9%と、年齢階級別で最も高くなっている。なお、平成30（2018）年には35～39歳（74.8%）がM字の底となっている（I-2-3図）。

また、労働力率が低下し始めてから再度上昇するまでのM字の谷にあたる期間も短くなっている。昭和53（1978）年は、谷の両

端は20～24歳と45～49歳で期間は約25年であったが、平成30（2018）年には25～29歳と40～44歳となっており期間は約15年となっている。

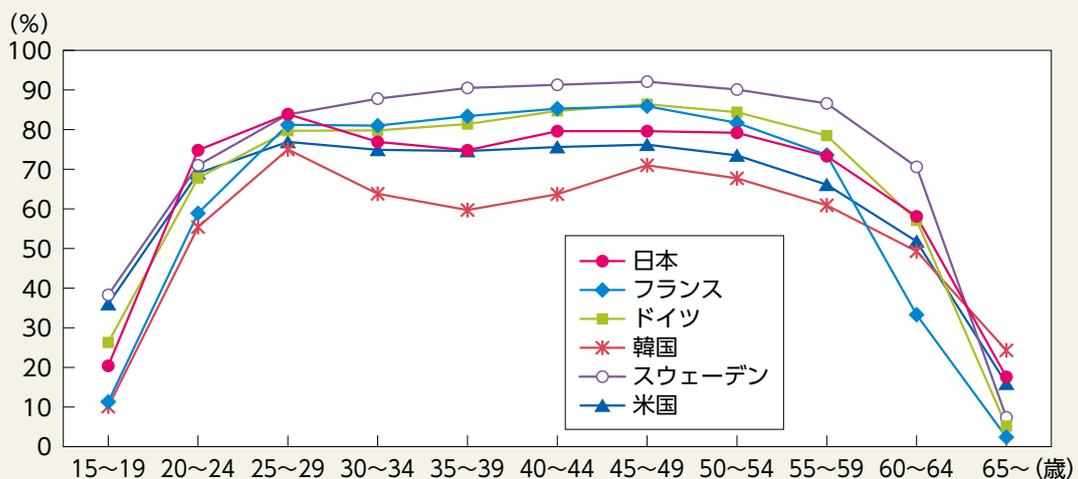
諸外国を見ると、韓国では我が国と同様に、「M字カーブ」を描いているが、他の欧米諸国では見られない（I-2-4図）。

### I-2-3図 女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。

### I-2-4図 主要国における女性の年齢階級別労働力率



(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成30年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。フランス、ドイツ、スウェーデン及び米国は平成30（2018）年、韓国は平成29（2017）年の値。  
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者+完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。  
3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

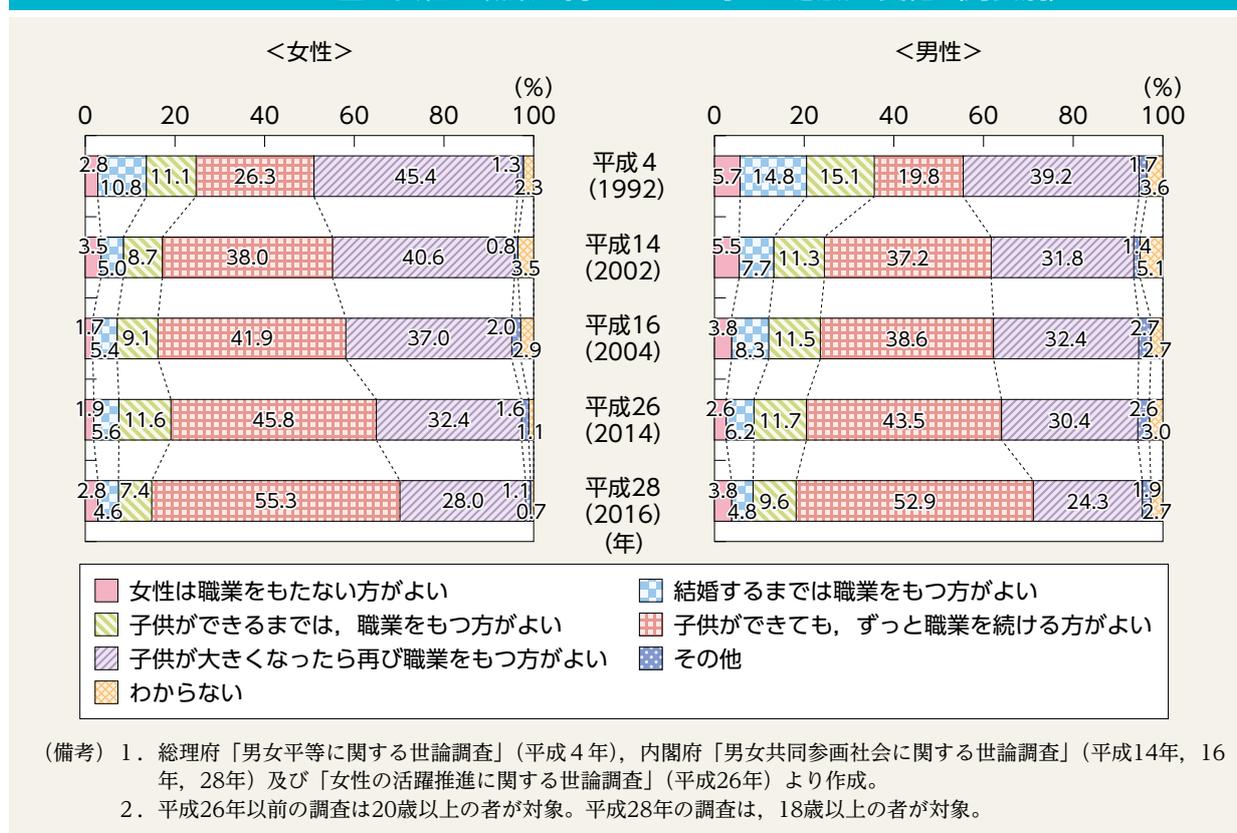
(女性が職業を持つことに対する意識の変化)

女性が職業を持つことに対する意識について、平成4（1992）年からの変化を男女別に見ると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が男女ともに減少する一方で、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加している。最新の調査となる内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）では、「子供

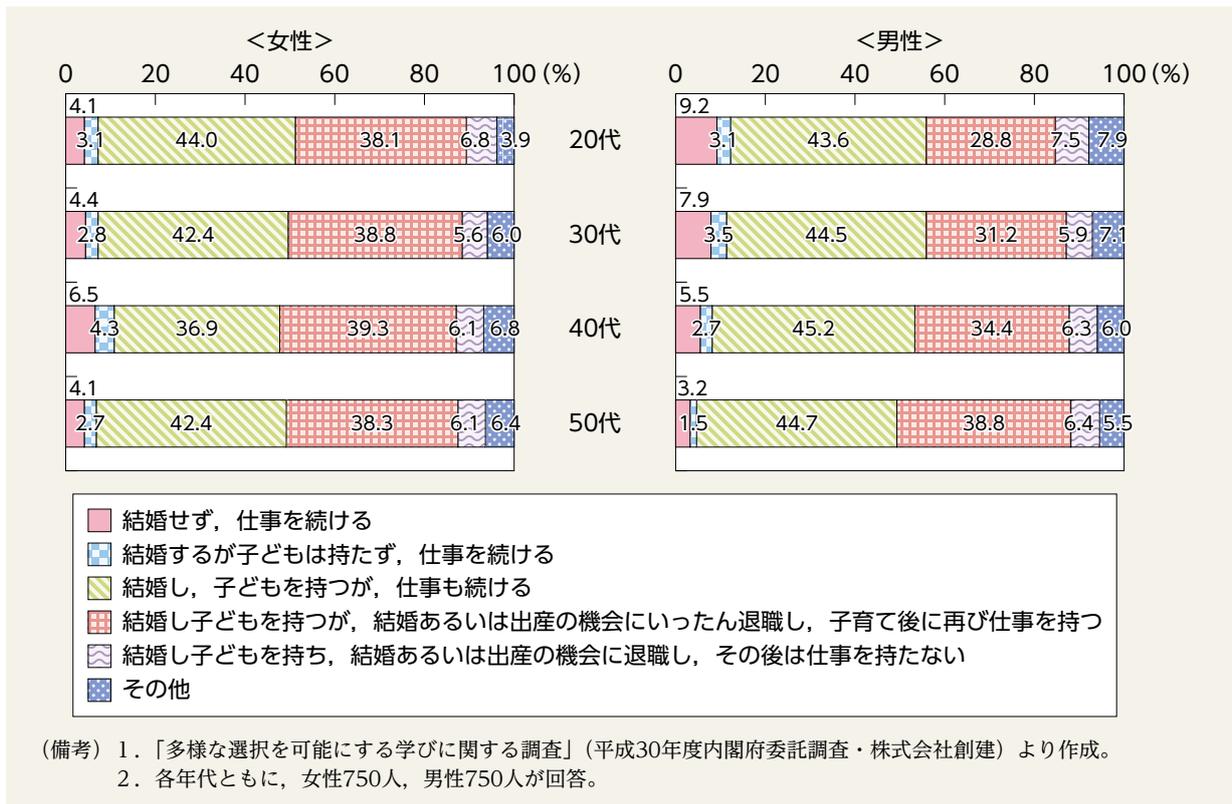
ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が男女ともに初めて5割を上回った（I-2-5図）。

「多様な選択を可能にする学びに関する調査」でも、上記世論調査と同様の傾向を示している。女性にとって望ましい生き方は、結婚や子供の有無に関わらず、仕事を続けた方がいいと回答する割合が、男性においては、若年層ほど高くなっている（I-2-6図）。

I-2-5図 女性が職業を持つことに対する意識の変化（男女別）



## I-2-6 図 女性にとって望ましい生き方（男女別）



### (非正規雇用労働者の割合はやや上昇)

平成30(2018)年における非正規雇用労働者の割合を見ると、女性は56.1%、男性は22.2%であり、いずれも前年に比べてやや上昇した。

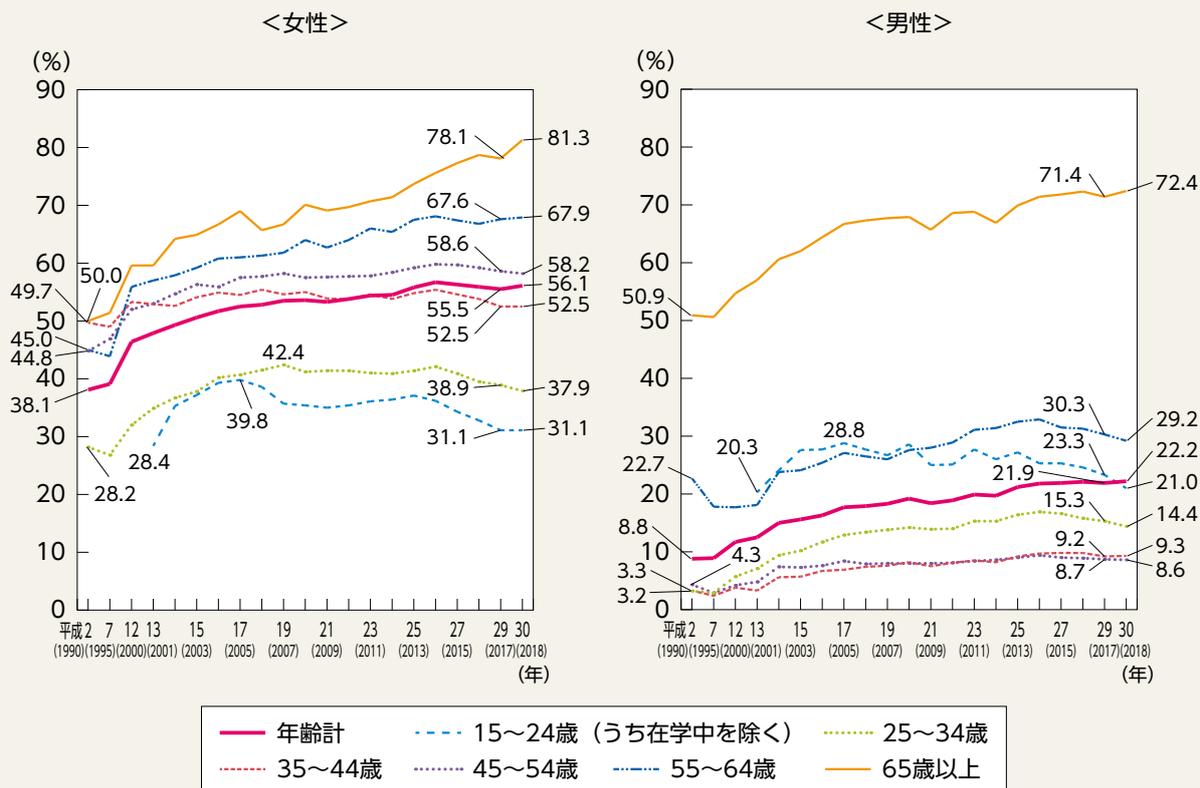
年齢階級別に長期的な傾向を見ると、平成2(1990)年から平成30(2018)年にかけて最も割合が大きく上昇したのは、男女とも65歳以上の層となっている。15~24歳の若年層(在学中の者を除く)は、近年、横ばいしないしやや低下傾向で推移している。

男女別の傾向を見ると、平成30(2018)年の15~24歳の層は女性31.1%、男性21.0%であるが、女性では、その後年齢層が上がるごとに非正規雇用労働者の割合が高くなるのに対して、男性では、25~34歳、35~44歳、

45~54歳の層で非正規雇用労働者の割合が順に低くなった後、55~64歳の層で反転して割合が高くなっている(I-2-7図)。

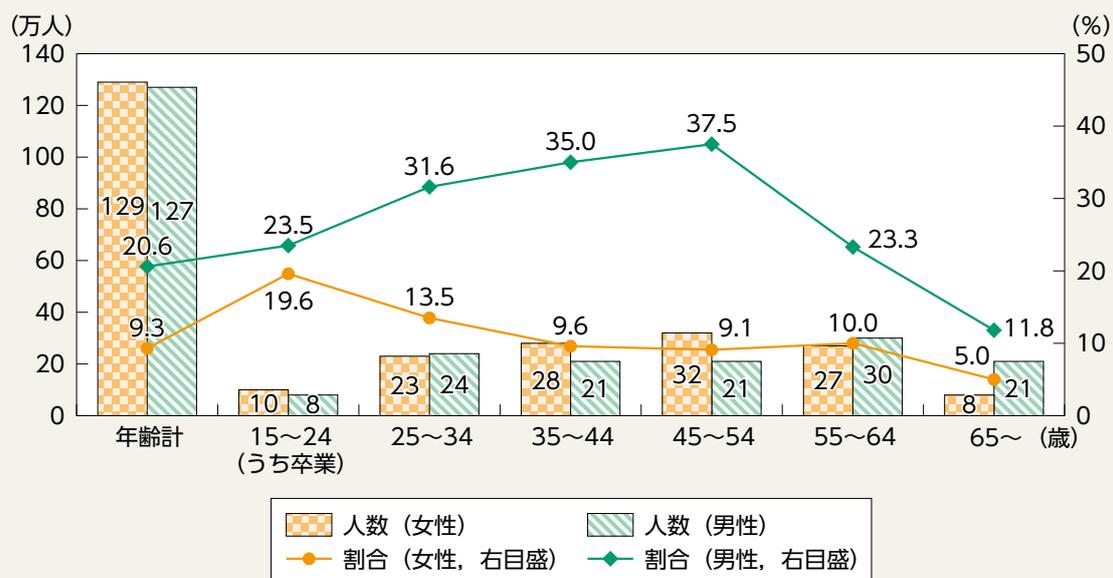
非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」として不本意に非正規の雇用形態に就いている者の人数(年齢計)は、平成30(2018)年には、女性129万人、男性127万人で、男女ともに前年(女性139万人、男性134万人)より減少したが、女性の方がやや多い点は前年同様である。不本意に非正規の雇用形態に就いている者の割合を男女別、年齢階級別に見ると、女性は、15~24歳の若年層(うち卒業)で最も高くなっており、男性は45~54歳で最も高くなっている(I-2-8図)。

I-2-7 図 年齢階級別非正規雇用労働者の割合の推移（男女別）



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「非正規の職員・従業員」は、平成20年までは「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、平成21年以降は、新たにこの項目を設けて集計した値。
3. 非正規雇用労働者の割合は、「非正規の職員・従業員」/〔正規の職員・従業員〕+〔非正規の職員・従業員〕×100。
4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値。

I-2-8 図 非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合（男女別、平成30（2018）年）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成30年)より作成。
2. 非正規の職員・従業員(現職の雇用形態についている理由が不明である者を除く。)のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合。

### (女性の就業希望者)

総務省「労働力調査(詳細集計)」によると、平成30(2018)年における女性の非労働力人口2,708万人のうち、237万人が就業を希望している。就業を希望しているにも関わらず、現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が最も多く、32.6%となっている(Ⅰ-2-9図)。

総務省「就業構造基本調査」(平成29年)によると、就業を希望している者のうち、実際に求職活動を行っている者の割合は、女性全体に比べて育児をしている女性の方がいずれの年齢階級<sup>66</sup>においても低くなっている。

### (所定内給与における男女間格差等の推移)

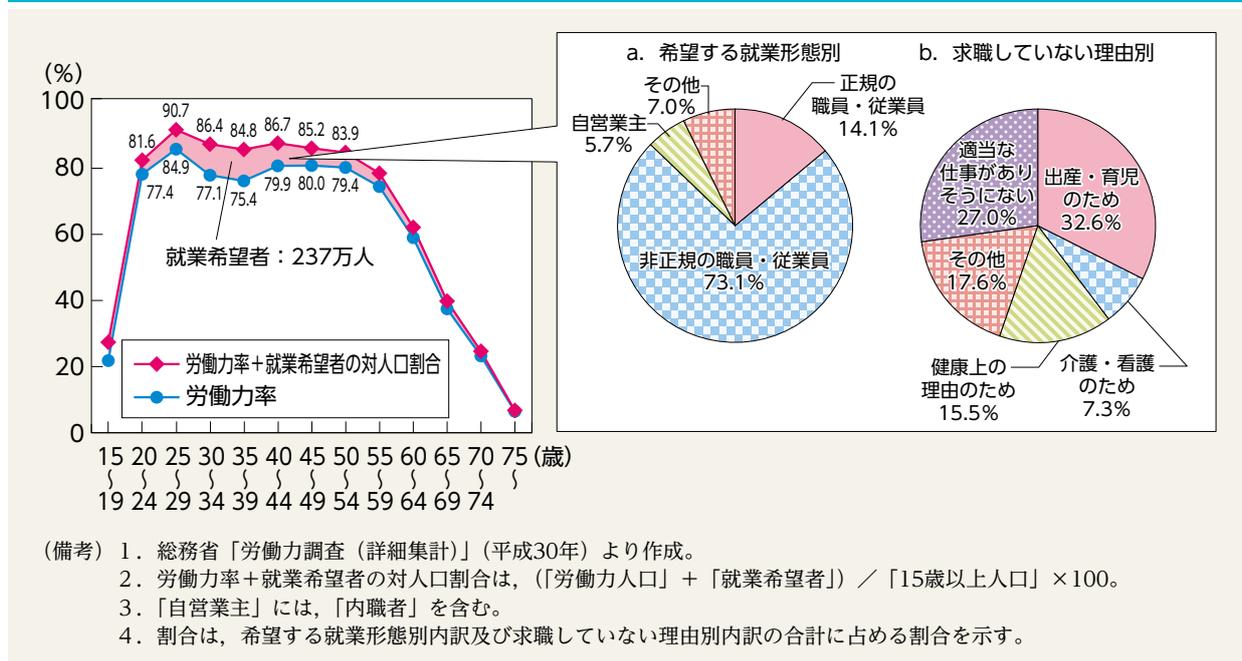
一般労働者における男女の所定内給与額の格差は、長期的に見ると縮小傾向にあるが、

平成30(2018)年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は73.3と、前年に比べ0.1ポイント拡大した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は75.6となった(Ⅰ-2-10図)。

### (男女雇用機会均等法に関する相談件数)

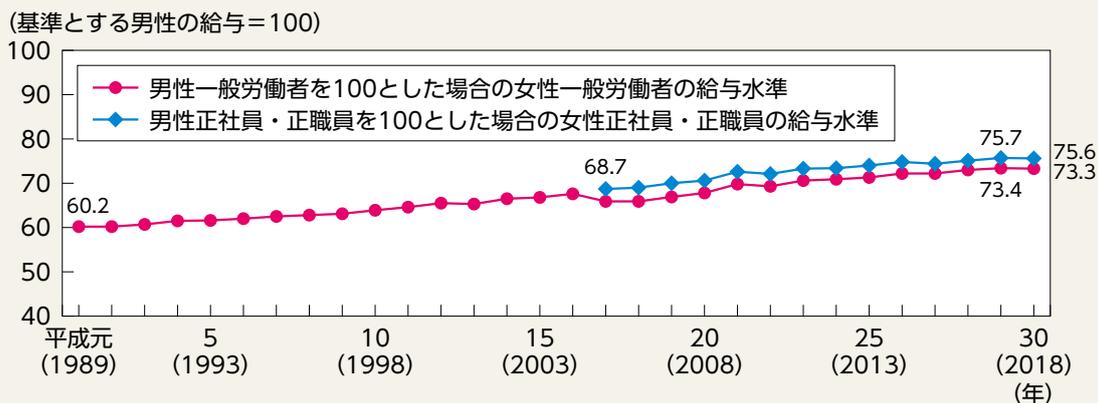
平成29(2017)年度に都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数は1万9,187件である。相談内容別に見ると、「セクシュアルハラスメント」が最も多く6,808件、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が4,434件となっている(Ⅰ-2-11図)。

Ⅰ-2-9図 女性の就業希望者の内訳(平成30(2018)年)



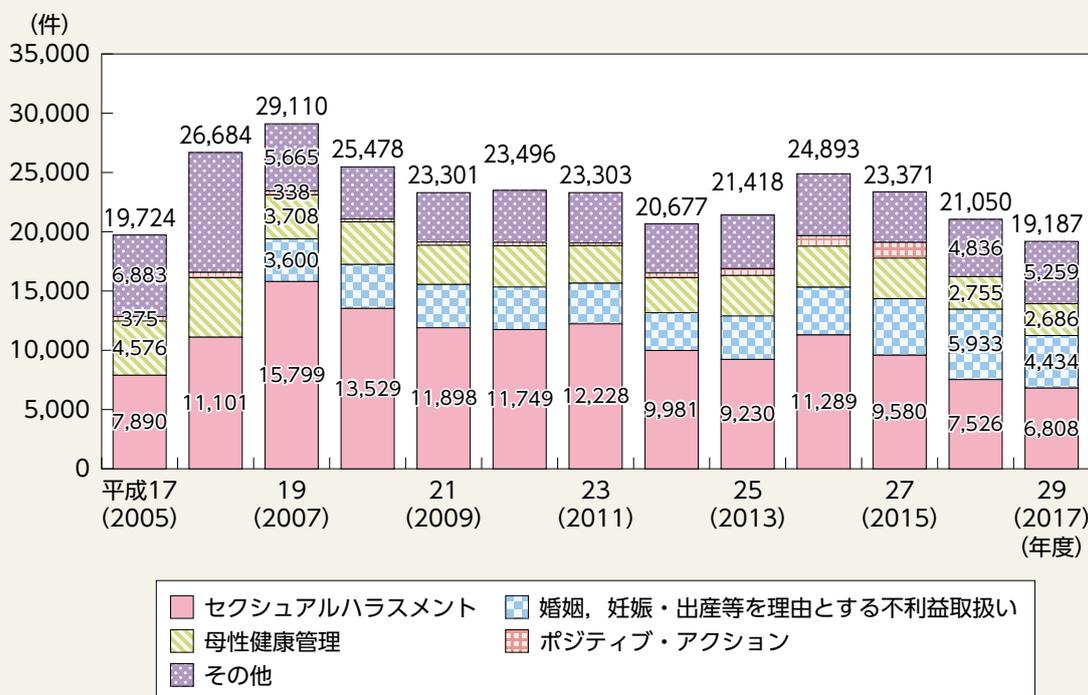
<sup>66</sup> 15~24歳、25~29歳、30~34歳、35~39歳、40~44歳、45~49歳。

## I-2-10図 男女間所定内給与格差の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。  
 3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。  
 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。  
 5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。  
 6. 雇用形態(正社員・正職員, 正社員・正職員以外)別の調査は平成17年以降行っている。  
 7. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」, 「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。  
 8. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

## I-2-11図 男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移(相談内容別)



- (備考) 1. 厚生労働省資料より作成。  
 2. 男女雇用機会均等法は、平成18年及び28年に改正され、それぞれ平成19年4月1日及び平成29年1月1日に施行されている。時系列比較の際には留意を要する。  
 3. 平成17年度及び18年度については、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関する規定がない。また、当該年度の「その他」には、福利厚生及び定年・退職・解雇に関する相談件数を含む。  
 4. 相談件数について、平成28年度よりポジティブ・アクションに関する相談を「その他」に含む等、平成27年度以前と28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較はできない。

## 第2節 企業における女性の参画

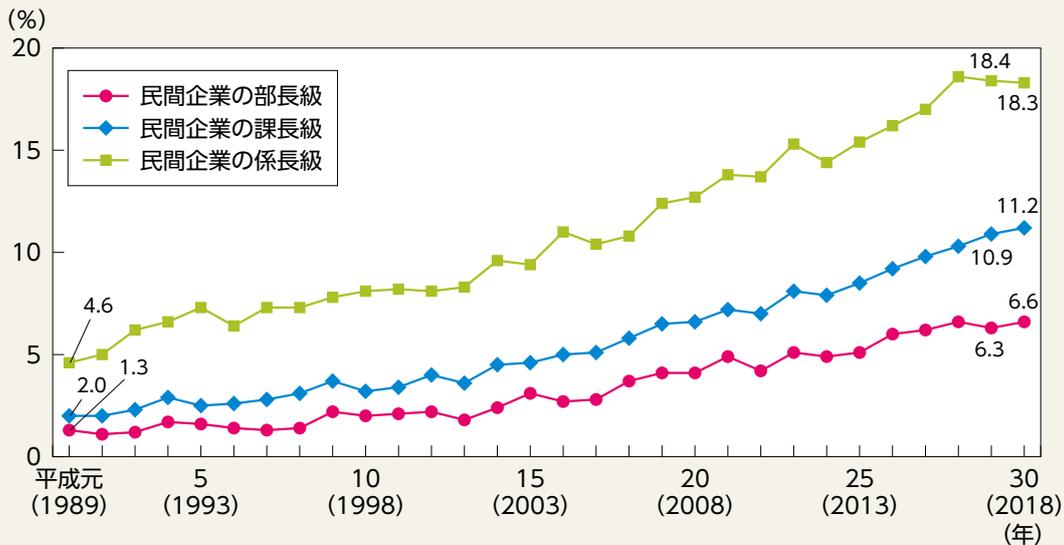
### (役員・管理職に占める女性の割合)

常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合を役職別に見ると、近年上昇傾向にあるが、上位の

役職ほど女性の割合が低く、平成30(2018)年は、係長級18.3%、課長級11.2%、部長級6.6%となっている(Ⅰ-2-12図)。

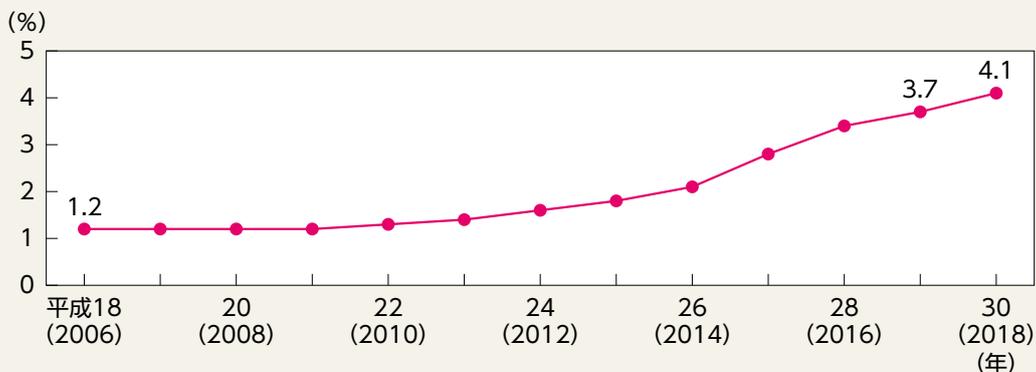
また、上場企業の役員に占める女性の割合を見ると、近年上昇傾向にあり、平成30(2018)年は4.1%と前年に比べて0.4%ポイント上昇した(Ⅰ-2-13図)。

Ⅰ-2-12図 階級別役職者に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 100人以上の常用労働者を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者について集計。  
 3. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。  
 4. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

Ⅰ-2-13図 上場企業の役員に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」より作成。  
 2. 調査対象は、全上場企業(ジャスダック上場会社を含む)。  
 3. 調査時点は原則として各年7月31日現在。  
 4. 「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

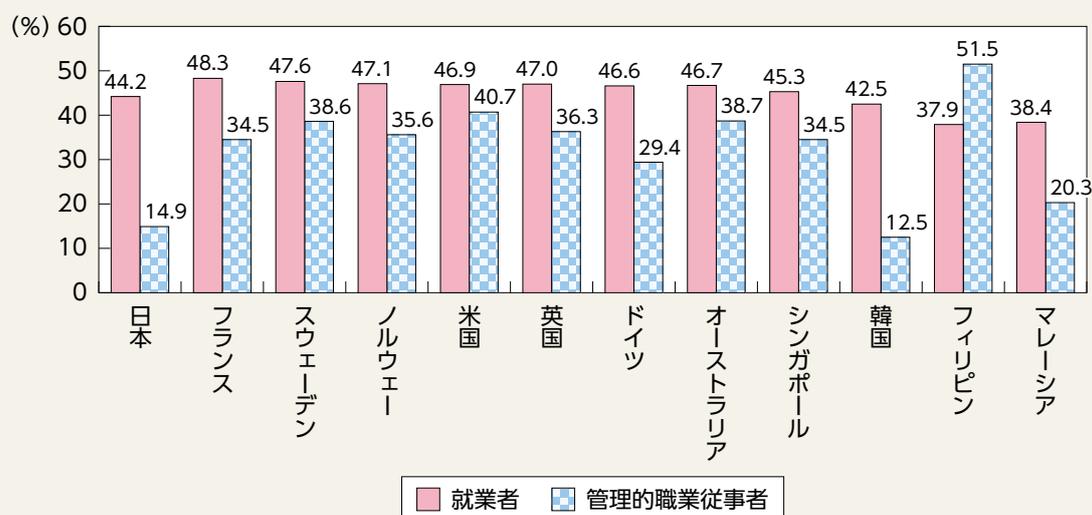
就業者に占める女性の割合は、平成30（2018）年は44.2%であり諸外国と比較して大きな差はなく、欧米諸国よりは数%ポイント低いですが、アジア諸国の中では比較的高い。しかしながら、管理的職業従事者に占める女性の割合について見ると、平成30（2018）年は14.9%であり、前年の13.2%から1.7%ポイント上昇しており、5年前の平成25（2013）年の11.2%と比較して、近年着実に

上昇しているものの、諸外国と比べると依然として際立って低い水準となっている（I-2-14図）。

### （起業家に占める女性の割合の推移）

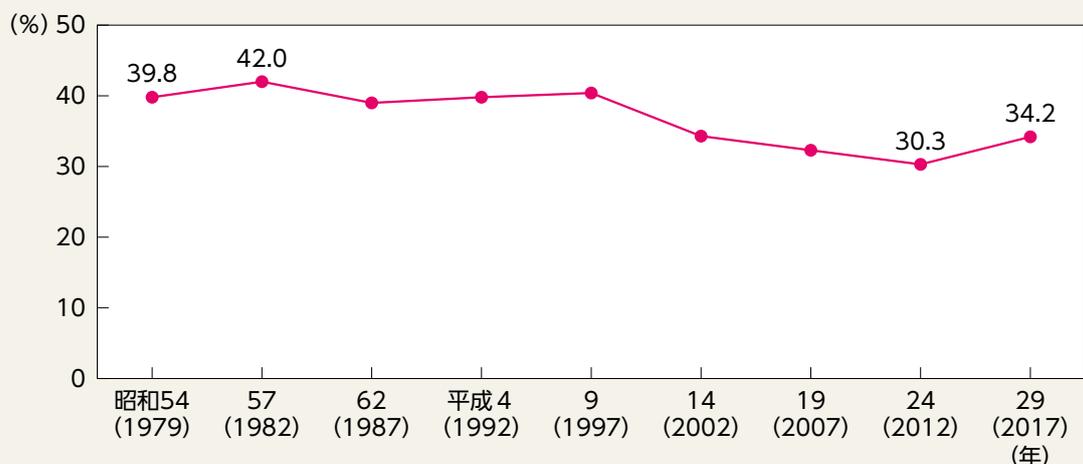
起業家に占める女性の割合を見ると、近年は低下傾向にあったものの、平成29（2017）年は34.2%と前回調査に比べ3.9%ポイント上昇した（I-2-15図）。

I-2-14図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



- （備考）1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成30年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。  
 2. 日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー、米国、英国及びドイツは平成30（2018）年、オーストラリア、シンガポール、韓国及びフィリピンは平成29（2017）年の値、マレーシアは平成28（2016）年の値。  
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

I-2-15図 起業家に占める女性の割合の推移



- （備考）1. 総務省「就業構造基本調査」（中小企業庁特別集計結果）より作成。  
 2. 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「自営業主（内職者を除く）」となっている者。

## 本章のポイント

## 第1節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

- 子育て期にある30代及び40代の男性において、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合が、女性や他の年代の男性と比べて高くなっている。
- 年次有給休暇の取得率は上昇傾向にあるものの、女性は6割近くであるのに対して、男性は5割を切っている。
- 共働き世帯は年々増加しており、近年は男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を大きく上回っている。
- 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）では、性別役割分担意識に反対する者の割合が男女ともに賛成の割合を上回った。また、男女ともに、20代よりも50代の方が性別役割分担意識が薄れている。

## 第2節 仕事と子育て・介護の両立の状況

- 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連に費やす時間（1日当たり）は83分。他の先進国と比較して低水準にとどまっている。
- 男性の育児休業取得率は、近年上昇しているものの、依然として低水準。
- 平成30（2018）年の保育所待機児童数は、前年に比べて減少し、放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、前年に比べてやや増加した。

## 第1節

仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・バランス) をめぐる状況

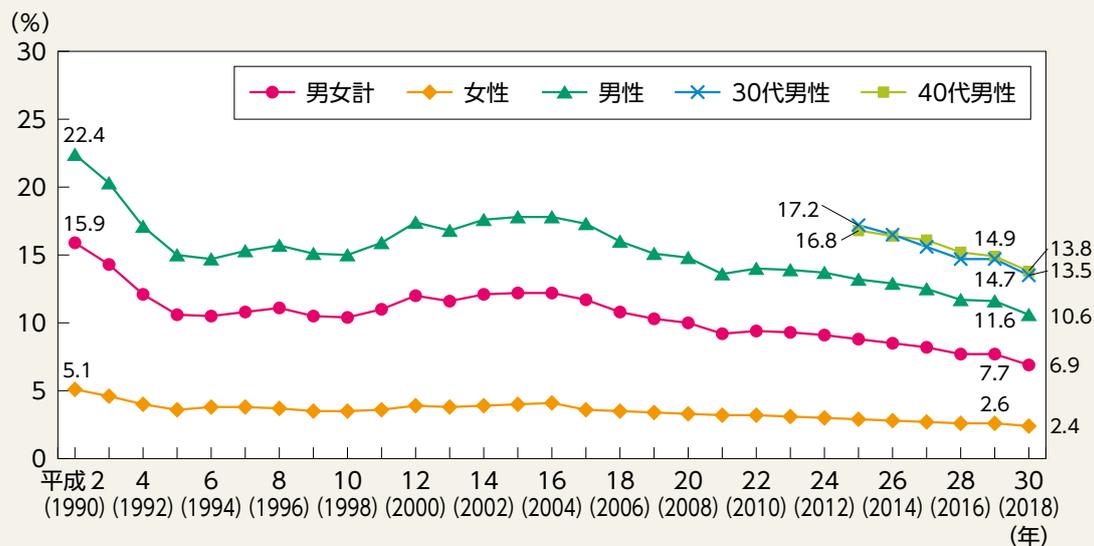
## (労働時間及び休暇取得の状況)

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合を男女別に見ると、特に、子育て期にある30代及び40代の男性において、女性や他の年代の男性と比べて高い水準となっている（I-3-1図）。

年間就業日数が200日以上 of 就業者につい

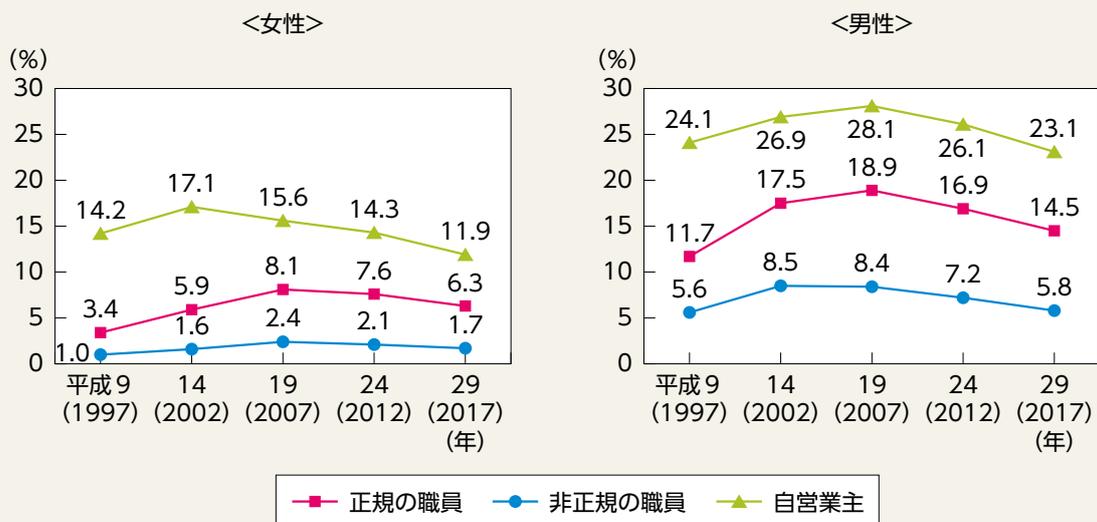
て、正規の職員・非正規の職員・自営業主別に見ると、男女ともにいずれも減少傾向である。男女で比較するといずれの就業形態においても、男性の方が週間就業時間60時間以上の割合が高い。また、年間就業日数200日以上かつ週間就業時間60時間以上の就業者数は、平成29（2017）年において正規の職員は女性約64万人、男性約315万人、非正規の職員は女性約13万人、男性約22万人、自営業主は女性約9万人、男性約68万人となっている（I-3-2図）。

I-3-1 図 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移（男女計、男女別）



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
 2. 非農林業雇用者数（休業者を除く）に占める割合。  
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

I-3-2 図 年間就業日数200日以上かつ週間就業時間60時間以上の就業者の割合の推移（男女別）



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。  
 2. 割合は、就業時間が不詳の者を除いて算出している。

パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率を見ると、平成4（1992）年の56.1%をピークに平成16（2004）年の46.6%まで低下傾向にあったが、平成26（2014）年以降は上昇傾向が続き、平成29（2017）年は51.1%まで回復している。男女別に見ると、男性は女性より低く、平成29（2017）年の取得率は、女性57.0%、男

性47.5%となっている（I-3-3図）。

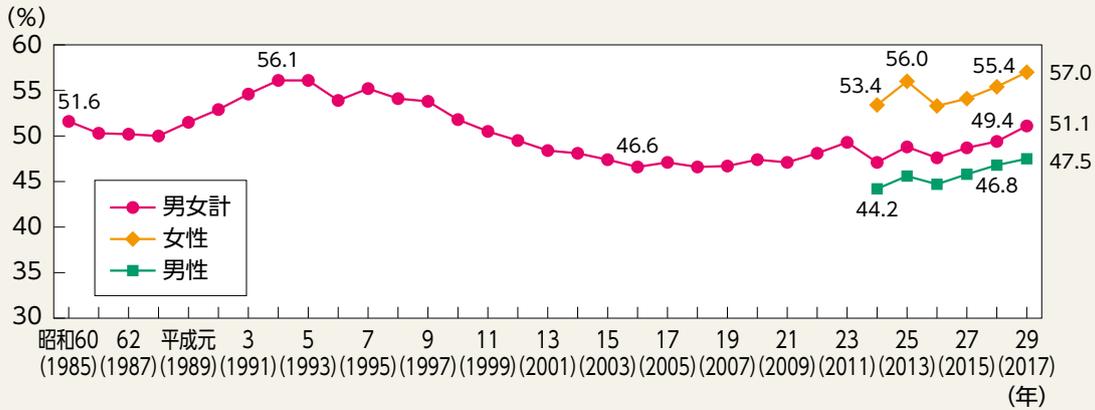
（共働き世帯の増加）

昭和55（1980）年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9（1997）年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、特に平成24（2012）年頃からその差は急速に拡大し

ている。平成30（2018）年には、雇用者の共働き世帯が1,219万世帯、男性雇用者と無

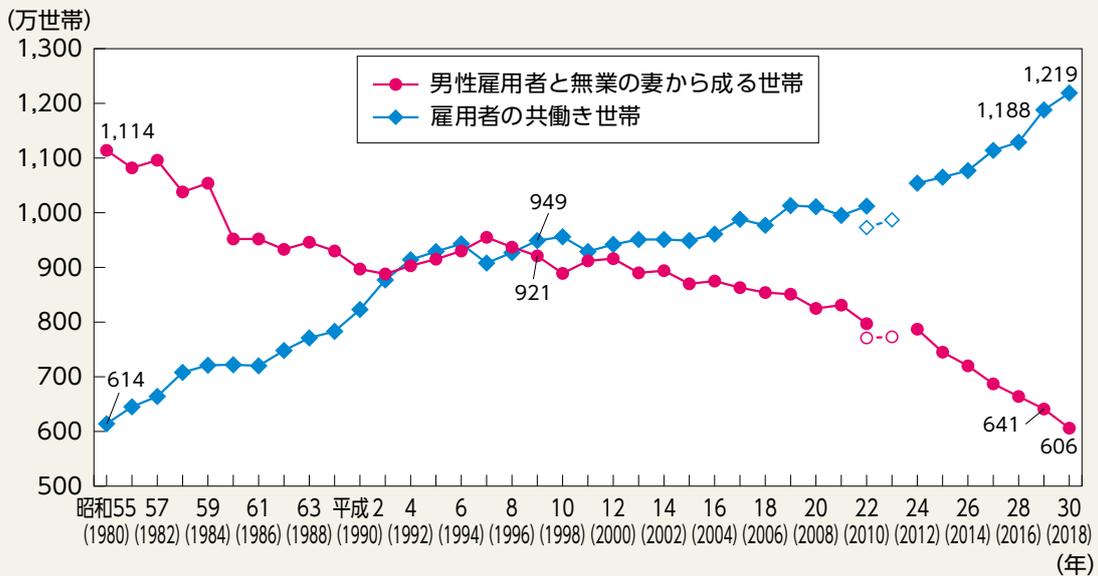
業の妻から成る世帯が606万世帯となっている（I-3-4図）。

I-3-3図 年次有給休暇取得率の推移（男女計、男女別）



- (備考) 1. 平成11年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」、平成12年以降は厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。  
 2. 取得率は、「取得日数計」/「付与日数計」×100。  
 3. 平成19年及び26年で、調査対象が変更になっているため、時系列比較には注意を要する。  
 平成18年まで：本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業  
 平成19年から25年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業  
 平成26年以降：常用労働者が30人以上の民営企業（複合サービス事業、会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）を含む。）  
 4. 平成23年から25年は、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。  
 5. 平成26年は26年4月、平成27年は27年9月、平成28年は28年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

I-3-4図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30年は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。  
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。  
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

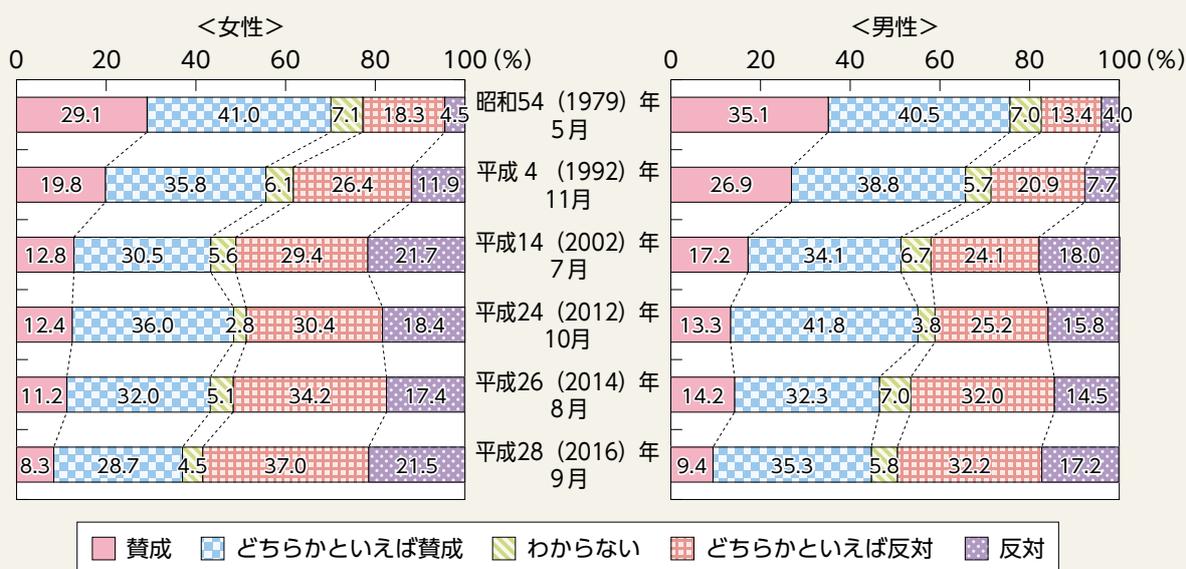
（性別役割分担意識の変化）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する者の割合（「反対」＋「どちらかといえば反対」）は、男女とも長期的に増加傾向にあり、かつ、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）では、男女ともに反対の割合が賛成の割合（「賛成」＋「ど

ちらかといえば賛成」）を上回った（I-3-5図）。

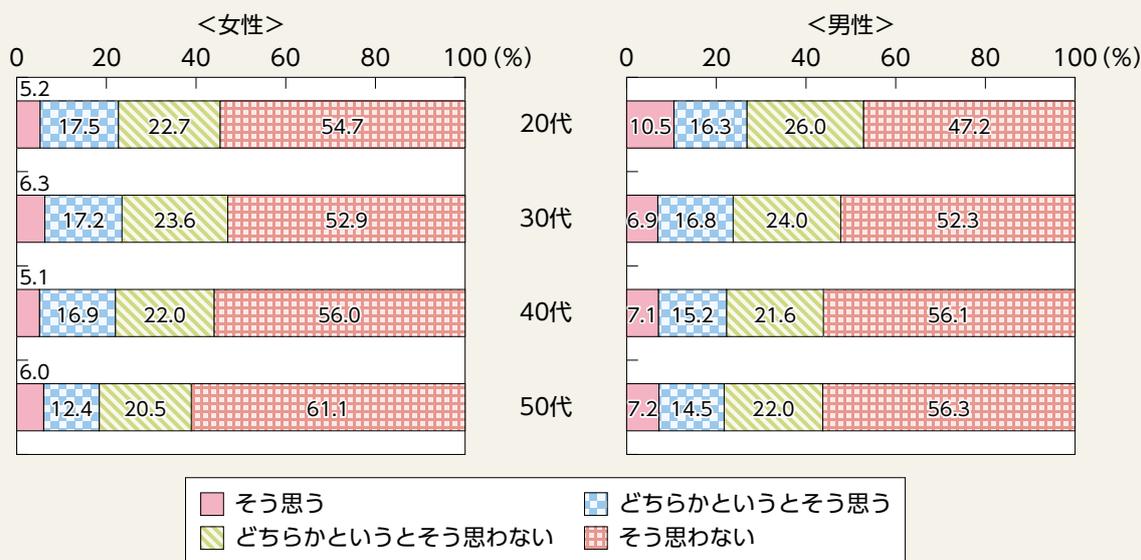
「多様な選択を可能にする学びに関する調査」における回答を見ると、「夫は外で働き、妻は家を守るべきだ」と思わない（「そう思わない」＋「どちらかというと思わない」）と回答した割合は、男女ともに50代が最も高くなっている（I-3-6図）。

I-3-5図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化（男女別）



（備考） 1. 総理府「婦人に関する世論調査」（昭和54年）及び「男女平等に関する世論調査」（平成4年）、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成14年、24年、28年）及び「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成26年）より作成。  
 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28年の調査は、18歳以上の者が対象。

I-3-6図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方に対する意識（男女別）



（備考） 1. 「多様な選択を可能にする学びに関する調査」（平成30年度内閣府委託調査・株式会社創建）より作成。  
 2. 各年代ともに、女性750人、男性750人が回答。

## 第2節

# 仕事と子育て・介護の両立の状況

### (女性の就業継続)

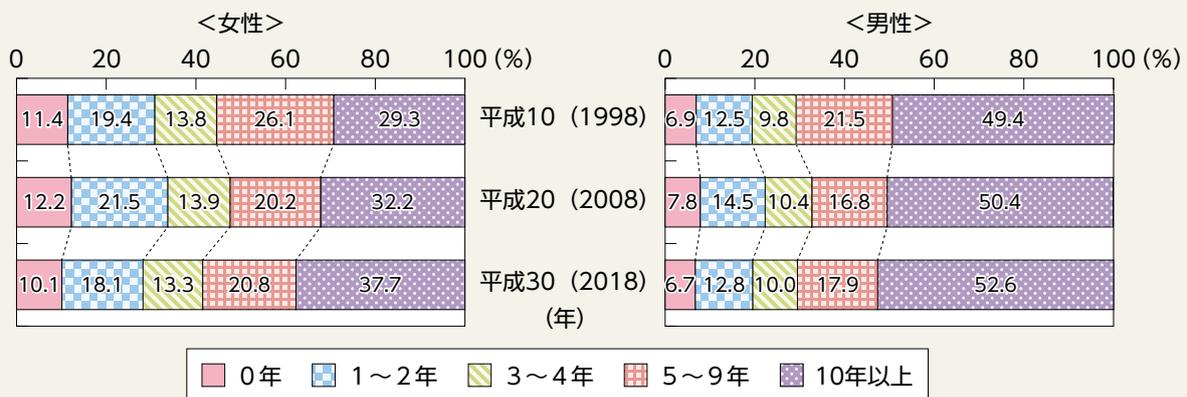
一般労働者の勤続年数の推移を男女別に見ると、10年以上勤続している者の割合は、男性が5割程度で推移しているのに対して、女性は、平成10（1998）年は29.3%であったが、平成30（2018）年は37.7%まで増加している（I-3-7図）。

第1子出産前後に女性が就業を継続する割合も上昇している。これまでは、4割前後で推移してきたが、最新の調査では約5割へと

上昇した。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、昭和60（1985）～平成元（1989）年の5.7%（第1子出産前有職者に占める割合は9.2%）から28.3%（同39.2%）へと大きく上昇した（I-3-8図）。

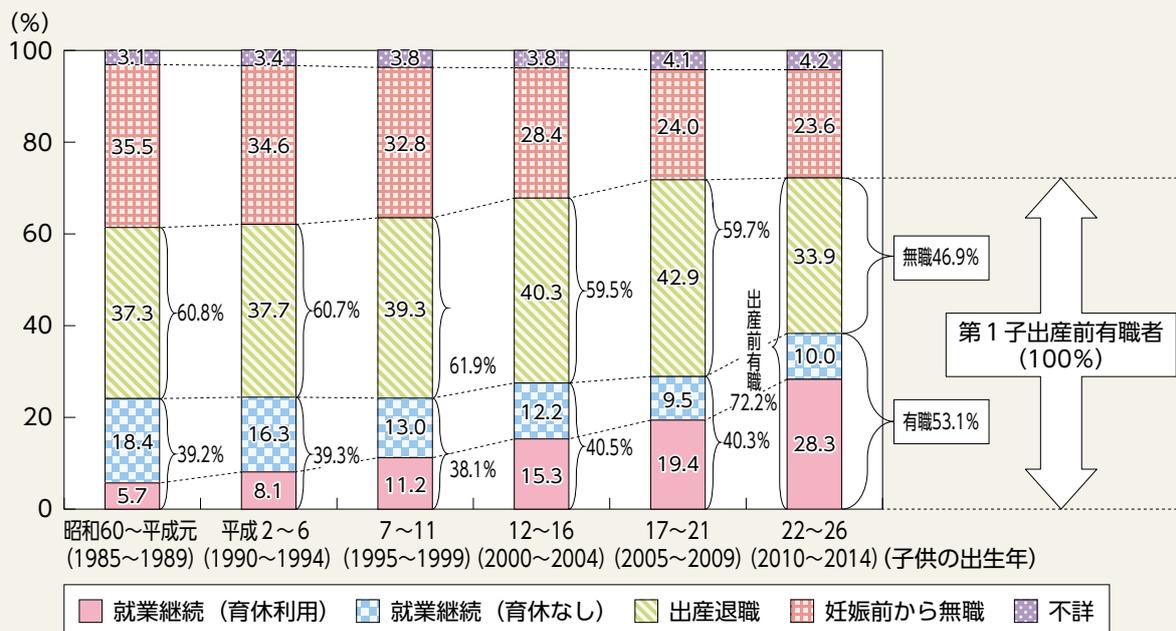
「正規の職員」と「パート・派遣」に分けて見ると、平成22（2010）年から平成26（2014）年に第1子を出産後に就業を継続した者の割合は、「正規の職員」では69.1%（うち育児休業制度利用者の割合は59.0%）であるのに対し、「パート・派遣」では25.2%（うち同10.6%）にとどまっている（I-3-9図）。

I-3-7図 勤続年数階級別一般労働者の構成割合の推移（男女別）



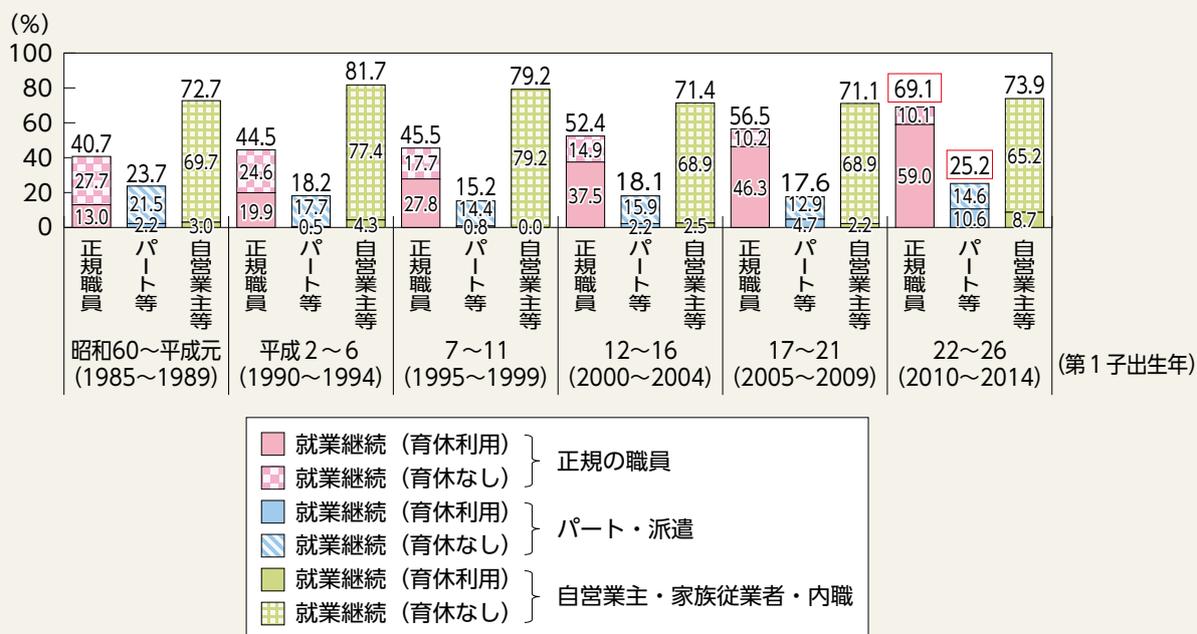
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。  
 3. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。  
 4. 勤続年数とは、労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。  
 5. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。  
 6. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

I-3-8 図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。  
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。  
 3. 出産前後の就業経歴  
 就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業  
 就業継続（育休なし）－妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業  
 出産退職－妊娠判明時就業～子供1歳時無職  
 妊娠前から無職－妊娠判明時無職

I-3-9 図 出産前有職者の就業継続率（就業形態別）



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。  
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。  
 3. 出産前後の就業経歴  
 就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業  
 就業継続（育休なし）－妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業  
 4. 就業形態は妊娠判明時であり、回答者の選択による。なお、「パート・派遣」は「パート・アルバイト」、「派遣・嘱託・契約社員」の合計。

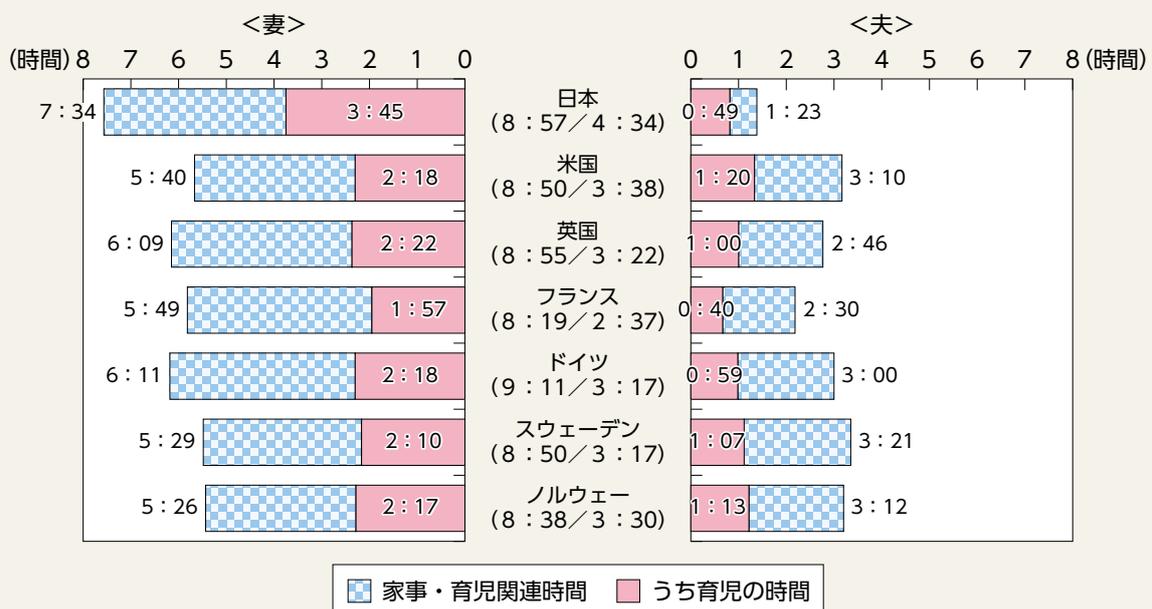
(男性の家事・育児の実施状況等)

我が国では、平成28(2016)年における6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連に費やす時間(1日当たり)は83分である。平成23(2011)年と比べて時間は伸びてきているものの、他の先進国と比較すると低水準にとどまっている。我が国の夫婦合計の家事・育児関連時間は、諸外国と比較して特段長いわけではないが、他方、うち育児の時間

を見ると4時間34分となり、他の先進国と比較して際立って長くなっている(I-3-10図)。

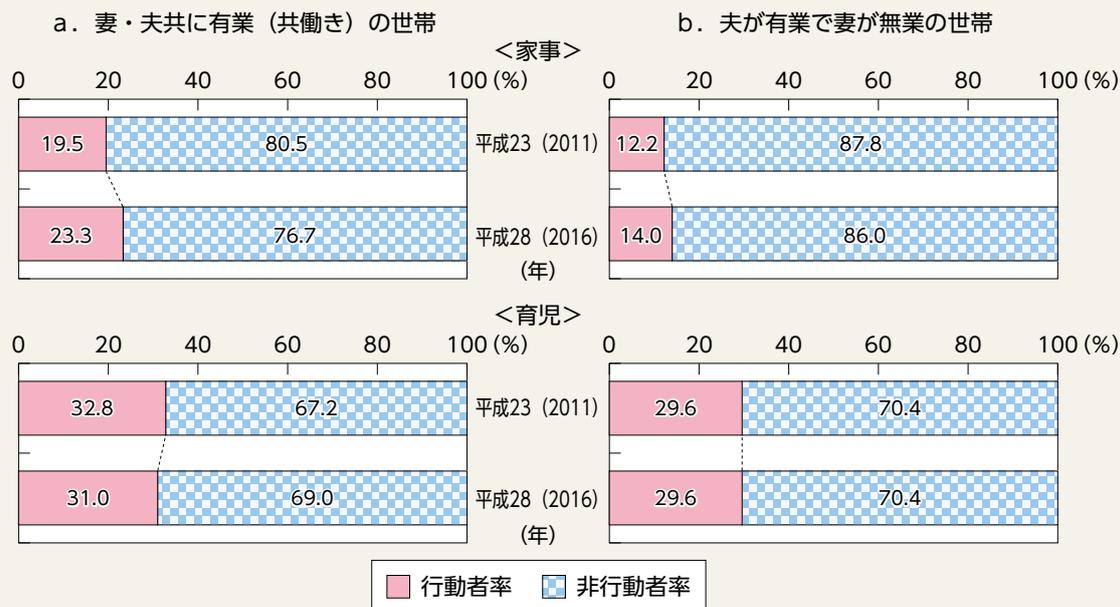
1日当たりの行動者率で見ると、「家事」については、妻・夫共に有業(共働き)の世帯で約8割、夫が有業で妻が無業の世帯で約9割の夫が行っておらず、「育児」については、妻の就業状態にかかわらず、約7割の夫が行っていない(I-3-11図)。

I-3-10図 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日当たり, 国際比較)



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及びEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004) より作成。
2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。
3. 国名の下に記載している時間は、左側が「家事・育児関連時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。右側が「うち育児の時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。

I-3-11図 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連行動者率



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。  
 2. 「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの家事関連（「家事」及び「育児」）の行動者率（週全体平均）。  
 ※行動者率……該当する種類の行動をした人の割合（%）  
 ※非行動者率……100%－行動者率  
 3. 本調査では、15分単位で行動を報告することとなっているため、短時間の行動は報告されない可能性があることに留意が必要である。

### （男性の育児休業取得率等）

平成29（2017）年度における男性の育児休業取得率は、民間企業が5.14%、国家公務員が10.0%、地方公務員が4.4%で、近年上昇している（I-3-12図）。しかし、いずれも女性（民間企業83.2%、国家公務員100.8%<sup>67</sup>、地方公務員99.3%）と比較すると、依然として極めて低水準にあり、男女間で大きな差がある。

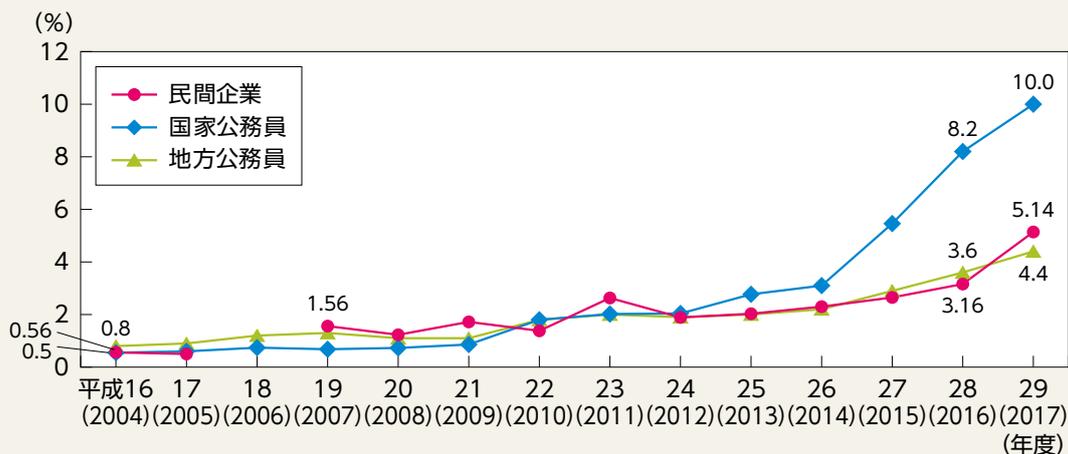
育児休業取得者における取得期間別割合を見ると、女性は1年弱以上が大多数であるのに対して、男性で同等の期間を取得する者はまれであり、女性に比して圧倒的に短期間の

取得となっている（I-3-13図）。

配偶者出産休暇取得率は、国家公務員が79.6%（平成29（2017）年度、平成28（2016）年度は77.5%）、地方公務員が74.0%（平成29（2017）年度、平成28（2016）年度は71.6%）であり、男性の育児参加のための休暇取得率は、国家公務員が63.2%（平成29（2017）年度、平成28（2016）年度は56.9%）、地方公務員が36.1%（平成29（2017）年度、平成28（2016）年度は32.9%）である。国家公務員及び地方公務員のいずれも前回調査時点より上昇した。

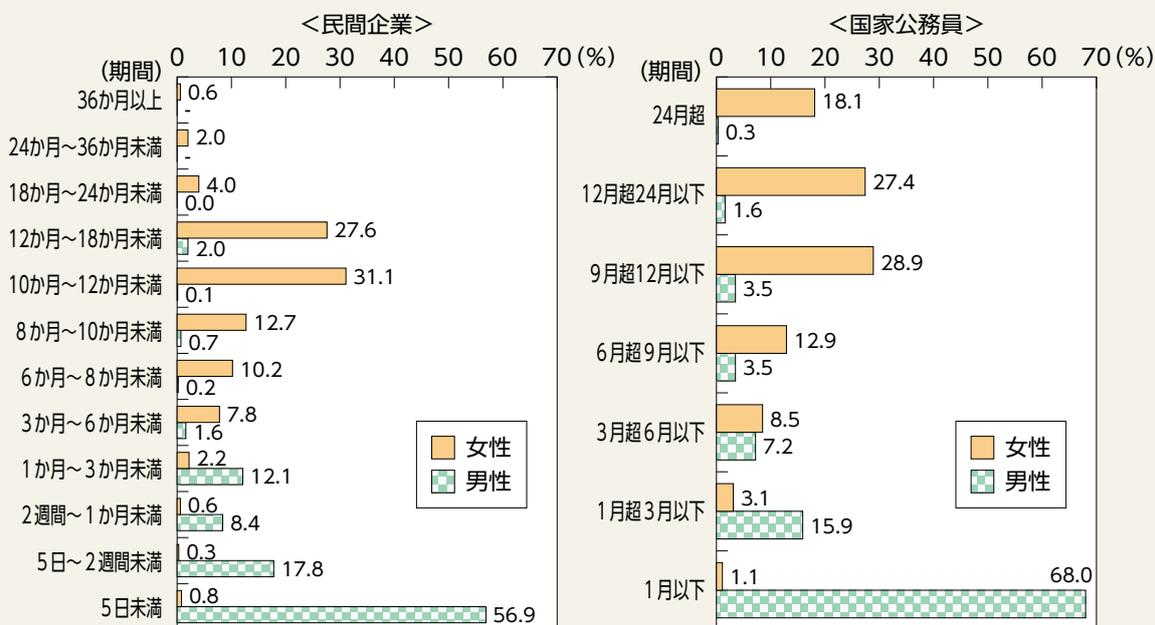
<sup>67</sup> 新規取得者数には、例えば平成29（2017）年度については、平成26～28（2014～2016）年度に取得可能となった職員が平成29（2017）年度中に新たに育児休業を取得した場合を含むため、取得率が100%を超えることがある。

### I-3-12 図 男性の育児休業取得率の推移



- (備考) 1. 国家公務員は、平成17年度までは総務省、平成18年度から23年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成26年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 民間企業は、「雇用均等基本調査」より作成。
4. 育児休業取得率の算出方法は、国家公務員・地方公務員は当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合。民間企業は、調査時点の前々年度の10月1日～前年度の9月30日に出生した者又は配偶者が出生した者のうち、調査時点（10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合である。
5. 東日本大震災のため、国家公務員の平成22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の平成22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

### I-3-13 図 育児休業取得期間別割合



- (備考) 1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成27年度）及び内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ（平成30年）」より作成。
2. 民間企業の調査対象は、常用雇用者5人以上を雇用している民営事業所。国家公務員は、一般職（行政執行法人職員を除く。）及び防衛省の特別職の数値。
3. 民間企業は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した者に対して、育児休業の取得期間を聞いたもの。国家公務員は、平成29年度に新たに育児休業を取得した職員に休業期間を聞いたもの。
4. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

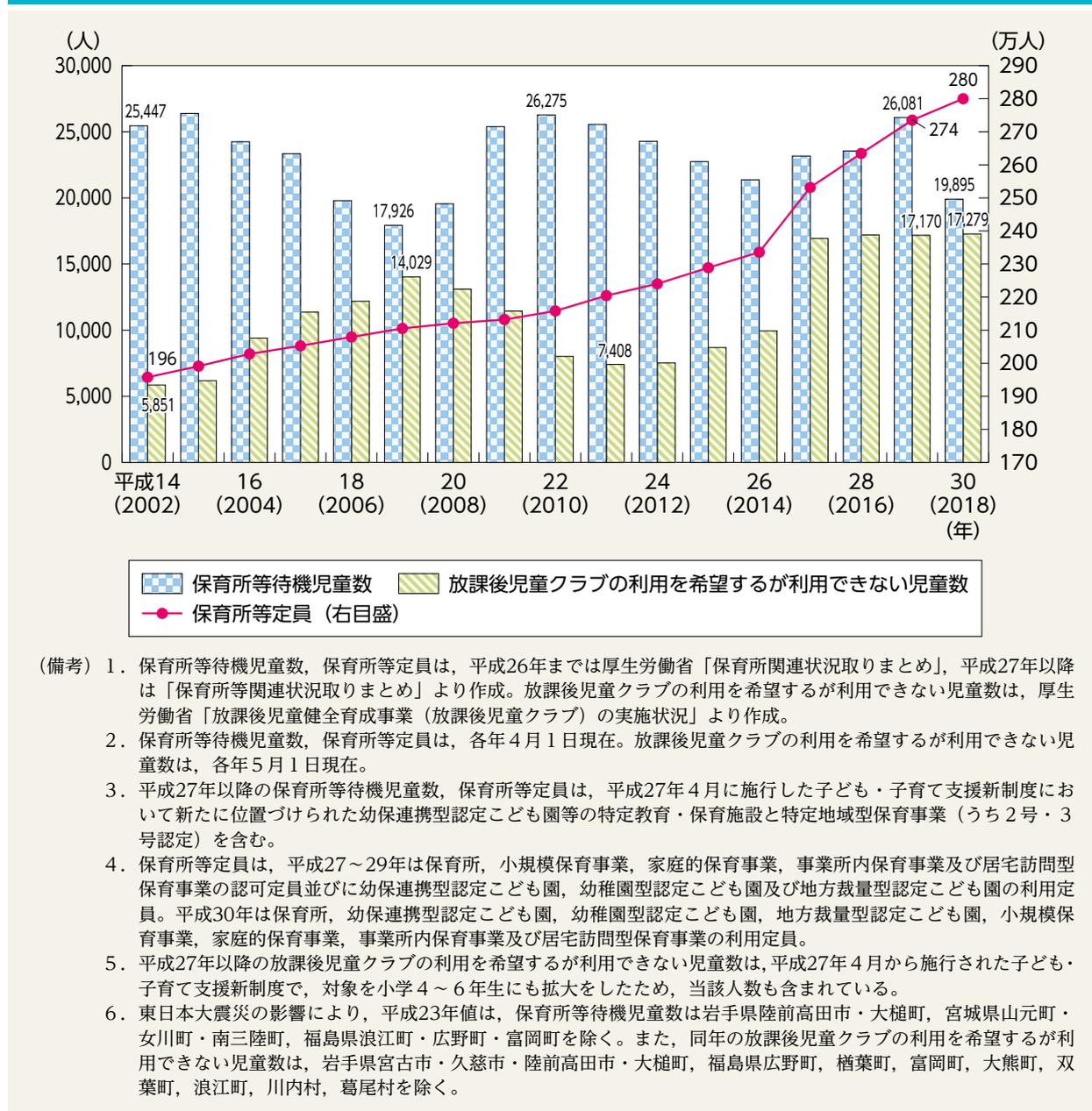
（待機児童数等の推移）

男女とも仕事と育児を両立でき、多様な選択が可能となるよう、政府は育児の支援基盤の整備を積極的に進めている。厚生労働省によると、平成30（2018）年4月1日現在の保育所等定員（保育所及び幼保連携型認定こども園等の利用定員）は約280万人となった。また、同年5月1日現在の放課後児童クラブの登録児童数は約123万人で、前年比約6万3千

人の増加となった。

他方、保育所等や放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移を見ると、年により増減はあるが、平成30（2018）年は前年に比べ、保育所等の待機児童数が約6,200人減少し、放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数はやや増加した（I-3-14図）。

I-3-14図 保育所等待機児童数と保育所等定員及び放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移

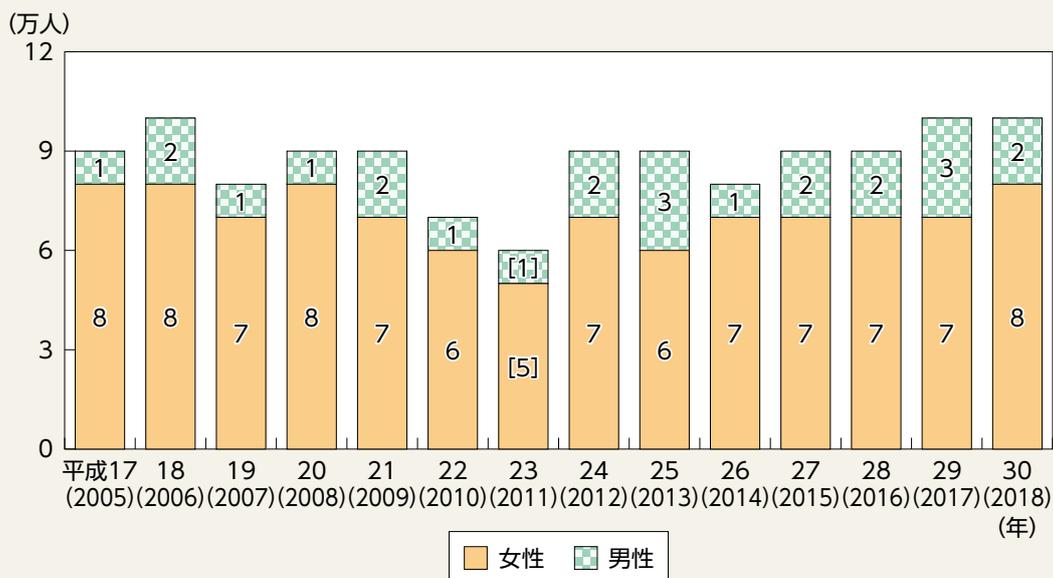


### (介護離職の状況)

介護・看護を理由として過去1年以内に離職した者の状況を、総務省「労働力調査（詳細集計）」により見ると、平成30（2018）年には10万人となっており、その内訳は、女性8万人、男性2万人であり、女性が8割を占める（I-3-15図）。

また、総務省「就業構造基本調査」（平成29年）によると、平成29（2017）年に就業を希望しているにもかかわらず、求職活動をしていない主な理由を「介護・看護のため」とする20～69歳の者は、女性が20万6,700人、男性が5万3,100人となっている。

I-3-15図 介護・看護を理由とした離職者数の推移（男女別）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。  
 2. 前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者。  
 3. 平成23年の数値（〔 〕表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

## 本章のポイント

## 第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

- 市区町村における男女共同参画計画の平成30（2018）年の策定率は76.7%。ほぼ全ての市区で策定済，町村も約6割が策定済。
- 平成31（2019）年3月現在，都道府県においては，全ての団体が女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画を策定している。市区町村推進計画の策定率は50.6%。
- 平成30（2018）年の基幹的農業従事者に占める女性の割合は40.4%。
- 平成30（2018）年度における農業委員に占める女性の割合は11.8%，農業協同組合の役員に占める女性の割合は8.0%と，年々上昇している。

## 第2節 防災における男女共同参画

- 都道府県防災会議の委員における女性の割合は増加傾向にあり，平成30（2018）年4月現在15.7%。
- 市区町村防災会議の委員に占める女性の割合は，平成30（2018）年4月現在8.4%。女性委員のいない防災会議は全体の2割強。そのうちの約9割が町村の防災会議。
- 消防吏員に占める女性の割合は平成30（2018）年4月現在で2.7%。約3割の消防本部で女性の消防吏員がいない。
- 消防団員に占める女性の割合は年々上昇し，平成30（2018）年4月現在で3.1%。また，女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており，同月現在で637（消防団数の28.8%）。

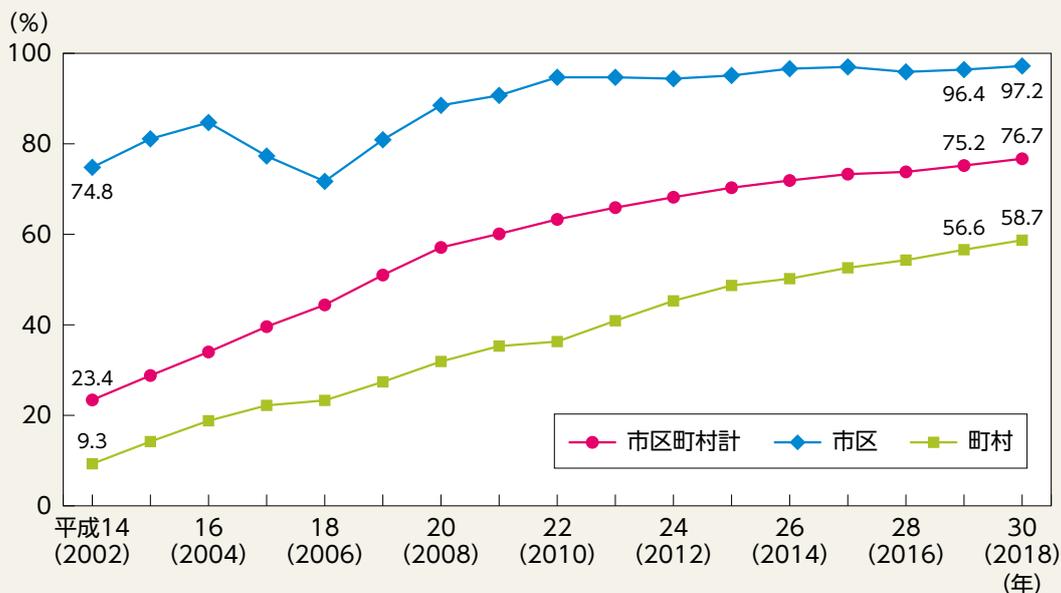
## 第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

（地方公共団体における男女共同参画計画の策定状況）

男女共同参画社会基本法第14条では，地方公共団体に対し，男女共同参画計画を策定することを求めている（都道府県は義務，市区町村は努力義務）。都道府県においては全て

の団体が策定済みであり，努力義務とされている市区町村においても計画策定率は平成14（2002）年以降一貫して上昇しており，平成30（2018）年4月1日現在76.7%（前年比1.5%ポイント増）となっている。うち，市区の策定率は97.2%とほぼ全ての市区で策定されており，町村の策定率も58.7%と約6割が策定している（I-4-1図）。

## I-4-1 図 市区町村における男女共同参画計画策定割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。
3. 市区には、政令指定都市を含む。

### (女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況)

女性活躍推進法第6条では、地方公共団体が地域の女性の活躍に向けての取組を計画的かつ効果的に進めるため、都道府県推進計画、市町村推進計画を策定する努力義務を定めている。都道府県においては、全ての団体が策定しており、市区町村では、50.6%で策定されている（平成31（2019）年3月31日現在）。

### (自治会長及びPTA会長に占める女性の割合)

自治会長に占める女性の割合は、平成30（2018）年現在で5.7%（前年比0.3%ポイント増）と微増している。また、PTA会長（小中学校）に占める女性の割合は、平成30（2018）年10月現在で13.8%（前年比増減なし）となっている（I-4-2図）。

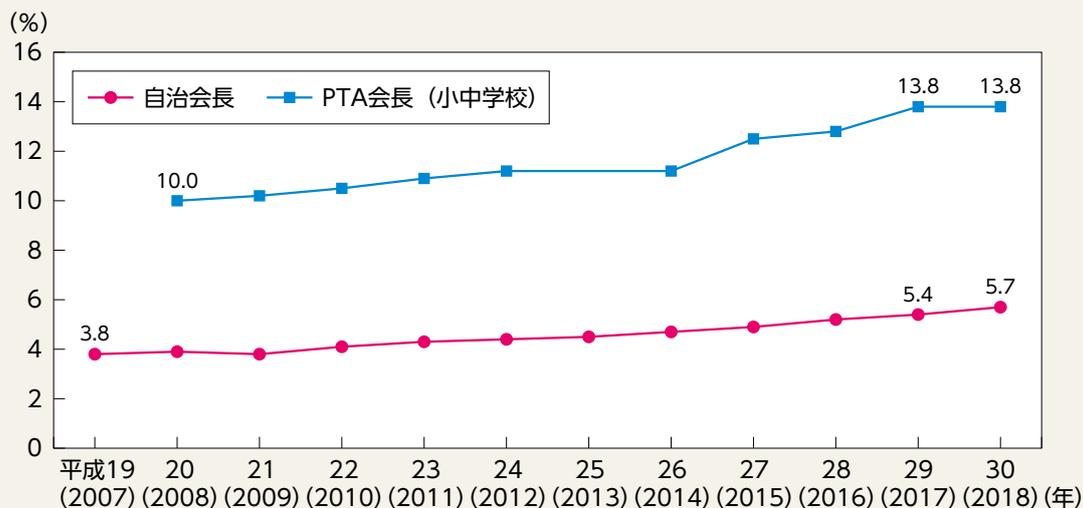
### (農山漁村における女性の参画)

基幹的農業従事者に占める女性の割合は平成30（2018）年現在で40.4%であり、農業の担い手として、女性は重要な役割を果たしている（I-4-3図）。

平成30（2018）年度における農業委員会に占める女性の割合は11.8%（前年比1.2%ポイント増）となっている。また、農業協同組合の正組合員に占める女性の割合は21.9%で前年比0.1%ポイント減、役員に占める女性の割合は8.0%（同0.3%ポイント増）となっており、年々上昇している。

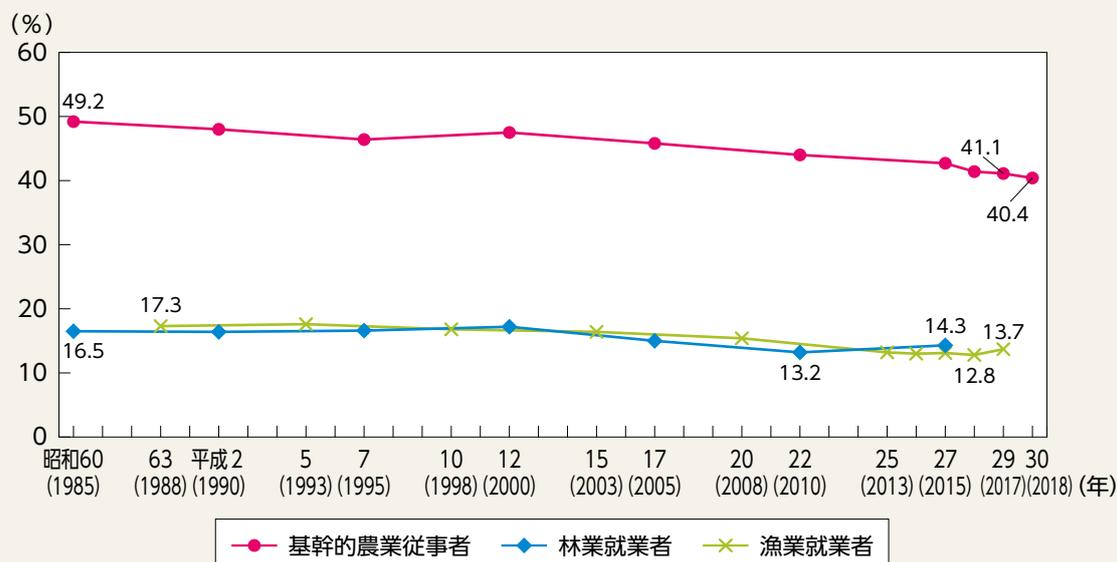
一方で、平成29（2017）年度における漁業協同組合の個人正組合員に占める女性の割合は5.7%、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は0.5%であり、女性個人正組合員、女性役員割合ともに、農業協同組合よりも低く、また横ばい傾向が続いている（I-4-4図）。

I-4-2 図 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移



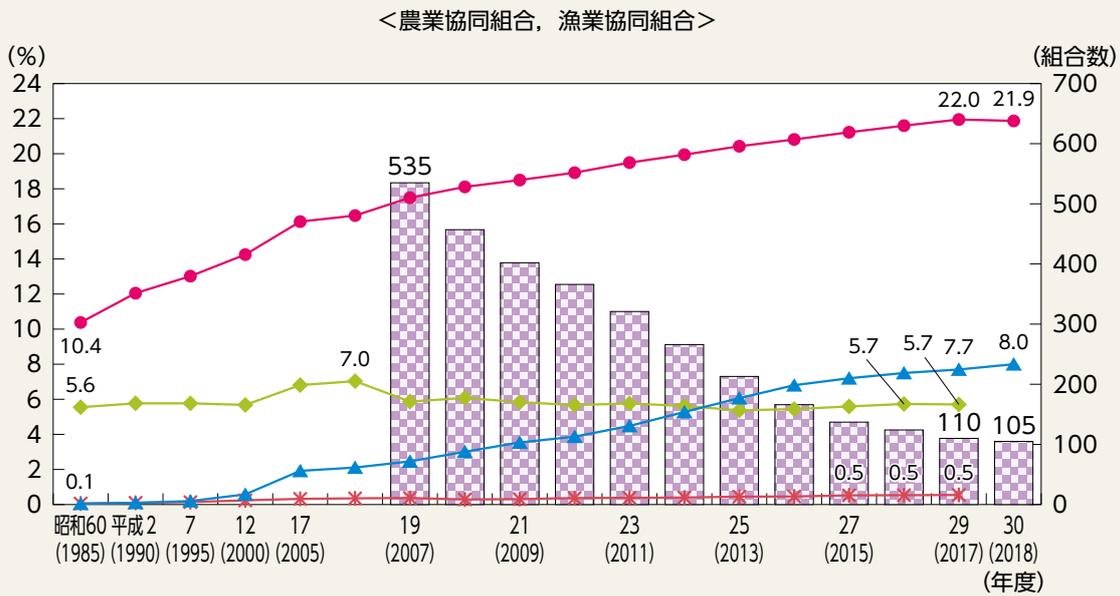
- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長(小中学校)は内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。  
 2. 自治会長は、原則各年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。PTA会長(小中学校)は、平成28年までは各年9月現在、平成29年は12月現在、平成30年は10月現在。  
 3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。  
 4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、平成24年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。

I-4-3 図 農林漁業就業者に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 「基幹的農業従事者」は平成27年以前は農林水産省「農林業センサス」、平成28～30年は「農業構造動態調査」より作成。「林業就業者」は総務省「国勢調査」及び「漁業就業者」は平成25年までは農林水産省「漁業センサス」、平成26～29年は「漁業就業動向調査」より作成。  
 2. 「基幹的農業従事者」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者  
 3. 「基幹的農業従事者」の平成27～30年値は、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域である、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。)を除く。  
 4. 「漁業就業者」は、平成15年までは沿海市区町村に居住する者のみ。平成20年以降は、雇われ先が沿海市区町村の漁業経営体であれば、非沿海市区町村に居住していても「漁業就業者」に含む。  
 5. 平成19年の「日本標準産業分類」の改訂により、平成22年及び27年の「林業就業者」は、平成17年以前の値と必ずしも連続していない。

I-4-4 図 農業委員会、農協、漁協における女性の参画状況の推移



● 農協個人正組合員に占める女性の割合    ▲ 農協役員に占める女性の割合  
 ◆ 漁協個人正組合員に占める女性の割合    \* 漁協役員に占める女性の割合  
 ■ 女性役員のいない農業協同組合数 (右目盛)

- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、「女性役員のいない農業協同組合数」、「農協個人正組合員に占める女性の割合」及び「農協役員に占める女性の割合」の平成30年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。
2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。  
 農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に係る業務を行っている。
3. 農業委員会については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年度は8月1日現在、平成27年度は9月1日現在。
4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20年度からの調査。
5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。
6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。

## 第2節

### 防災における 男女共同参画

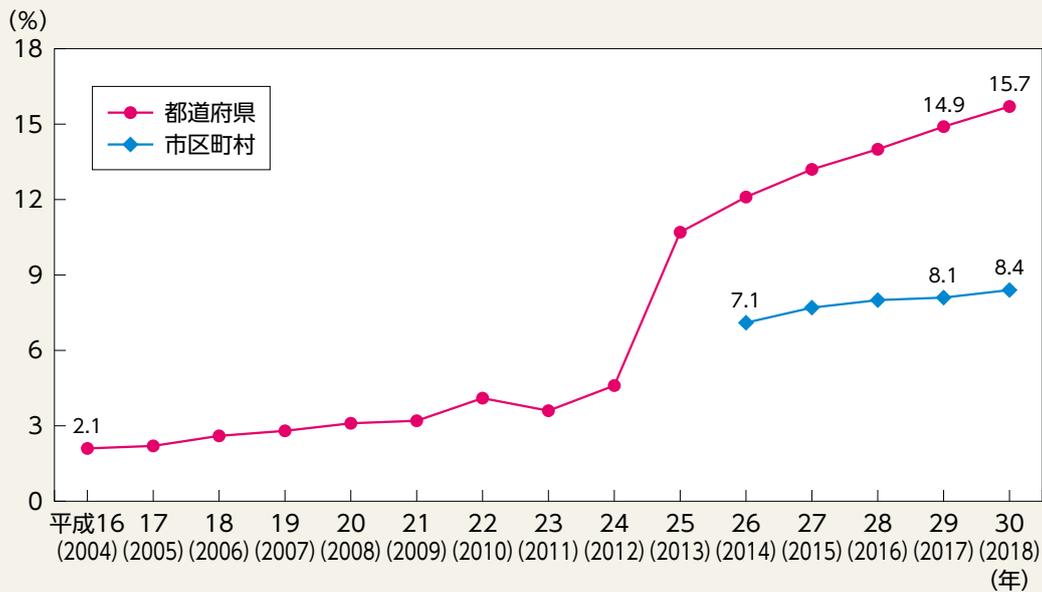
#### (防災会議の委員に占める女性の割合)

地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合は、平成30(2018)年4月1日現在、都道府県防災会議が15.7% (前年比0.8%ポイント増)、市区町村防災会議が8.4% (同

0.3%ポイント増)といずれも上昇傾向にある。

都道府県防災会議では、女性委員のいない会議数が平成25年に初めてゼロとなった。一方、市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は、平成30(2018)年は385(同会議総数の23.9%、前年比1.7%ポイント減)となっており、そのうち町村の防災会議が339と約9割を占めている(Ⅰ-4-5図、6表)。

Ⅰ-4-5図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（平成30（2018）年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県	(会議数) 47	0	1	10	29	4	0	3	15.7
	(%) 100.0	0.0	2.1	21.3	61.7	8.5	0.0	6.4	
市区町村	(会議数) 1,608	385	231	471	438	63	13	7	8.4
	(%) 100.0	23.9	14.4	29.3	27.2	3.9	0.8	0.4	
市 区	(会議数) 778	46	100	280	291	46	9	6	10.4
	(%) 100.0	5.9	12.9	36.0	37.4	5.9	1.2	0.8	
町 村	(会議数) 830	339	131	191	147	17	4	1	5.5
	(%) 100.0	40.8	15.8	23.0	17.7	2.0	0.5	0.1	

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。  
 2. 原則として各年4月1日現在。  
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、平成24年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。  
 4. 「市区」には特別区を含む。

I-4-6表 地方防災会議の委員に占める女性の割合及び女性委員がない市区町村防災会議数（都道府県別，平成30（2018）年）

都道府県名	都道府県防災会議		市区町村防災会議			
	委員に占める女性の割合（％）		平成30年		（参考）平成29年	
	平成30年	（参考）平成29年	委員に占める女性の割合（％）	女性委員がない防災会議数 / 総防災会議数	委員に占める女性の割合（％）	女性委員がない防災会議数 / 総防災会議数
北海道	8.8	6.2	3.1	95 / 164	3.1	106 / 173
青森県	18.3	18.2	4.7	18 / 39	4.7	19 / 38
岩手県	13.5	15.3	8.2	6 / 33	7.7	6 / 33
宮城県	17.9	16.4	7.2	9 / 28	5.8	10 / 29
秋田県	6.7	8.3	10.8	5 / 24	11.3	5 / 25
山形県	16.7	16.9	5.8	6 / 33	5.6	7 / 32
福島県	11.1	11.1	4.2	25 / 39	4.2	27 / 44
茨城県	11.5	11.5	8.1	4 / 40	7.3	6 / 41
栃木県	17.0	15.4	10.4	4 / 22	9.5	6 / 23
群馬県	12.8	8.5	7.8	5 / 29	6.9	4 / 29
埼玉県	11.6	8.8	10.0	5 / 62	9.5	4 / 62
千葉県	14.8	14.8	9.9	6 / 46	10.3	5 / 48
東京都	12.1	6.0	11.3	5 / 57	11.4	8 / 61
神奈川県	21.1	22.8	11.7	3 / 32	9.6	3 / 33
新潟県	26.8	27.8	5.9	12 / 29	5.9	12 / 29
富山県	15.2	13.8	5.2	3 / 15	4.8	3 / 15
石川県	10.0	10.0	6.5	4 / 18	5.9	6 / 18
福井県	5.4	3.6	10.0	0 / 17	9.4	1 / 17
山梨県	8.1	8.1	8.6	3 / 23	8.3	4 / 24
長野県	14.9	14.9	7.9	21 / 68	7.1	28 / 77
岐阜県	19.7	19.7	8.9	9 / 41	7.6	10 / 41
静岡県	8.5	7.3	9.0	5 / 35	8.6	5 / 35
愛知県	7.4	2.6	9.9	6 / 54	9.5	5 / 54
三重県	8.5	9.1	9.9	3 / 29	9.4	3 / 28
滋賀県	19.0	17.5	9.5	2 / 19	9.2	1 / 19
京都府	21.2	15.2	7.8	5 / 26	7.8	5 / 25
大阪府	10.3	10.3	11.1	3 / 41	10.8	4 / 42
兵庫県	12.7	10.9	9.8	5 / 41	9.9	4 / 40
奈良県	13.3	13.1	9.1	12 / 37	10.5	8 / 32
和歌山県	11.1	11.5	6.4	14 / 28	6.3	15 / 28
鳥取県	43.1	43.3	14.7	3 / 18	15.7	2 / 18
島根県	47.9	40.8	7.5	3 / 19	7.5	3 / 19
岡山県	15.8	14.3	16.6	5 / 22	16.3	5 / 23
広島県	3.4	3.4	7.3	4 / 23	7.2	4 / 23
山口県	10.0	10.2	10.4	3 / 19	9.9	3 / 19
徳島県	48.1	48.1	7.6	8 / 24	7.1	8 / 24
香川県	16.7	13.6	10.5	1 / 17	10.2	0 / 17
愛媛県	8.2	9.8	6.4	4 / 19	6.4	5 / 19
高知県	12.1	12.1	9.8	4 / 32	9.9	5 / 32
福岡県	6.6	6.9	14.4	8 / 54	13.6	12 / 56
佐賀県	27.9	29.4	9.8	3 / 17	9.6	4 / 20
長崎県	16.2	15.2	7.1	4 / 21	6.1	6 / 21
熊本県	10.7	10.7	6.6	7 / 45	6.7	4 / 45
大分県	10.3	9.6	8.8	1 / 17	8.4	1 / 18
宮崎県	7.5	11.3	7.4	6 / 24	6.3	7 / 24
鹿児島県	11.1	9.7	6.5	11 / 42	5.9	13 / 40
沖縄県	13.0	13.0	8.8	7 / 26	8.2	8 / 28
計	15.7	14.9	8.4	385 / 1,608	8.1	420 / 1,641

- （備考）1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。  
2. 原則として4月1日現在。  
3. 北海道胆振東部地震の影響により，北海道厚真町は含まれていない。

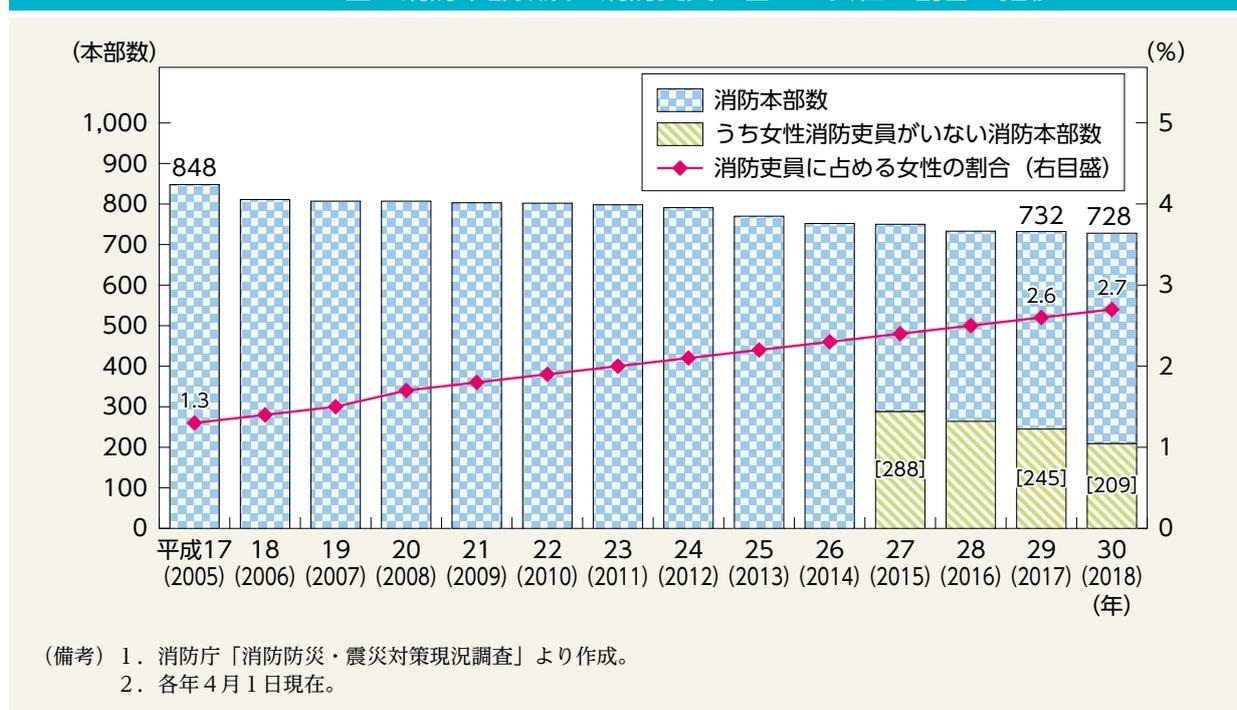
都道府県防災会議では、平成24（2012）年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」（同法第15条第5項第8号）を委員に任命することが可能となったため、この規定を活用し、女性委員の割合を高めた都道府県が多い。都道府県によっては、知事が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用したり、指定公共機関や指定地方公共機関に対し役職を問わず女性の推薦を依頼するなど、女性委員の割合を高める工夫を行っている。

（消防の現場における男女共同参画）

消防吏員に占める女性の割合は、平成30（2018）年4月1日現在で2.7%と年々上昇している。女性消防吏員がいない消防本部数は年々減少しており、同日現在で209（消防本部数の28.7%。前年比4.8%ポイント減）となっている（I-4-7図）。

消防団員に占める女性の割合は、平成30（2018）年4月1日現在で3.1%であり、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある。また、女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており、同日現在、637（消防団数の28.8%、前年比2.1%ポイント減）となっている（I-4-8図）。

I-4-7図 消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移

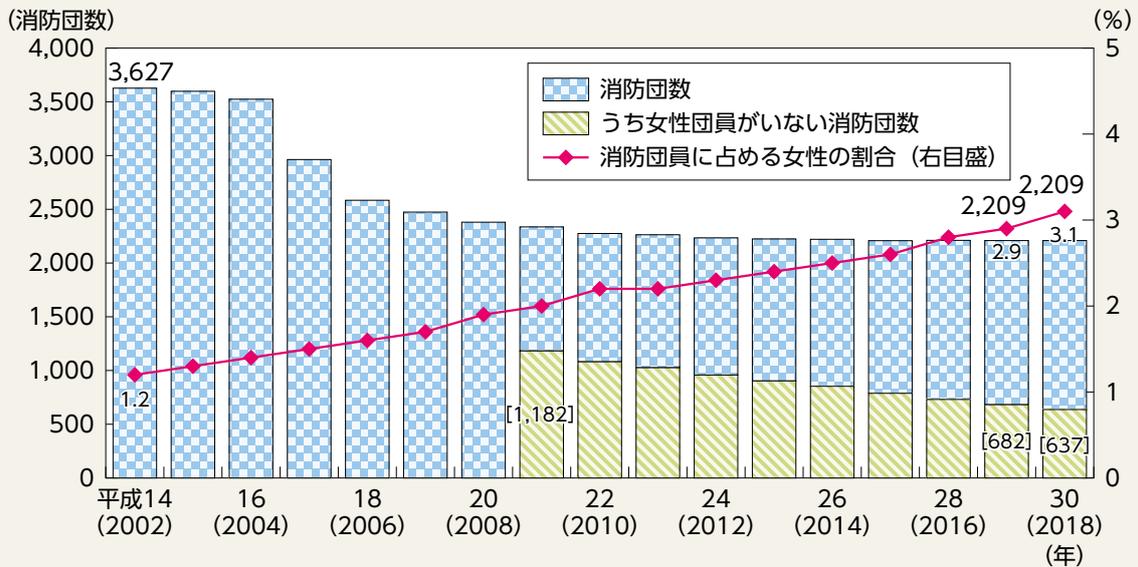


(災害におけるボランティアの状況)

総務省「社会生活基本調査」(平成28年)より、災害に関係した活動(ボランティア活動)の男女別行動者率の推移を見ると、平成28(2016)年は男女共に1.5%であり、東

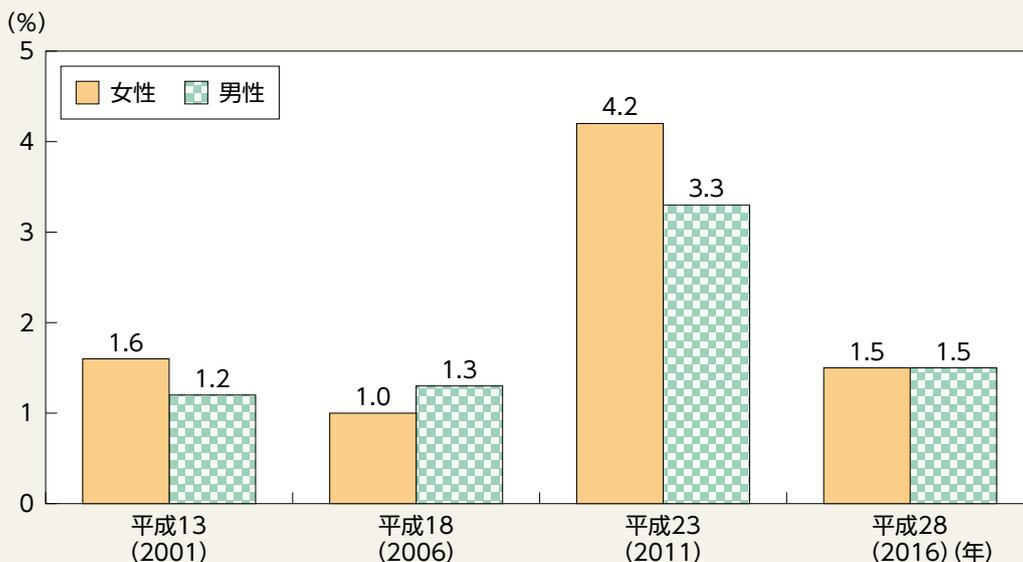
日本大震災が発生した平成23(2011)年に比べて割合は低下したが、平成18(2006)年と比べると上昇している(I-4-9図)。平成28(2016)年調査では、男女ともに50代で行動者率が高くなっている。

I-4-8図 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。  
 2. 原則として各年4月1日現在。  
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の値は、平成22年4月1日の数値で集計。

I-4-9図 災害に関係した活動(ボランティア活動)の男女別行動者率の推移(男女別)



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。  
 2. 行動者率は、10歳以上人口に占める行動者数(過去1年間に該当する種類の活動を行った人(10歳以上)の数)の割合。

## 本章のポイント

## 第1節 生涯を通じた男女の健康

- 平成28（2016）年の健康寿命は、女性74.79年、男性72.14年で、平成25（2013）年より延伸。
- 肥満者の割合は、平成29（2017）年では男性は40代が最も高く35.3%。女性は年代とともに上昇。
- 女性のがん検診の受診率（過去2年間）は上昇傾向にあるが、平成28（2016）年において子宮がん（子宮頸がん）検診が42.4%、乳がん検診が44.9%。

## 第2節 高齢者、ひとり親の状況

- 平成27（2015）年10月1日現在、男性では人口の2割以上、女性では3割近くが65歳以上の高齢者。
- ひとり親世帯はこの10年間同水準で推移しており、平成28（2016）年は、母子世帯数が123.2万世帯、父子世帯数が18.7万世帯。

## 第1節 生涯を通じた男女の健康

## (平均寿命と健康寿命の推移)

平成29（2017）年の平均寿命は、女性は87.26年、男性は81.09年であり、前年に比べて女性が0.13年、男性が0.11年延び、男女とも過去最高を更新している。

健康寿命について見ると、平成28（2016）年は、女性は74.79年、男性は72.14年であり、平成25（2013）年と比べて、3年間で女性は0.58年、男性は0.95年延びている（I-5-1図）。健康寿命と平均寿命の差は平成28（2016）年時点において、女性は12.35年、男性は8.84年である。

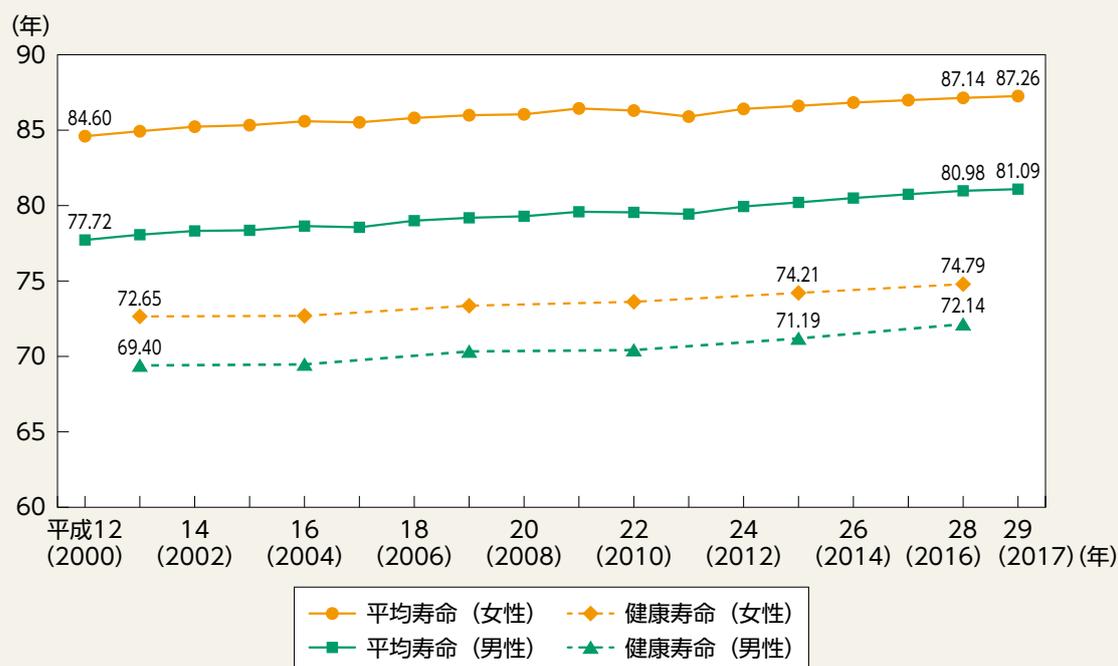
## (健康増進に必要な適切な自己管理)

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成29年）に

よると、肥満者（BMI $\geq$ 25kg/m<sup>2</sup>）の割合は、男性の40代が35.3%と男女、全ての年齢階級を通じて最も高くなっている。やせの者（BMI $<$ 18.5kg/m<sup>2</sup>）の割合は、女性の20代が21.7%と、男女、全ての年齢階級を通じて最も高くなっている。女性においては、年齢とともに肥満者の割合が高くなる傾向にあり、50代以上ではいずれも20%以上となっている。

また、同調査によれば、運動習慣のある者の割合は、20歳以上全体では女性で28.6%（前年比1.2%ポイント増）、男性で35.9%（0.8%ポイント増）であり、この10年間でみると、男女ともに有意な増減はみられない。年代別に見ると、65歳以上では女性で39.0%（前年比1.0%ポイント増）、男性で46.2%（0.3%ポイント減）となっているのに比べ、20～64歳では、女性で20.0%（1.0%ポイント増）、男性で26.3%（2.4%ポイント増）と低くなっている。

## I-5-1 図 平均寿命と健康寿命の推移（男女別）



- (備考) 1. 平均寿命は、平成12年、17年、22年及び27年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成13年から22年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25年、28年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

### (女性特有のがん)

女性に多いがんとして子宮がん、乳がん等があり、これらの女性の総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成29年)で見ると、子宮がんは5.8万人、乳がんは22.9万人であり、平成26(2014)年と比べて子宮がんは0.3万人減少したが、乳がんは2.3万人増加した。

がんの罹患率の高い上位5つのがんを年齢階級別に見ると、1位の乳がん、5位の子宮がんは、年齢が上がるほど罹患率が上がる他のがんとは異なり、20代後半から罹患率が上昇し、40代後半～50代前半でピークになる(I-5-2図)。

また、乳がんや子宮がんは5年相対生存率が高く<sup>68</sup>、早期発見が重要であるが、我が国における女性のがん検診の受診率は、徐々に増加しているものの、なお低く、平成28

(2016)年には、子宮がん(子宮頸がん)検診(20～69歳)は過去2年間で42.4%、乳がん検診(40～69歳)は過去2年間で44.9%にとどまる<sup>69</sup>(I-5-3図)。

子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率について、正規職員、非正規職員、仕事なしで家事を担う者を比べると、子宮がん(子宮頸がん)検診は、20代、30代の若い世代で非正規職員の受診率が低い。乳がん検診は、厚生労働省が推奨する40代以上の受診状況を見ると、非正規職員と仕事なしで家事を担う者で低い。また、正規職員、非正規職員、仕事なしで家事を担う者のいずれも、年代により受診状況にばらつきがあった(I-5-4図)。厚生労働省では、市町村のがん検診の受診率向上のため、平成28(2016)年度から、一定年齢の者に対して、個別の受診勧奨・再

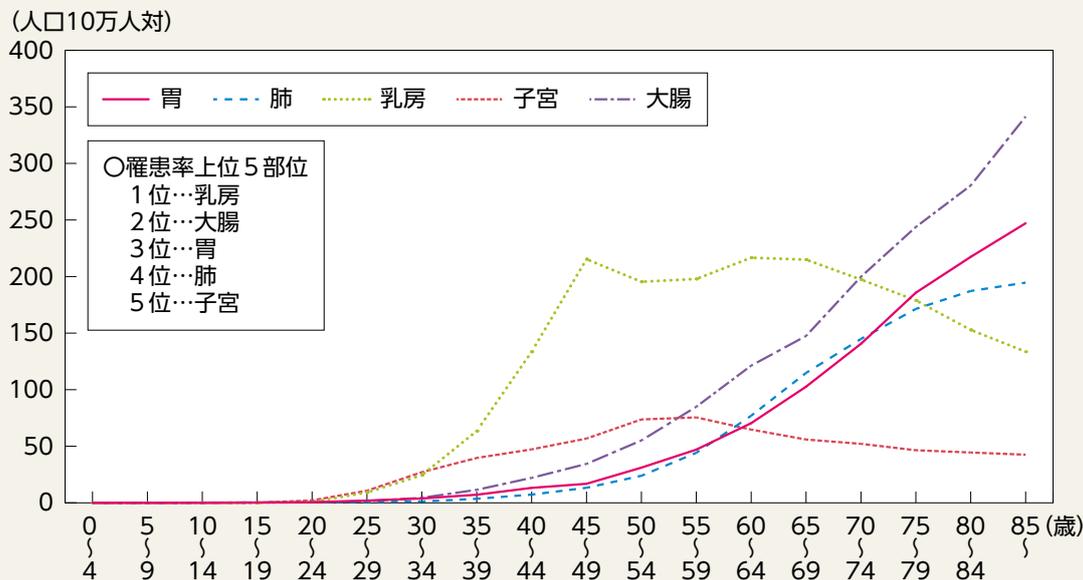
<sup>68</sup> 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」。平成18～20(2006～2008)年診断例による5年相対生存率は、乳がん91.1%、子宮がん76.9%、子宮頸がん73.4%であり、全部位66.0%と比較して高い。

<sup>69</sup> 過去1年間の受診率は、子宮がん(子宮頸がん)検診が33.7%、乳がん検診が36.9%。

勧奨を行う取組を進めている。また、がん検診を受けた者のうち、職域で子宮頸がん検診、乳がん検診を受けた者は、子宮頸がん検診が

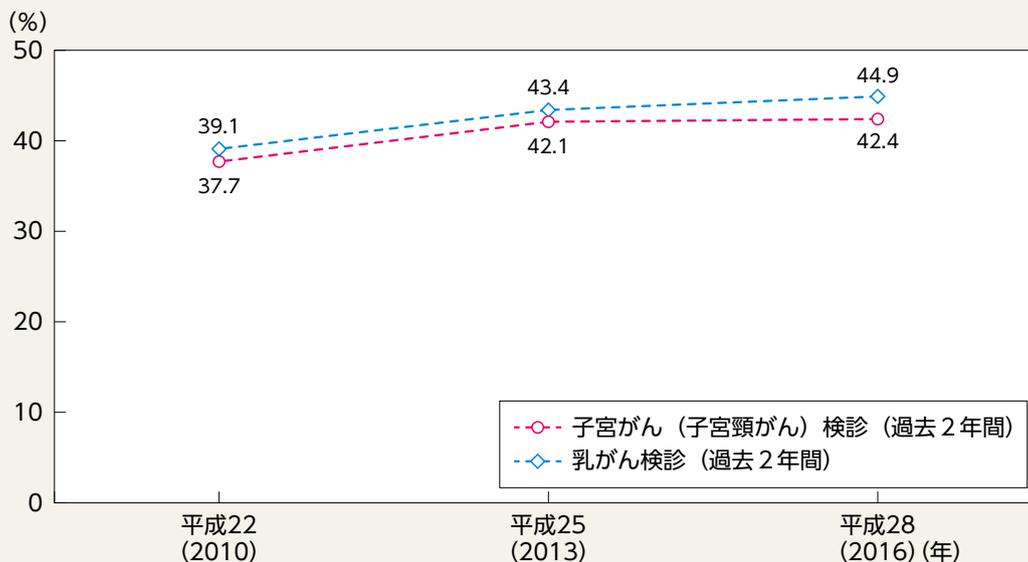
32.3%、乳がん検診が35.8%に上っており<sup>70</sup>、職域でのがん検診もがん対策の観点から大きな役割を担っている。

I-5-2 図 女性の年齢階級別がん罹患率（平成26（2014）年）



(備考) 1. 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」より作成。  
2. 罹患率（人口10万対）が高い上位5位を抽出。  
3. 子宮がんは、子宮頸がん、子宮体がん、および部位不明の子宮がんを合わせたもの。

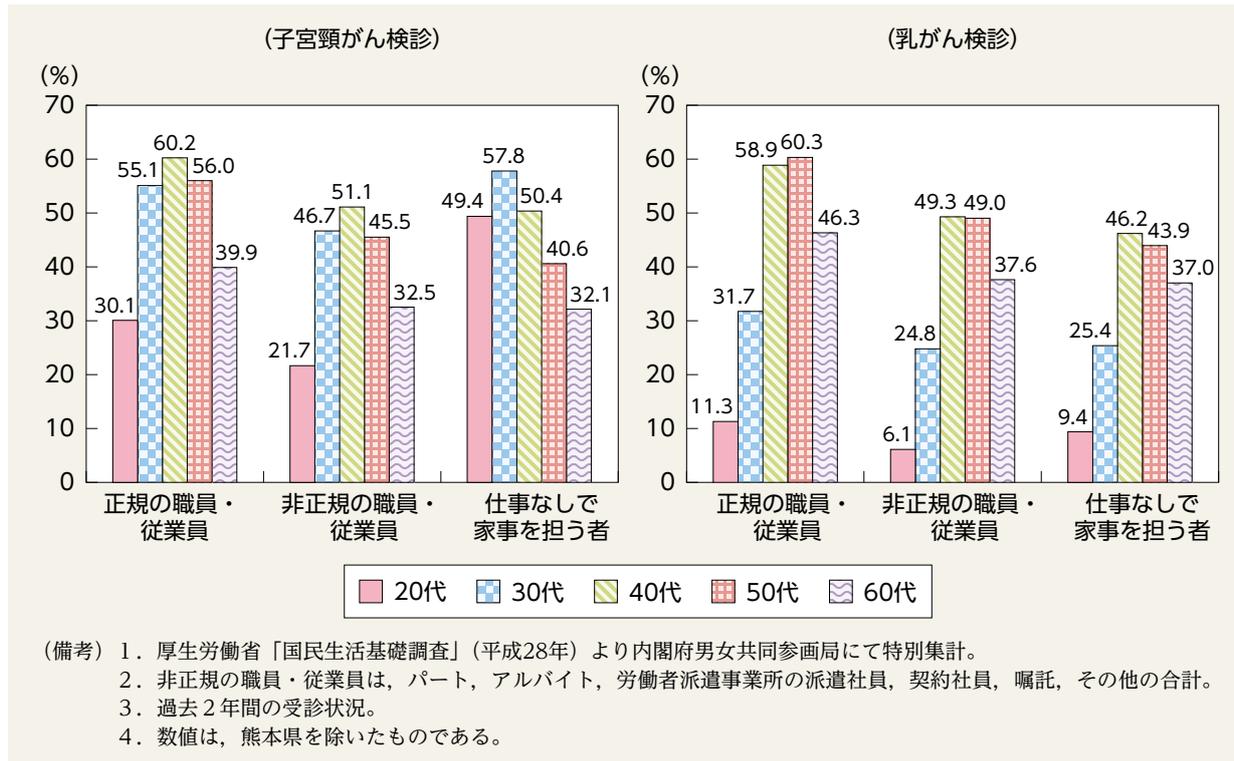
I-5-3 図 子宮がん（子宮頸がん）及び乳がん検診の受診率の推移



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。  
2. 子宮がん検診については、平成22年は「子宮がん検診」、平成25年以降は「子宮がん（子宮頸がん）検診」として調査。  
3. 受診率は、「検診受診者数」/「世帯人員数（入院者除く。）」×100により算出。なお、対象は女性、年齢は「子宮がん（子宮頸がん）検診」が20～69歳、「乳がん検診」が40～69歳。  
4. 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

<sup>70</sup> 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）より内閣府男女共同参画局にて算出した数値。

## I-5-4 図 女性のがん検診受診率



### (人工妊娠中絶の動向)

人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子人口千対)の長期的な推移を見ると、昭和30(1955)年から平成7(1995)年にかけて件数、実施率とも大きく減少し、その後も緩やかな減少傾向にある。年齢階級別に人工妊娠中絶実施率を見ると、昭和30年代には20代及び30代で特に高く、20歳未満は低かったが、現在は年齢階級間の差は縮小している。

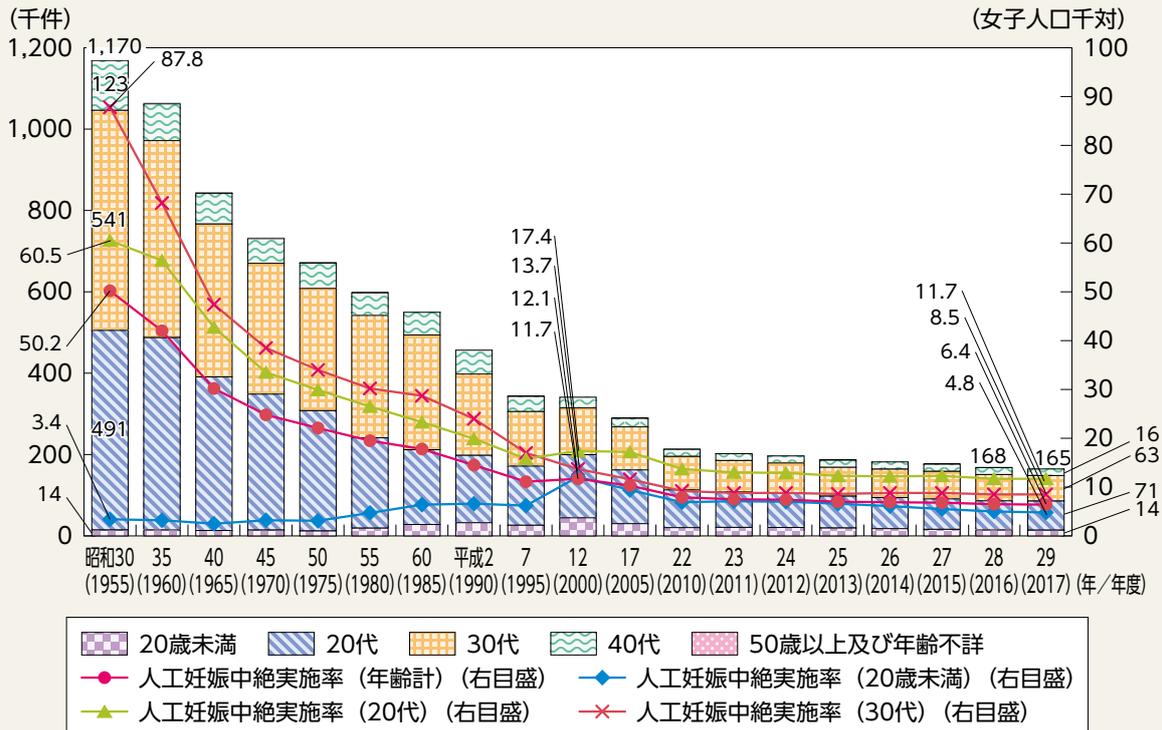
平成29(2017)年度の人工妊娠中絶実施率(年齢計)は6.4であり、年齢階級別では20歳未満が4.8、20代が11.7、30代が8.5と、

20代が高くなっている(I-5-5図)。

### (喫煙率及び飲酒率の動向)

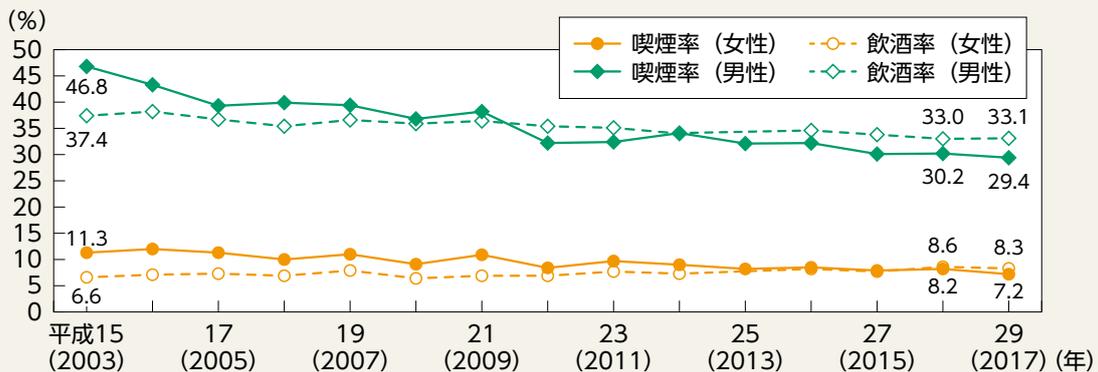
平成15(2003)年から平成29(2017)年にかけての喫煙率の推移を男女別に見ると、女性は11.3%から7.2%まで低下し、平成22(2010)年以降は1割を下回っている。男性は46.8%から29.4%まで低下し、初めて3割を下回った。同期間における飲酒率の推移を見ると、女性は6.6%から8.3%に微増しており、男性は37.4%から33.1%まで、約4%ポイント低下している(I-5-6図)。

I-5-5 図 年齢階級別人工妊娠中絶件数及び実施率の推移



- (備考) 1. 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(年齢計及び20歳未満)は、平成12年までは厚生省「母体保護統計報告」、平成17年度以降は厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。  
平成12年までは暦年の値、平成17年度以降は年度値。
2. 人工妊娠中絶実施率(20代及び30代)の算出に用いた女子人口は、平成22年度まで及び27年度は総務省「国勢調査」、平成23~26年度まで及び28年度以降は総務省「人口推計」による。いずれも各年10月1日現在の値。
3. 人工妊娠中絶実施率は、「当該年齢階級の人工妊娠中絶件数」/「当該年齢階級の女子人口」×1,000。ただし、人工妊娠中絶実施率(20歳未満)は、「人工妊娠中絶件数(20歳未満)」/「女子人口(15~19歳)」×1,000、人工妊娠中絶実施率(年齢計)は、「人工妊娠中絶件数(15歳未満を含め50歳以上を除く。)」/「女子人口(15~49歳)」×1,000。
4. 平成22年度値は、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村を除く。

I-5-6 図 喫煙率及び飲酒率の推移 (男女別)



- (備考) 1. 厚生労働省「国民健康・栄養調査」より作成。
2. 喫煙率は、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」とする者の割合。  
なお、平成24年までは、これまでたばこを習慣的に吸っていたことがある者\*のうち、「この1か月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した者。  
\*平成15~22年は、合計100本以上又は6か月以上たばこを吸っている(吸っていた)者である。  
飲酒率は、週3日以上、清酒に換算し飲酒日1日当たり1合以上飲酒する者の割合。
3. 喫煙率及び飲酒率(男女別)の平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除く。  
平成24年値は、東日本大震災の影響等により調査実施が不可能な地区について代替調査区を再抽出して実施した値。飲酒率については、平成25年は調査未実施。

## 第2節 高齢者、ひとり親の状況

### (高齢化の現状)

平成27(2015)年10月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上人口割合(高齢化率)は26.6%に達し、男性では人口の2割以上(23.7%)、女性では3割近く(29.4%)が65歳以上となっている。また、65歳以上人口の6割近く(56.7%)を女性が占めている(Ⅰ-5-7図)。

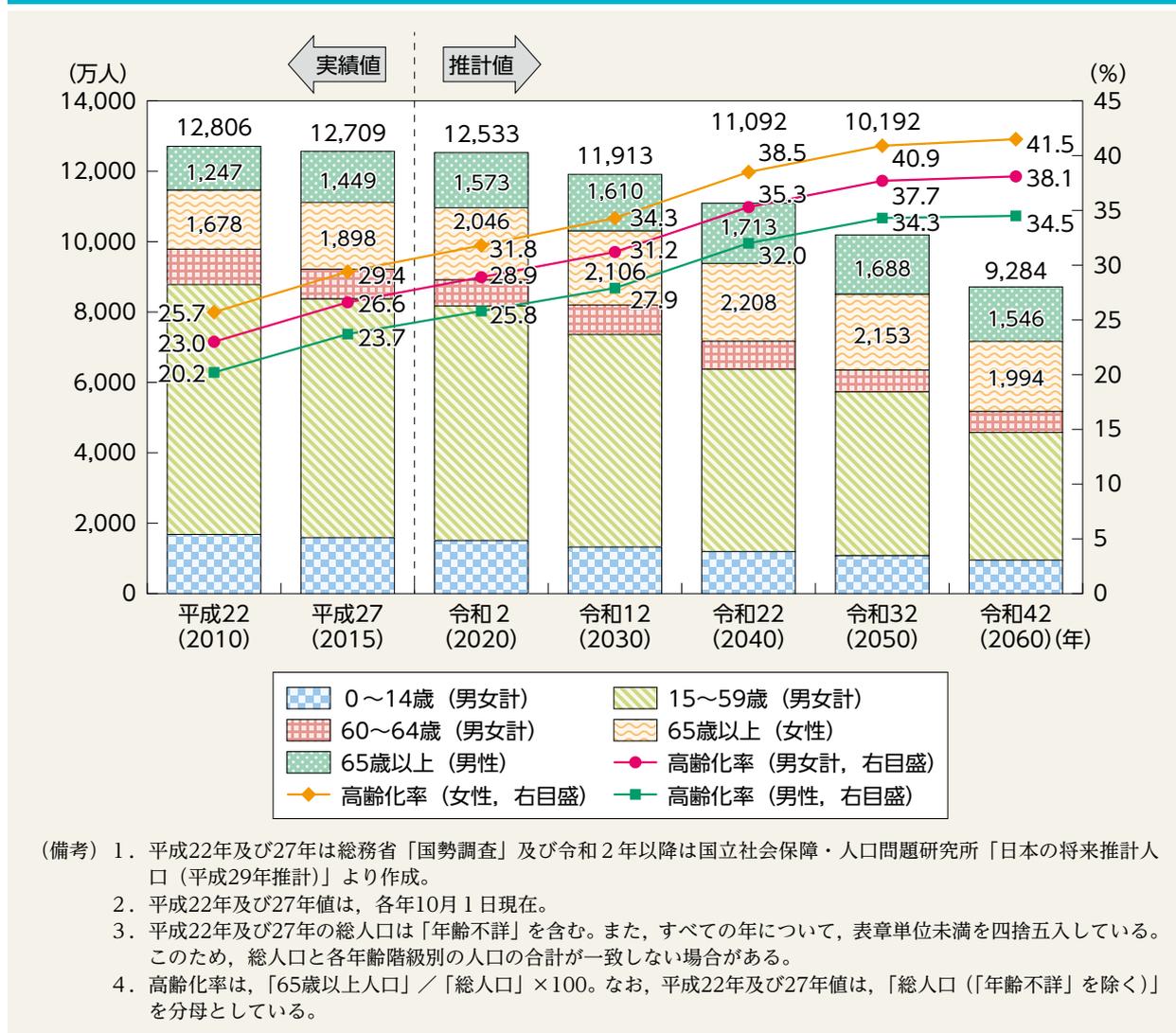
### (高齢男女の就業)

総務省「労働力調査(基本集計)」により、平成20(2008)年と平成30(2018)年の

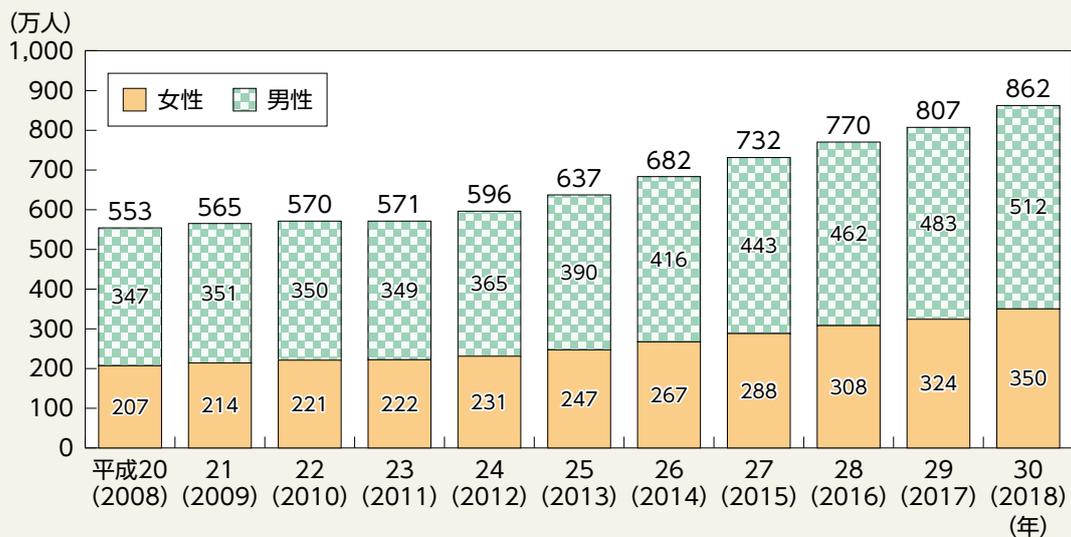
65歳以上(65~69歳及び70歳以上)の就業者数を比較すると、女性は1.7倍(207万人から350万人)に、男性は1.5倍(347万人から512万人)に増えており、男女ともに増加傾向である(Ⅰ-5-8図)。就業率を見ると、特に女性の65~69歳の上昇率が大きく、25.5%から36.6%と11.1%ポイント上昇した。

また、雇用形態について見ると、65歳以上の雇用者については、平成30(2018)年には女性の8割以上、男性の7割以上が非正規雇用であり、女性については55~64歳も67.9%が非正規雇用となっている(Ⅰ-2-7図参照)。

Ⅰ-5-7図 年齢階級別人口の変化と高齢化率の推移(男女別)



I-5-8図 65歳以上の就業者数の推移（男女別）



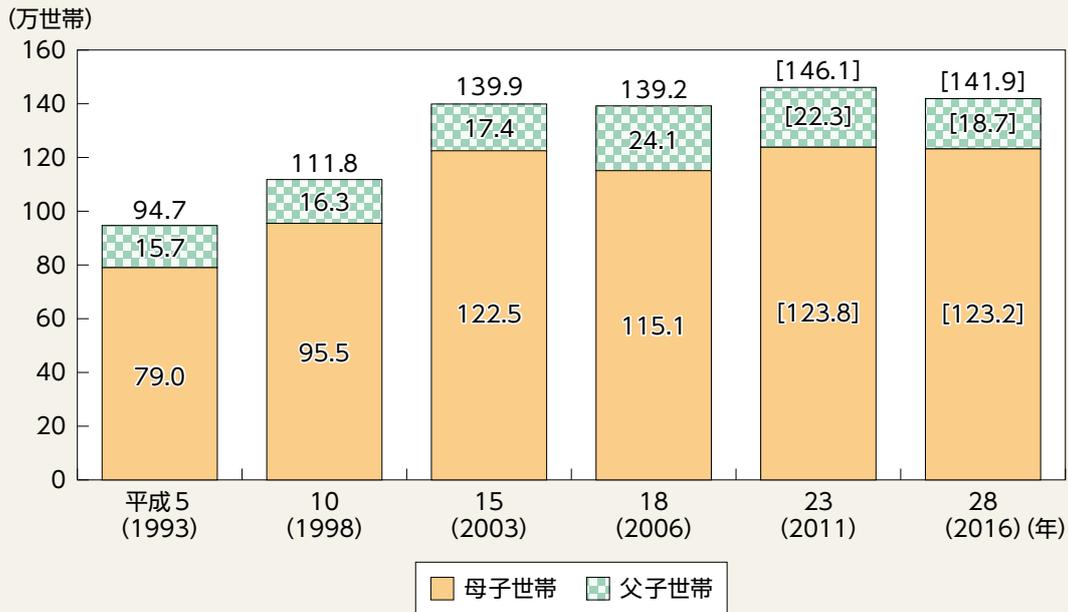
(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。  
 2. 平成20年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている。  
 3. 就業者数の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。  
 4. 就業者数は、小数点第1位を四捨五入しているため、女性及び男性の合計数と就業者総数が異なる場合がある。

### (ひとり親世帯の状況)

子供のいる世帯は徐々に減少しているが、ひとり親世帯は平成5（1993）年から平成15（2003）年までの10年間に94.7万世帯から139.9万世帯へと約5割増加した後、ほぼ同水準で推移している。厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」によると、平成28（2016）年は、ひとり親家庭数141.9万世帯のうち、母子世帯数は123.2万世帯、父子世帯数は18.7万世帯となっており、ひとり親世帯の86.8%が母子世帯である（I-5-9図）。

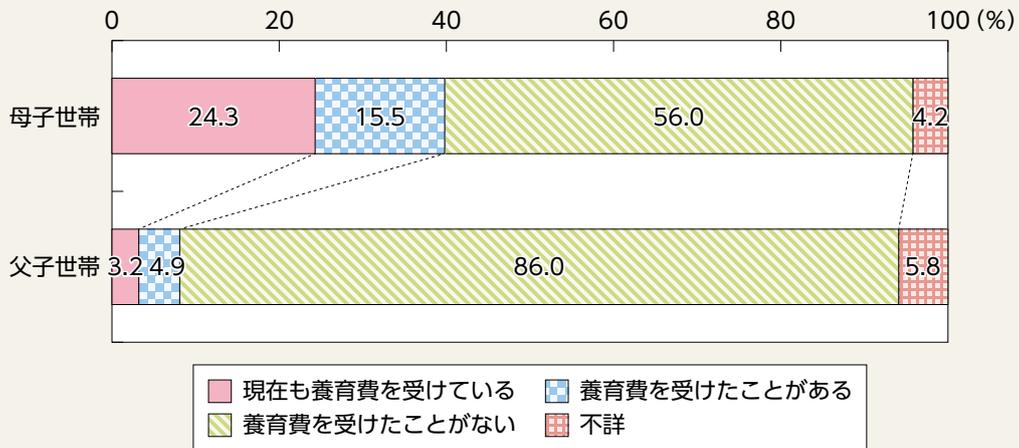
一方で、厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）によると、母子世帯のうち37.6%が年間所得額200万円未満であり、45.1%が生活を「大変苦しい」と感じている。ひとり親世帯で子供が安定した生活環境を享受するためには、養育費の確保が重要であるが、平成28（2016）年に離婚相手から実際に養育費を受け取っているのは、母子世帯で24.3%、父子世帯で3.2%にとどまっている（I-5-10図）。

I-5-9 図 母子世帯数及び父子世帯数の推移



- (備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。  
 2. 各年11月1日現在。  
 3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。  
 4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

I-5-10 図 母子世帯及び父子世帯における養育費の受給状況 (平成28 (2016) 年)



- (備考) 1. 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(平成28年度)より作成。  
 2. 平成28年11月1日現在。

## 本章のポイント

## 第1節 配偶者等からの暴力の実態

- これまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫又は性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」とする者の割合は、女性の13.8%、男性の4.8%。1度でも受けたことがある者の割合は、女性31.3%、男性19.9%（平成29年調査）。
- 配偶者暴力相談支援センターは、平成30（2018）年12月現在、全国283か所。配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は平成26（2014）年度以降10万件を超える高水準で推移し、平成29（2017）年度の相談件数は10万6,110件。
- 配偶者暴力防止法に基づき平成30（2018）年に発令された保護命令件数は、1,700件。

## 第2節 ストーカー行為、性犯罪、子供に対する性的暴力、売買春、人身取引の実態

- 平成30（2018）年のストーカー事案の相談等件数は2万1,556件。ストーカー規制法違反の検挙件数は870件でありいずれも昨年と比べて減少。ストーカー事案に関連する刑法犯・特別法犯の検挙は1,594件であり昨年と比べて減少。
- これまでに特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験のある女性は10.9%、男性は4.5%（平成29年調査）。
- 平成30（2018）年の強制的性交等の認知件数は1,307件、強制わいせつの認知件数は5,340件。強制的性交等は前年に比べて増加し、強制わいせつは前年に比べて減少した。
- これまでに無理やりに性交等された経験のある女性は7.8%、男性は1.5%（平成29年調査）。
- 平成30（2018）年の検挙件数は、児童買春事件827件、児童ポルノ事件3,097件。児童ポルノ事件は過去最多。また、児童虐待事件のうち性的虐待の検挙件数は226件。
- 平成30（2018）年の売春関係事犯検挙件数は530件、人身取引被害者総数は25人で、いずれも前年に比べて減少。

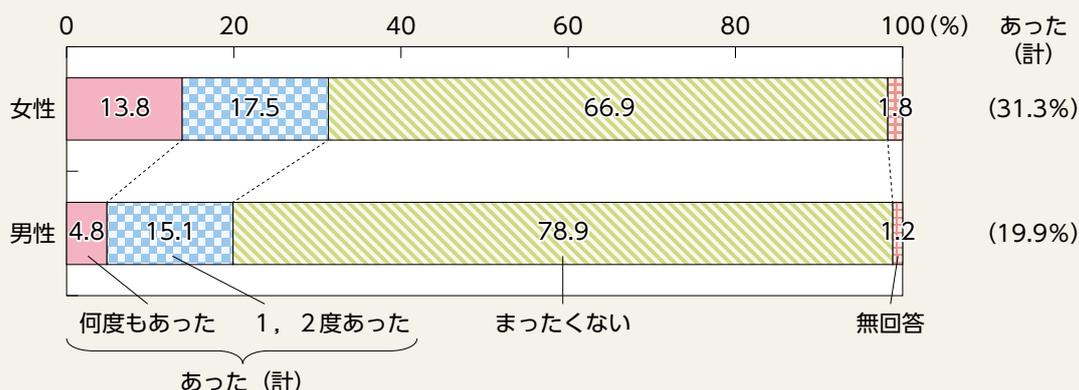
## 第1節 配偶者等からの暴力の実態

## (配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性13.8%、男性4.8%、

「1、2度あった」とする者の割合は女性17.5%、男性15.1%となっており、1度でも受けたことがある者の割合は女性31.3%、男性19.9%となっている（I-6-1図）。

I-6-1 図 配偶者からの被害経験（男女別）



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。  
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。  
 3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下の通り。  
 「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。  
 「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。  
 「経済的圧迫」：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。  
 「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

**(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)の施行(平成13(2001)年10月)後、警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加を続けている。

配偶者間における暴力の被害者は、女性である場合が多く、平成30(2018)年に検挙した配偶者間(内縁を含む。)における殺人、傷害、暴行事件は7,667件であり、そのうち6,960件(90.8%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合を罪種別にみると、殺人の153件中85件(55.6%)を除いて、傷害で2,684件中2,489件(92.7%)、暴行で4,830件中4,386件(90.8%)と圧倒的に女性が被害者となる割合が高くなっている(I-6-2図)。

警察庁「平成30年におけるストーカー事

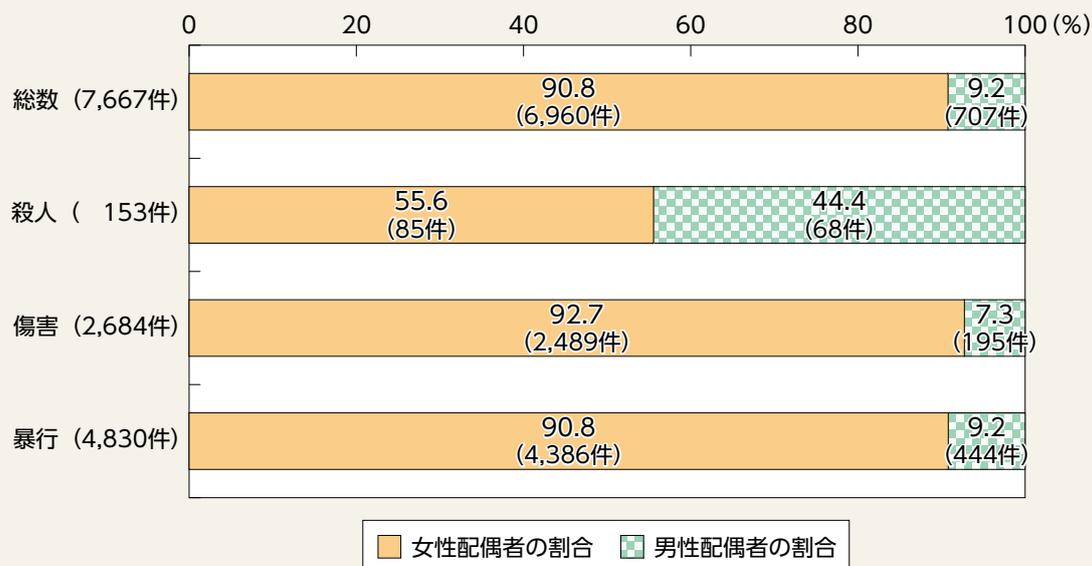
案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、継続して増加しており、平成30(2018)年は7万7,482件と配偶者暴力防止法施行後最多となっている。保護命令違反の検挙は71件と平成27(2015)年以降減少している一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は9,017件であり、継続して増加している。

同資料によると、平成30(2018)年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数の被害者のうち79.4%(61,518件)は女性であるが、男性の割合も増加傾向にある。

また、配偶者間における犯罪のうち、女性が被害者であるものの検挙件数の推移を罪種別に見ると、平成30(2018)年は、傷害は2,489件と前年に比べ増加し、暴行も4,386件と前年と比較して増加した<sup>71</sup>(I-6-3図)。

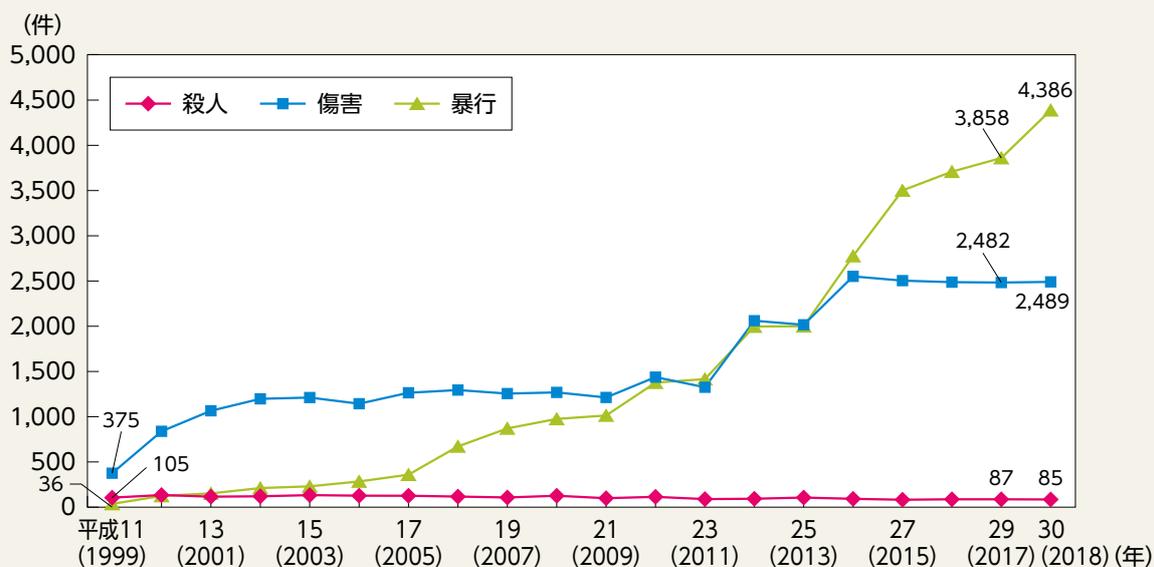
<sup>71</sup> 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

I-6-2 図 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数、平成30（2018）年）



(備考) 警察庁資料より作成。

I-6-3 図 夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

### (配偶者からの被害経験の相談状況)

配偶者から暴力等の被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合について、平成17(2005)年以降の推移を見ると、平成26(2014)年までは女性は5割前後、男性は2割前後で推移していたが、平成29(2017)年は女性57.6%、男性26.9%となっている(Ⅰ-6-4図)。

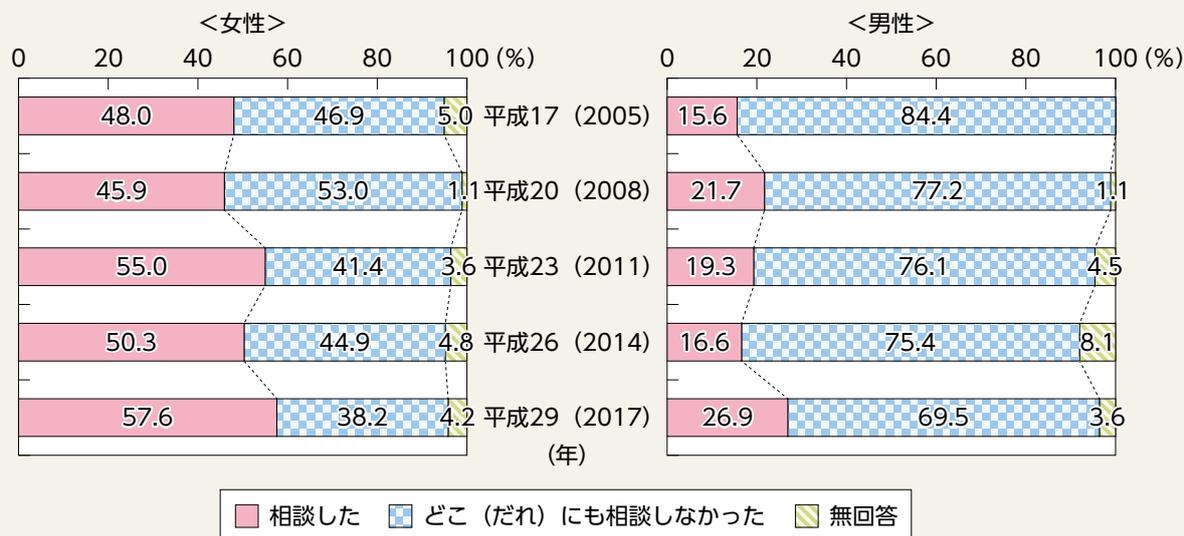
### (配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

配偶者暴力防止法では、都道府県における

配偶者暴力相談支援センターの設置は義務(市町村は努力義務)であり、同センター数は年々増加している。平成30(2018)年12月現在、全国283か所(うち市町村が設置する施設は110か所)が同センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

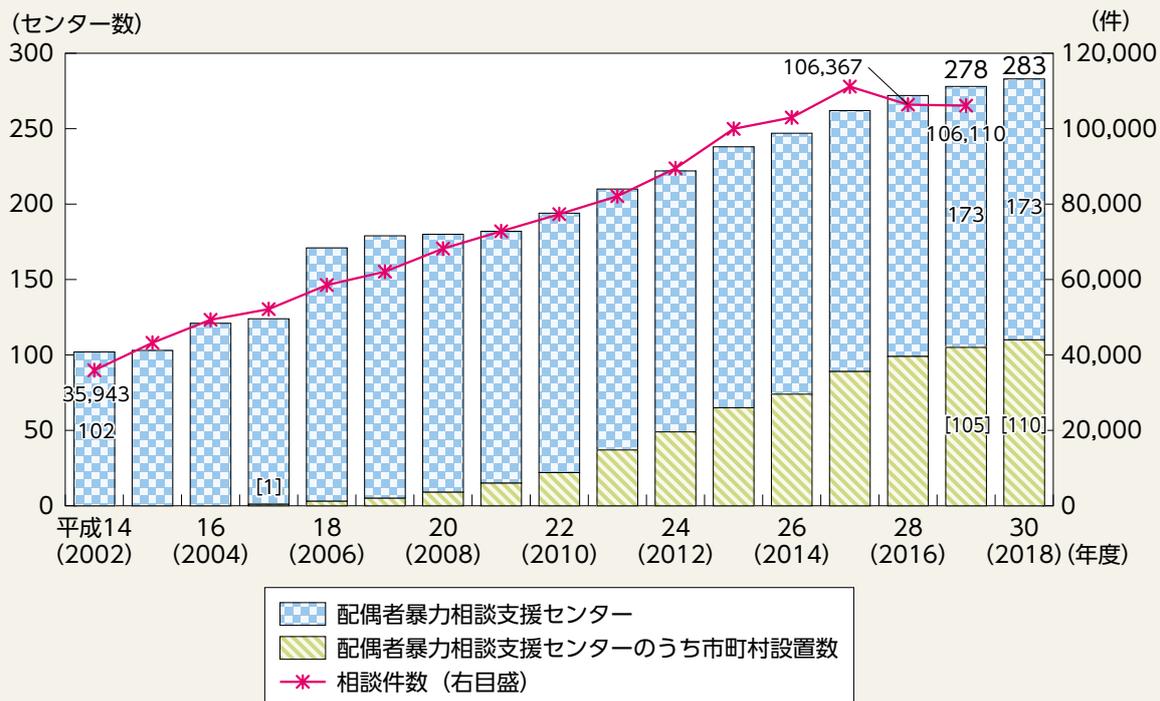
また、平成29(2017)年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万6,110件であり、4年連続で10万件を超える高水準で推移している(Ⅰ-6-5図)。

Ⅰ-6-4図 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移(男女別)



- (備考)
1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
  2. 全国20歳以上の男女を対象(平成17年は4,500人、平成20年以降は5,000人)とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。
  3. 平成17年から23年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、平成26年以降は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。
  4. 平成26年以降は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、平成17年から23年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、平成17年が女性179人、男性90人、平成20年が女性185人、男性92人、平成23年が女性169人、男性88人、平成26年が女性332人、男性211人、平成29年が女性427人、男性223人。前項3と合わせて、調査年により調査方法、設問内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
  5. 四捨五入により100%とならない場合がある。

I-6-5 図 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



(備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。  
 2. 平成19年7月に、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)が改正され、平成20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。  
 3. 各年度末現在の値。平成30年度は平成30年12月現在の値。

### (保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令又は退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

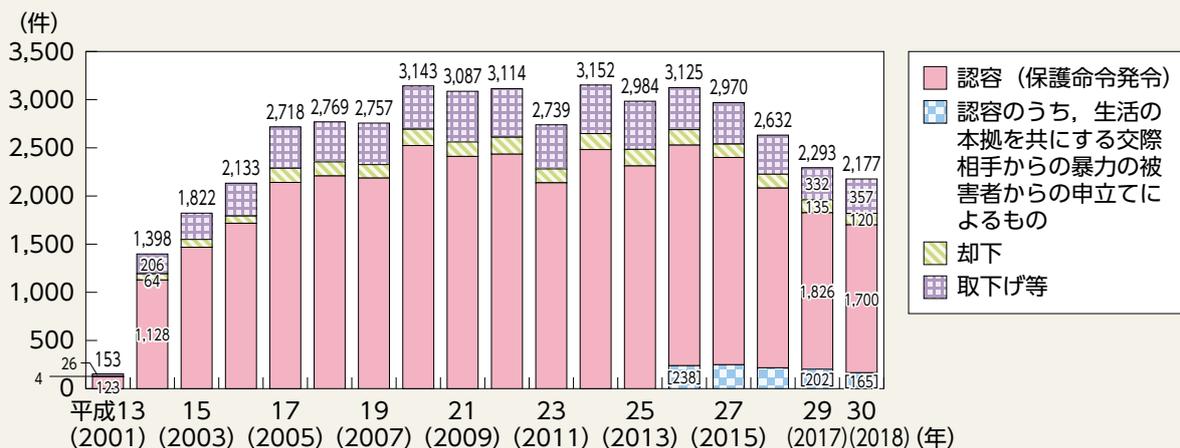
最高裁判所によると、法施行(平成13(2001)年10月)後から平成30(2018)年12月末までに終局した保護命令事件は4万5,166件である。

平成30(2018)年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件(2,177件)のうち、保

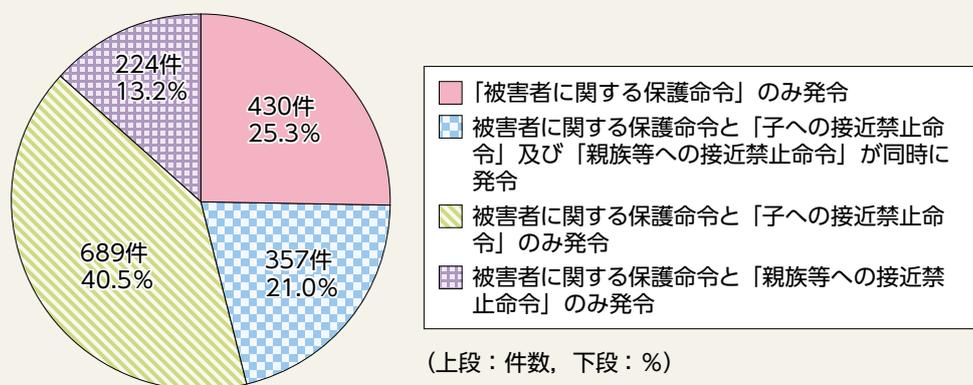
護命令が発令された件数は1,700件であった。

そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは25.3%、被害者に関する保護命令と「子」への接近禁止命令が発令されたものは40.5%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは21.0%となっている(I-6-6図)。

また、平成30(2018)年に終局した事件のうち、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等に係る被害者からの申立てにより保護命令が発令された件数は、165件となっている。



<平成30年における認容 (保護命令発令) 件数の内訳>



(上段: 件数, 下段: %)

- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。  
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。  
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。  
 4. 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。  
 5. 平成30年値は、速報値。

## 第2節

### ストーカー行為, 性犯罪, 子供に対する性的暴力, 売買春, 人身取引の実態

(ストーカー事案の相談等の状況)

平成30 (2018) 年のストーカー事案の相談等件数は2万1,556件で、前年に比べ1,523件 (6.6%) 減少した。ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。) の施行 (平成12 (2000) 年11月) 後からおおむね1万5,000件以下で推移していたが、平成24 (2012) 年に19,920件と急増し、以後高水準で推移している (I-6-7 図)。また、

警察庁「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、被害者の87.9%が女性で、加害者の82.1%が男性となっている。

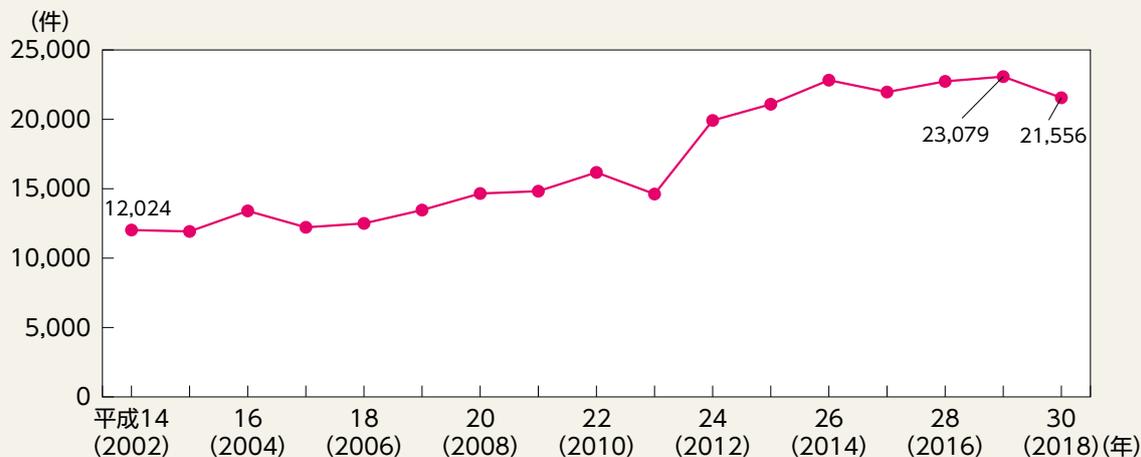
内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年) において、これまでにある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メール等の被害経験を聞いたところ、1人以上の者から被害を受けたことがある者の割合が、女性10.9%、男性4.5%となっている (I-6-8 図)。

また、被害の相談先として、女性は「友人・

知人に相談した」が56.3%で最も多いが、  
男性は「どこ（だれ）にも相談しなかった」

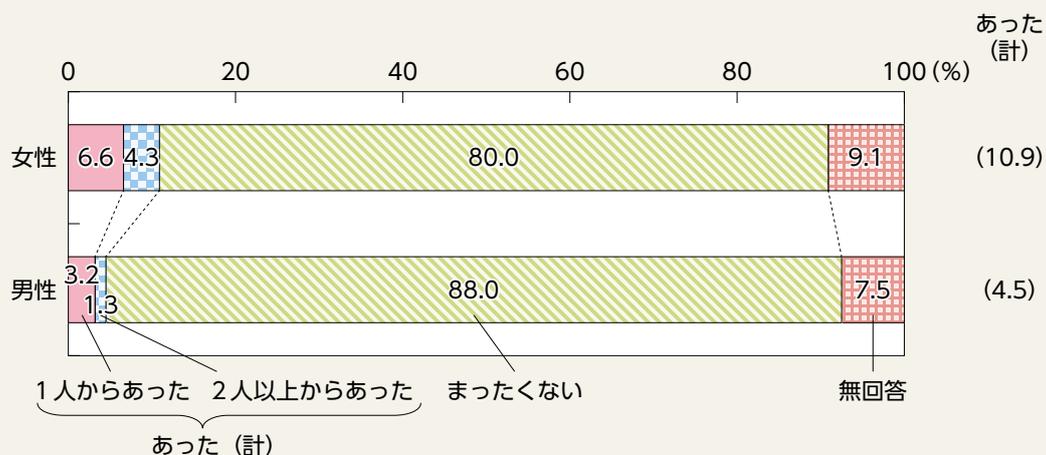
が38.6%で最も多い（I-6-9図）。

I-6-7図 ストーカー事案の相談等件数の推移



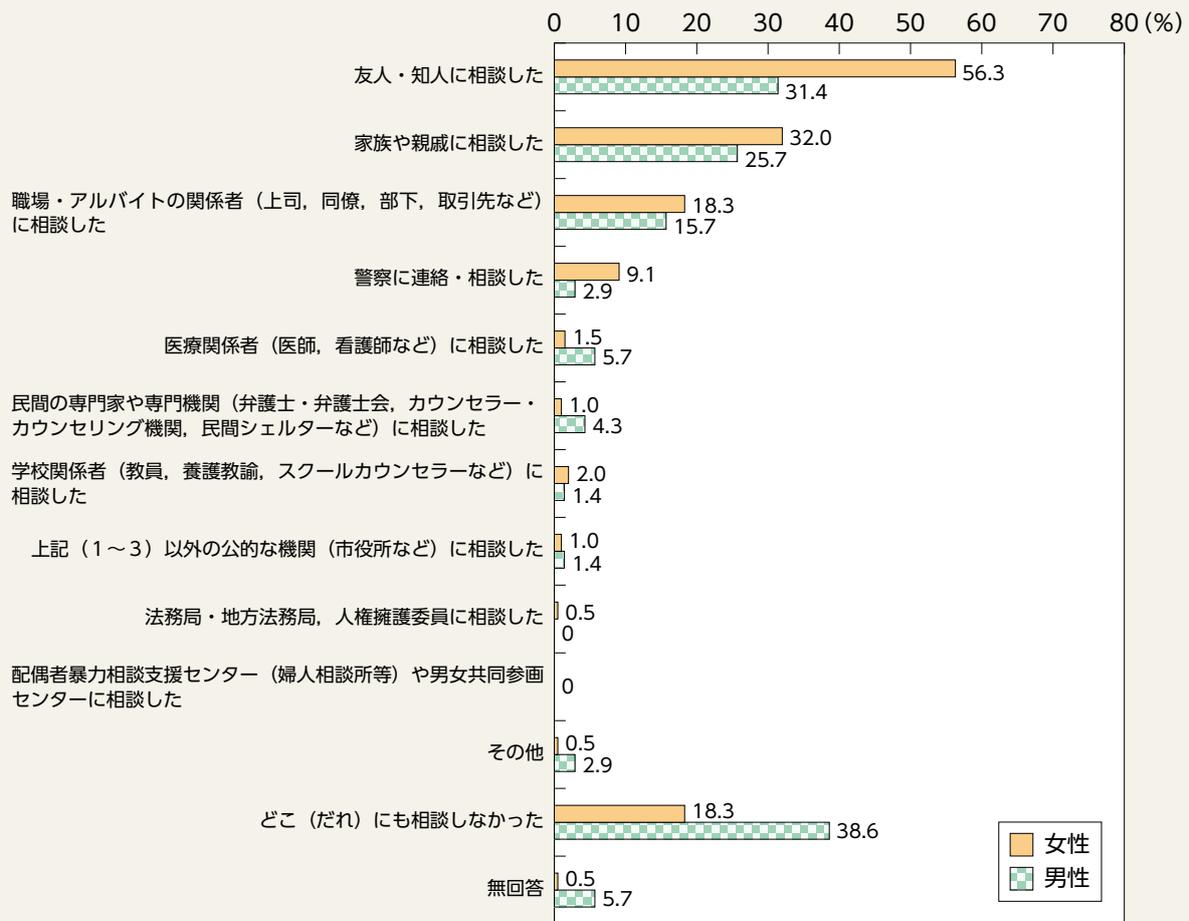
(備考) 警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」より作成。

I-6-8図 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験 (男女別)



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。  
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。  
 3. 「特定の相手からの執拗なつきまとい等」は、ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メールやSNS・ブログ等への書き込みなどの被害のいずれかとして聴取。

I-6-9 図 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害の相談先（複数回答）



（備考）1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）より作成。  
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。本設問は特定の相手から執拗なつきまとい等の被害にあった人が回答。集計対象者は女性197人、男性70人。  
 3. 「上記（1～3）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。  
 ・配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター  
 ・警察  
 ・法務局・地方法務局、人権擁護委員

（ストーカー事案に対する対応状況）

警察庁「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、ストーカー規制法違反の検挙は、平成24（2012）年以降増加していたが、平成30（2018）年は870件と前年に比べて56件（6.0%）減少した。一方、ストーカー事案に関連する刑法犯・特別法犯の検挙は、平成24（2012）年以降高水準で推移していたが、平成29（2017）年から減少し、平成30（2018）年も1,594件（前年比105件（6.2%）減）と減少している。また、ストーカー規制法に基づく警告は平成24（2012）

年以降増加していたが、平成29（2017）年から減少し、平成30（2018）年も2,451件と前年に比べ814件（24.9%）減少している。禁止命令等は、緩やかな増加傾向にあったが、平成29（2017）年から急増し、平成30（2018）年も引き続き大幅に増加して1,157件となり、ストーカー規制法施行後最多となっている。

ストーカー規制法に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は、平成24（2012）年以降増加していたが、平成30（2018）年は7,647件と前年に比べて減少した。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,978件（前年比

436件減少), 防犯ブザー等の被害防止品の  
教示又は貸出しが647件(同131件減少)と  
なっている。

#### (強制性交等・強制わいせつの認知件数)

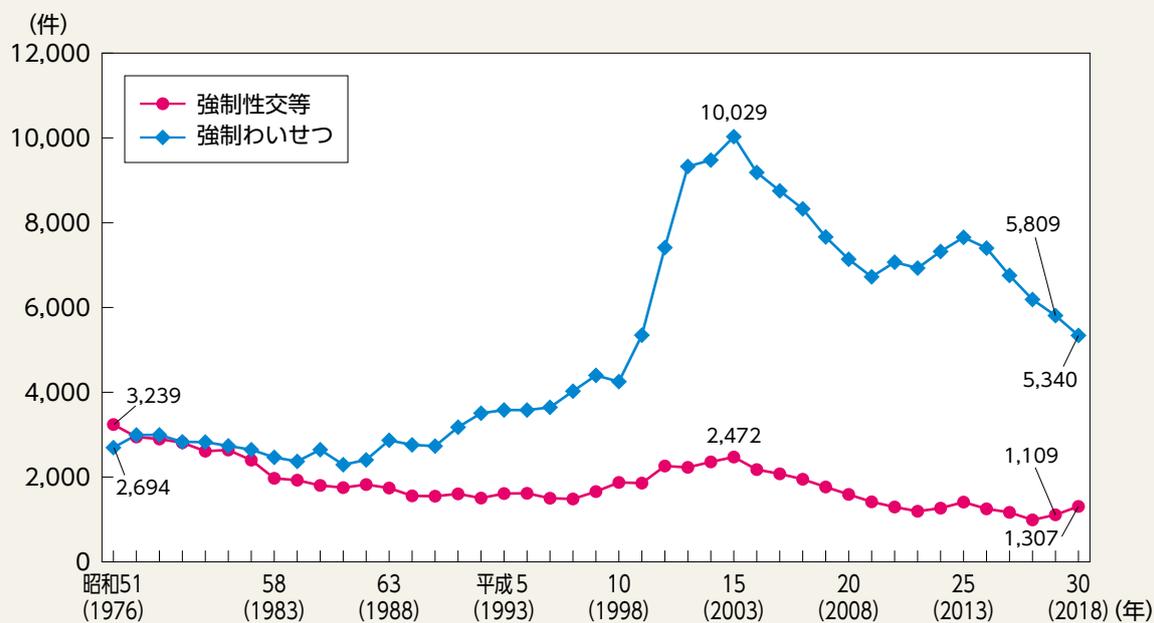
強制性交等及び強制わいせつの認知件数  
は、いずれも平成16(2004)年以降減少傾  
向にあり、平成30(2018)年は強制性交等  
1,307件(前年比198件増加), 強制わいせつ  
5,340件(同469件減少)となっている(I-  
6-10図)。

#### (無理やりに性交された経験)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」  
(平成29年)において、これまでに無理や  
りに性交等された経験を聞いたところ、1回  
以上の被害経験がある女性は7.8%, 男性は  
1.5%となっている。

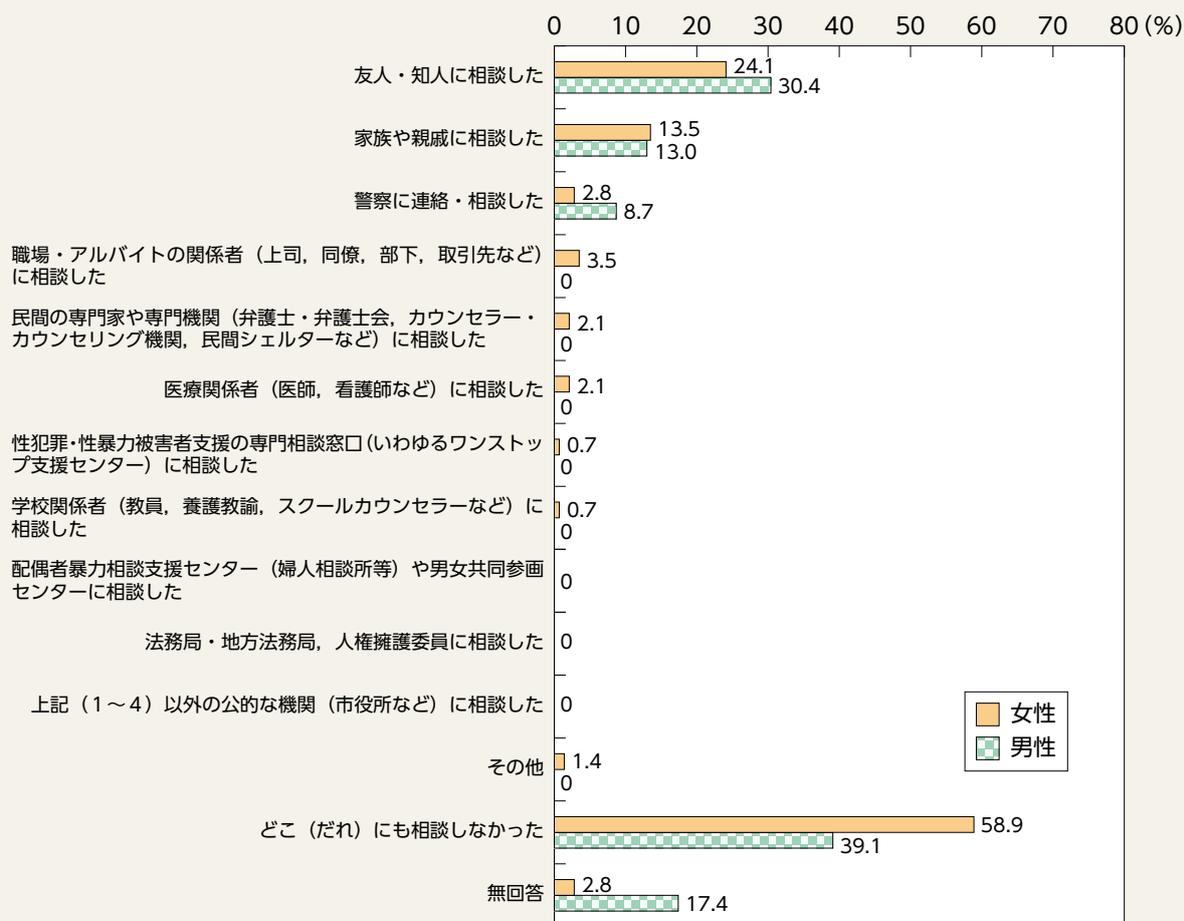
同調査によると、被害経験がある者のうち、  
被害について「どこ(だれ)にも相談しなかつ  
た」者は、女性は58.9%, 男性は39.1%となっ  
ている(I-6-11図)。

I-6-10図 強制性交等・強制わいせつ認知件数の推移



(備考) 警察庁「犯罪統計」より作成。

I-6-11図 無理やりに性交等された被害の相談先（複数回答）



（備考）1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29年）より作成。  
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。本設問は、無理やりに性交されたことがある者が回答。集計対象者は女性141人、男性23人。  
 3. 「上記（1～4）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。  
 ・性犯罪・性暴力被害者支援の専門相談窓口（いわゆるワンストップ支援センター）  
 ・配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター  
 ・警察  
 ・法務局・地方法務局、人権擁護委員

**（子供に対する性的暴力の検挙件数）**

平成30（2018）年の児童買春事件の検挙件数は827件、児童ポルノ事件の検挙件数は3,097件であり、児童ポルノ事件は過去最多となった（I-6-12図）。また、児童虐待のうち性的虐待の検挙件数は226件（前年比57件増加）となっている。

**（売春関係事犯検挙件数）**

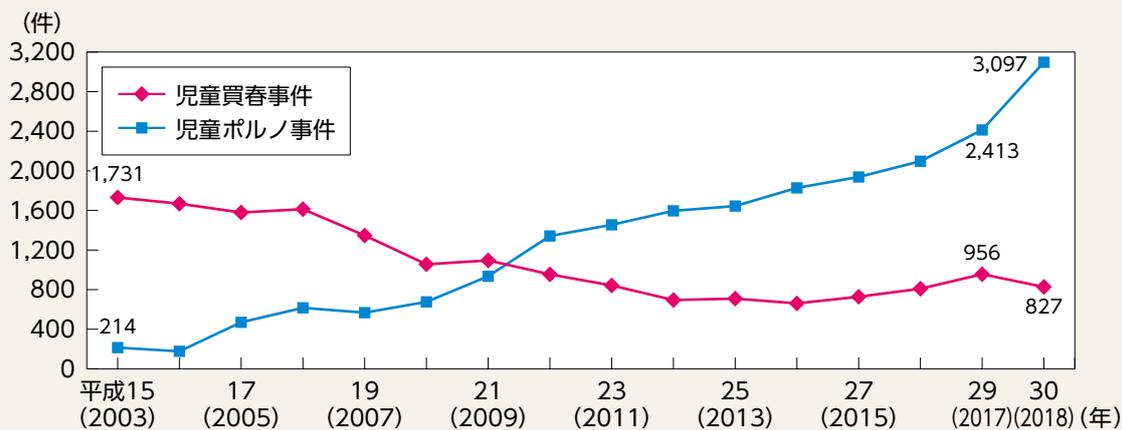
平成30（2018）年の売春関係事犯検挙件数は530件となり、前年と比べ減少した。また、要保護女子総数は212人で前年に比べ減少し、そのうち未成年者が占める割合は

36.8%であり、前年に比べ12.5%ポイント減少している（I-6-13図）。

**（人身取引事犯検挙件数等）**

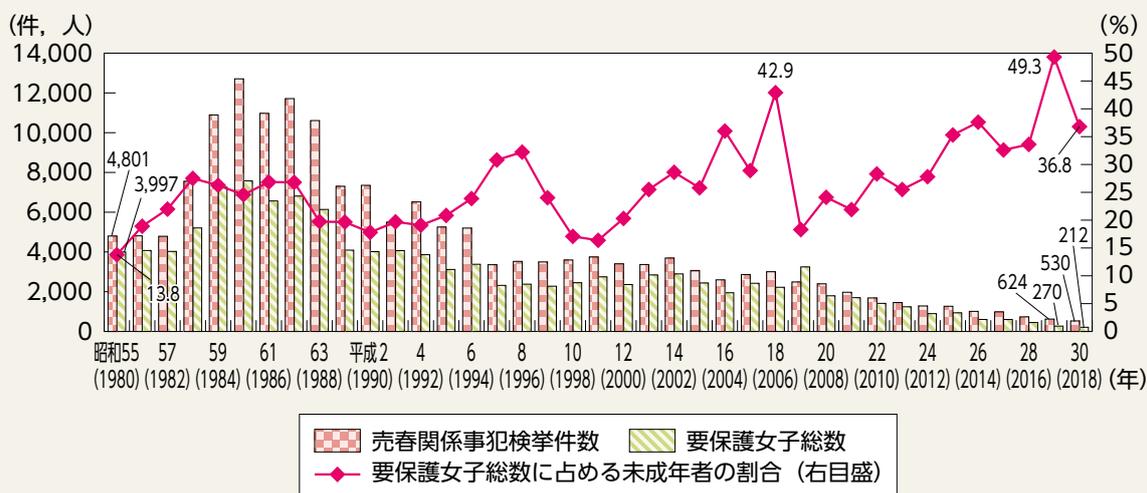
平成30（2018）年の警察における人身取引事犯の検挙件数は36件、検挙人員は40人（うち、ブローカーは1人）であり、被害者総数は、25人と前年から大幅に減少した（I-6-14図）。被害者の国籍は、日本が18人で最も多く、次いでフィリピンが4人となっている。

I-6-12図 児童買春及び児童ポルノ事件の検挙件数の推移



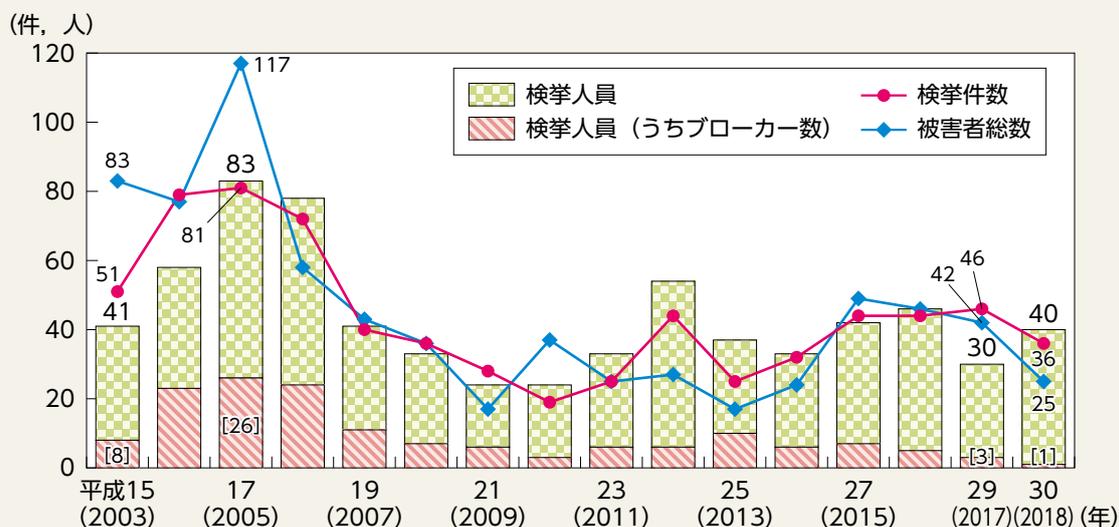
(備考) 警察庁「少年非行, 児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成。

I-6-13図 売春関係事犯検挙件数, 要保護女子総数及び未成年者の割合の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

I-6-14図 人身取引事犯の検挙状況等の推移



(備考) 警察庁「人身取引事犯の検挙状況等について」より作成。